

第十六回国会 衆議院 經濟安定委員會、農林委員會、通商産業委員會連合審査會議録第一号

昭和二十八年七月九日(木曜日)  
午前十時四十四分開議

出席委員

經濟安定委員會

委員長 佐伯 宗義君  
理事小笠 公昭君 理事武田信之助君  
理事栗田 英男君 理事阿部 五郎君  
理事菊川 忠雄君

秋山 利恭君 岸 信介君  
迫水 久常君 神戶 眞君  
楠美 省吾君 飛島田一雄君  
石村 英雄君 小林 進君  
杉村沖治郎君 中村 時雄君  
山本 勝市君

農林委員會

委員長 井出一太郎君  
理事足立 篤郎君 理事綱島 正興君  
理事平野 三郎君 理事金子與重郎君  
理事足鹿 覺君 理事佐竹 新市君  
理事安藤 覺君

小枝 一雄君 佐々木盛雄君  
佐藤洋之助君 松岡 俊三君  
松山 義雄君 吉川 久衛君  
芳賀 貢君 稻富 稜人君  
川俣 清音君

通商産業委員會

委員長 大西 禎夫君  
理事福田 一君 理事永井勝次郎君  
理事伊藤卯四郎君 理事首藤 新八君  
小川 平二君 小金 義昭君  
田中 龍夫君 土倉 宗明君  
笹本 一雄君 加藤 清二君  
始岡 伊平君 川上 貫一君  
出席國務大臣 岡野 清義君  
通商産業大臣 岡野 清義君

出席政府委員

公正取引委員長 横田 正俊君  
農林事務官 農林經濟局長 小倉 武二君  
通商産業事務官 政務次官 古池 信三君  
通商産業事務官(企業局長) 中野 哲夫君

委員外の出席者  
農林事務官(食糧庁業務第二部食品課長) 東辻 正夫君  
農林事務官(食糧庁業務第二部食品課長) 東辻 正夫君  
經濟安定委員會專門員 岡地与四松君  
農林委員會專門員 菅田清治郎君  
農林委員會專門員 難波 理平君  
農林委員會專門員 岩隈 博君  
農林委員會專門員 藤井 信君  
通商産業委員會專門員 谷崎 明君  
通商産業委員會專門員 越田 清七君  
農林委員會專門員 越田 清七君

本日の會議に付した事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

○佐伯委員長 これより經濟安定委員會、農林委員會、通商産業委員會連合審査會を開会いたします。

私が經濟安定委員長でありますので、委員長の職を行います。  
本日は私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案

「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。  
目次中「第三章 不当な事業能力の較差」を「第三章 事業者団体に改める」。

第二条第一項中「事業を営む者をいう」を「事業を行う者をいう」。

事業者の利益のために行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

に改め、同条第六項を次のように改める。

この法律において不正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員會が指定するものをいう。

一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

二 不当な対価をもつて取引すること。

三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争關係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするよう、若しくは強制すること。

第二条第五項を削り、同条第四項中「他の事業者と共同して」の下に「対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等」を加え、同条第二項中「国内における」を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

この法律において事業者団体とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、左に掲げる形態のものを含む。但し、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、且つ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員(社員に準ずるものを含む)である社團法人その他の社團

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

この法律において役員とは、理事、取締役、業務執行する無限責任社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の營業の主任者をいう。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条中第一項及び第二項を次のように改め、第三項を削る。

事業者は、不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項を内容とする國際的協定又は國際的契約をしてはならない。

事業者は、國際的協定又は國際的契約をしたときは、公正取引委員會規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の要(口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書)を添附して、その旨を公正取引

引委員会に届け出なければならない。  
い。

第七条中「第四項第一項、第五  
条」を削り、「第三項」を「第二項」に  
改める。

第三章を次のように改める。

### 第三章 事業者団体

第八条 事業者団体は、左の各号の  
一に該当する行為をしてはならな  
い。

一 一定の取引分野における競争  
を事実的に制限すること。

二 第六条第一項に規定する国際  
的協定又は国際的契約をするこ  
と。

三 一定の事業分野における現在  
又は将来の事業者の数を制限す  
ること。

四 構成事業者(事業者団体の構  
成員である事業者をいう。以下  
同じ。)の機能又は活動を不当に  
制限すること。

五 事業者に不正な取引方法に  
該当する行為をさせるようにす  
ること。

事業者団体は、公正取引委員会  
規則の定めるところにより、その  
成立の日から三十日以内に、その  
旨を公正取引委員会に届け出なけ  
ればならない。

事業者団体は、前項の規定によ  
る届出に係る事項に変更を生じた  
ときは、公正取引委員会規則の定  
めるところにより、その変更の日  
の属する事業年度終了の日から二  
箇月以内に、その旨を公正取引委  
員会に届け出なければならない。

事業者団体が解散したときは、  
公正取引委員会規則の定めるとこ  
ろにより、その解散の日から三十  
日以内に、その旨を公正取引委員  
会に届け出なければならない。

ろにより、その解散の日から三十  
日以内に、その旨を公正取引委員  
会に届け出なければならない。

第八条の二 前条の規定に違反する  
行為があるときは、公正取引委員  
会は、第八章第二節に規定する手  
続に従い、事業者団体に対し、届  
出を命じ、又は当該行為の差止、  
当該団体の解散その他当該行為の  
排除に必要な措置を命ずることが  
できる。

公正取引委員会は、事業者団体  
に対し、前項に掲げる措置を命ず  
る場合において、特に必要がある  
と認めるときは、当該団体の役員  
若しくは管理人又はその構成事業  
者(構成事業者が他の事業者の利  
益のためにする行為を行うもので  
ある場合には、その事業者を含む。  
む。)に対しても、同項の措置を確  
保するために必要な措置を命ずる  
ことができる。

第九条第二項中「外国会社を含  
む。」の下に「以下同じ。」を加え、同  
条第三項を次のように改め、同条第  
四項を削る。

前二項において持株会社とは、  
株式(社員の持分を含む。以下同  
じ。)を所有することにより、国内  
の会社の事業活動を支配すること  
を主たる事業とする会社をいう。

第十条及び第十一条を次のように  
改める。

第十条 会社は、国内の会社の株式  
を取得し、又は所有することによ  
り、一定の取引分野における競争  
を事実的に制限することとなる場  
合には、当該株式を取得し、又は  
所有してはならず、及び不正な

取引方法により国内の会社の株式  
を取得し、又は所有してはならな  
い。

金融業(銀行業、相互銀行業、  
信託業、保険業、無尽業又は証券  
業をいう。以下同じ。)以外の事業  
を営む国内の会社であつて、その  
総資産(最終の貸借対照表による  
資産の合計金額をいう。以下同  
じ。)が一億円をこえるもの又は金  
融業以外の事業を営む外国会社  
は、国内の会社の株式を所有する  
場合(株式の有価証券信託におい  
て自己を受益者とし、自己が議決  
権を行使する場合を含む。)には、  
公正取引委員会規則の定めるとこ  
ろにより、毎事業年度終了の日  
現在においてその所有し、又は信  
託をしている株式に関する報告書  
を二箇月以内に公正取引委員会に  
提出しなければならない。

得し、又は所有する場合。但  
し、委託者が議決権を行使する  
場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合に  
おいて、国内の会社の株式をその  
発行済の株式の総数の百分の十を  
こえて所有することとなつた日か  
ら一年をこえて当該株式を所有し  
ようとするときは、公正取引委員  
会規則の定めるところにより、あ  
らかじめ公正取引委員会の認可を  
受けなければならない。この場合  
における公正取引委員会の認可  
は、金融業を営む会社が当該株式  
をすみやかに処分することを条件  
としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認  
可をしようとするときは、あらか  
じめ大蔵大臣に協議しなければな  
らない。

第十三条及び第十四条を次のよう  
に改める。

第十三条 会社の役員又は従業員  
(継続して会社の業務に従事する  
者であつて、役員以外の者をい  
う。以下本条において同じ。)は、  
国内の会社の役員の地位を兼ねる  
ことにより一定の取引分野におけ  
る競争を事実的に制限することと  
なる場合には、当該役員の地位を  
兼ねてはならない。

会社は、不正な取引方法によ  
り、自己と国内において競争関係  
にある国内の会社に対し、自己の  
役員がその会社の役員若しくは従  
業員の地位を兼ね、又は自己の従  
業員がその会社の役員の地位を兼  
ねることを認めるべきことを強制  
してはならない。

二 証券業を営む会社が業務とし  
て株式を取得し、又は所有する  
場合

三 委託者を受益者とする有価証  
券信託の引受によつて株式を取

得し、又は所有する場合。但  
し、委託者が議決権を行使する  
場合に限る。

前項第一号又は第二号の場合に  
おいて、国内の会社の株式をその  
発行済の株式の総数の百分の十を  
こえて所有することとなつた日か  
ら一年をこえて当該株式を所有し  
ようとするときは、公正取引委員  
会規則の定めるところにより、あ  
らかじめ公正取引委員会の認可を  
受けなければならない。この場合  
における公正取引委員会の認可  
は、金融業を営む会社が当該株式  
をすみやかに処分することを条件  
としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認  
可をしようとするときは、あらか  
じめ大蔵大臣に協議しなければな  
らない。

第十三条及び第十四条を次のよう  
に改める。

第十三条 会社の役員又は従業員  
(継続して会社の業務に従事する  
者であつて、役員以外の者をい  
う。以下本条において同じ。)は、  
国内の会社の役員の地位を兼ねる  
ことにより一定の取引分野におけ  
る競争を事実的に制限することと  
なる場合には、当該役員の地位を  
兼ねてはならない。

会社は、不正な取引方法によ  
り、自己と国内において競争関係  
にある国内の会社に対し、自己の  
役員がその会社の役員若しくは従  
業員の地位を兼ね、又は自己の従  
業員がその会社の役員の地位を兼  
ねることを認めるべきことを強制  
してはならない。

二 証券業を営む会社が業務とし  
て株式を取得し、又は所有する  
場合

三 委託者を受益者とする有価証  
券信託の引受によつて株式を取

会社の役員又は従業員は、その  
会社の国内において競争関係にあ  
る国内の会社の役員の地位を兼ね  
る場合において、これらの会社の  
うち、いずれか一つの会社の総資  
産が一億円をこえるときは、公正  
取引委員会規則の定めるところに  
より、その役員の地位を兼ねるこ  
ととなつた日から三十日以内に、  
その旨を公正取引委員会に届け出  
なければならない。

第十四条 会社以外の者は、国内の  
会社の株式を取得し、又は所有す  
ることにより一定の取引分野にお  
ける競争を事実的に制限すること  
となる場合には、当該株式を取得  
し、又は所有してはならず、及び  
不正な取引方法により国内の会  
社の株式を取得し、又は所有して  
はならない。

会社以外の者は、国内において  
相互に競争関係にある二以上の国  
内の会社の株式をそれぞれ、その発  
行済の株式の総数の百分の十をこ  
えて所有することとなるときは、  
公正取引委員会規則の定めるとこ  
ろにより、その所有することとなつ  
た日から三十日以内に、これらの  
株式に関する報告書を公正取引委  
員会に提出しなければならない。

第十五条第一項中第一号を削り、  
第二号を第一号とし、第三号を第  
二号とし、同条第三項但書中「公正  
取引委員会が、当該合併が第一項  
各号の一に該当する疑があると認  
める場合には、」を「公正取引委員  
会は、その必要があると認める場合  
には、当該期間を短縮し、又は」に  
改め、同条第四項中「同項但書の規

第十五条第一項中第一号を削り、  
第二号を第一号とし、第三号を第  
二号とし、同条第三項但書中「公正  
取引委員会が、当該合併が第一項  
各号の一に該当する疑があると認  
める場合には、」を「公正取引委員  
会は、その必要があると認める場合  
には、当該期間を短縮し、又は」に  
改め、同条第四項中「同項但書の規

第十五条第一項中第一号を削り、  
第二号を第一号とし、第三号を第  
二号とし、同条第三項但書中「公正  
取引委員会が、当該合併が第一項  
各号の一に該当する疑があると認  
める場合には、」を「公正取引委員  
会は、その必要があると認める場合  
には、当該期間を短縮し、又は」に  
改め、同条第四項中「同項但書の規

第十五条第一項中第一号を削り、  
第二号を第一号とし、第三号を第  
二号とし、同条第三項但書中「公正  
取引委員会が、当該合併が第一項  
各号の一に該当する疑があると認  
める場合には、」を「公正取引委員  
会は、その必要があると認める場合  
には、当該期間を短縮し、又は」に  
改め、同条第四項中「同項但書の規

第十五条第一項中第一号を削り、  
第二号を第一号とし、第三号を第  
二号とし、同条第三項但書中「公正  
取引委員会が、当該合併が第一項  
各号の一に該当する疑があると認  
める場合には、」を「公正取引委員  
会は、その必要があると認める場合  
には、当該期間を短縮し、又は」に  
改め、同条第四項中「同項但書の規

第十五条第一項中第一号を削り、  
第二号を第一号とし、第三号を第  
二号とし、同条第三項但書中「公正  
取引委員会が、当該合併が第一項  
各号の一に該当する疑があると認  
める場合には、」を「公正取引委員  
会は、その必要があると認める場合  
には、当該期間を短縮し、又は」に  
改め、同条第四項中「同項但書の規

定により」の下に「短縮され、若しくは」を加え、同条第五項を削る。  
第十六条中「(外国会社を含む。以下本条において同じ。)」を削る。

第十七条の二第二項中「第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第二項」を「第十條第一項、第二項」に改め、「公正取引委員会」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を加え、

「若しくは社債」を削り、同条第二項中「第十四條第一項、第二項若しくは第三項」を「第十四條」に改め、「公正取引委員会」の下に「第八章第二節に規定する手続に従い、」を加え、

「報告書の提出」の下に「若しくは届出」を加え、同条第三項を削る。

第十八条中「第五條若しくは」を削る。

第二十二條第一項中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加える。

第六章中第二十四條の次に次の三條を加える。

第二十四條の二 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができ、そのを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格(その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。)を決定し、これを維持するためにする正当な行為について、これを適用しない。但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及

びその商品を販売する事業者がする行為にあつては、その商品を生産する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。

二 当該商品について自由な競争が行われていること。

第一項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体を含まないものとする。但し、第八号に掲げる法律の規定に基いて設立された団体にあつては、事業協同組合又は協同組合連合会が当該事業協同組合又は協同組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買受ける場合に限る。

一 国家公務員法

二 農業協同組合法

三 国家公務員共済組合法(日本専売公社法第五十一條第一項、日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法第八

十條第一項において準用する場合を含む。)

四 消費生活協同組合法

五 水産業協同組合法

六 公共企業体等労働関係法

七 労働組合法

八 中小企業等協同組合法

九 地方公務員法

十 森林法

十一 地方公共企業労働関係法

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第二十四條の三 この法律の規定は、特定の商品の供給が著しく均衡を失したため左の各号に該当する事態が生じた場合において、その商品を生産する事業者又はその事業者を構成員とする事業者団体(以下「生産業者等」という。)が、次項又は第三項の認可を受けて共同行為(事業者団体とその構成員に共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。)については、これを適用しない。但し、公正な取引方法を用いるとき、若しくは事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は第七項の規定による公示があつた後一箇月を経過したとき(第六項の請求に応じ、当該事業に係る主務大臣(以下「主務大臣」とい

う。)が、第五項の規定による処分をした場合を除く。)は、この限りでない。

一 当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること。

二 企業の合理化によつては、前号に掲げる事態を克服することが困難であること。

生産業者等は、前項に規定する場合において、同項に規定する事態を克服するため、生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為(設備の更新又は改良を妨げるものを除く。)をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。

生産業者等は、第一項に規定する場合であつて、技術的理由により当該事業に係る商品の生産数量を制限することが著しく困難である場合において、対価の決定に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。

前項の認可を受けることができる。前項の認可を受けて共同行為をした後において、同項に規定する共同行為のみをもつてしては第一項に規定する事態を克服することが著しく困難である場合において、前項に規定する共同行為とともに対価の決定に係る共同行為をしようとするときも、同様とする。

主務大臣は、前二項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前二項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左

の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならない。次項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえていないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することによって不当に制限しないこと。

主務大臣は、第二項又は第三項の認可をした後において、当該共同行為が左の各号の一に該当するに至つたと認めるときは、その行為をしていない生産業者等に対し、これを変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消すことができる。

一 第二項又は第三項に規定する要件を欠くこと。

二 その内容が前項各号に該当するものでないこと。

公正取引委員会は、前項の規定による処分をする必要があると認めるときは、主務大臣に対し、当該処分をすべきことを請求することができる。

公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第二項又は第三項の認可を受けて共同行為をする生産業者等は、当該共同行為を廃止したときは、

遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、第五項の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第二項又は第三項の認可に対して不服がある利害関係人は、認可があつた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、公正取引委員会に不服の申立をすることができる。

公正取引委員会は、前項の不服の申立があつたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、公開による聴聞を行つて決定をし、当該主務大臣及び申立人に文書をもつて通知しなければならない。

主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その決定に従ひ必要な措置をとらなければならない。

主務大臣は、第二項若しくは第三項の認可又は第五項の規定による処分をするため必要があるときは、当該認可若しくは処分に係る事業者若しくは関連事業者又はこれらの団体から報告を徴することができる。

第二十四条の四 この法律の規定は、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するため特に必要がある場合において、生産業者等が次項の認可を受けて共同行為については、これを適用しない。

生産業者等は、前項に規定する場合において、技術若しくは生産品種の制限、原材料若しくは製品の保管若しくは運送の施設の利用又は副産物、くず若しくは廃物の利用若しくは購入に係る共同行為をしようとするときは、主務大臣の認可を受けることができる。

主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、申請に係る共同行為が前項に規定する要件に適合し、且つ、その共同行為が左の各号に該当している旨の公正取引委員会の認定を得なければならない。

次項において準用する前条第五項の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

一 需要者の利益を害するおそれがないこと。

二 一般消費者及び関連事業者(需要者たる者を除く。)の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 その共同行為に参加し、又はその共同行為から脱退することをして不当に制限しないこと。

五 共同行為に参加している者相互間において生産品種の制限の内容が異なる場合においては、特定の品種の生産を不当に特定の事業者に集中するものでないこと。

前条第一項但書及び同条第五項から第十三項までの規定は、第二項の共同行為について、これを準用する。

第三 認可、認定、同意、協議及び処分の請求並びに届出、報告及び通知の受理に関すること。

第四十六條第一項第三号中「所有者」を「所持者に改め、同条第二項中「命令を以て定める公正取引委員会の職員をして、」を「命令をもつて定めるところにより、公正取引委員会の職員を審査官に指定し、」に改める。

公正取引委員会は、第三條、第六條第一項若しくは第二項、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條、第十一條第一項、第十三條、第十四條、第十五條第一項(第十六條において準用する場合を含む)、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしていものに対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

第四十八條第二項中「勧告があつたときは、事業者」を「勧告を受けたもの」に改め、同条第三項中「事業者」を「第一項の規定による勧告を受けたもの」に、「勧告」を「当該勧告」に改める。

第四十九條中第二項を削る。

第五十條を次のように改める。

第五十條 審判開始決定は、文書によつてこれを行い、審判開始決定書には、事件の要旨を記載し、且つ、委員長及び決定の議決に参加した委員がこれに署名押印しなければならない。

審判手続は、審判開始決定書の謄本を第四十八條第一項に規定する当該違反行為をしていもの(以下「被審人」という)に送達することにより、これを開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

審判の期日は、審判開始決定書の謄本を送付した日から三十日後に、これを定めなければならない。但し、被審人の同意を得たときは、この限りでない。

第五十一條中「事業者」を「被審人」に改め、「審判開始決定書」の下に「の謄本」を加える。

第五十一條の二の次に次の一条を加える。

第五十一條の三 第四十六條第二項の規定により指定された審査官は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができ。

第五十二條第一項中「事業者」を「被審人」に、「第八條第一項」を「第八條の二」に改め、同条第二項中「事業者」を「被審人」に、「その他」を「又は公正取引委員会の承認を得た」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二條の二 公正取引委員会は、被審人又は前条第二項の代理人が、正当な理由がなくて、審判の期日に出頭しないときにおいても、審判を行うことができる。

の下に「又は審判官」を加え、「事業者」を「被審人」に改める。

第五十三條の三中「事業者」を「被審人」に改め、「又は不当な事業能力の較差」を削る。

第五十四條を次のように改める。

第五十四條 公正取引委員会は、審判手続を経た後、第三條、第六條第一項若しくは第二項、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十三條、第十四條、第十五條第一項(第十六條において準用する場合を含む)、第十七條又は第十九條の規定に違反する行為があると認める場合には、審決をもつて、被審人に対し、第七條、第八條の二、第十七條の二又は第二十條に規定する措置を命じなければならない。

公正取引委員会は、審判手続を経た後、審判開始決定の時までに前項に規定する行為がなかつたと認める場合及び審判開始決定の時までに同項に規定する行為があり、且つ、既に当該行為がなくなつていものと認める場合には、審決をもつて、その旨を明らかにしなければならない。

第五十八條、第五十九條及び第六十三條中「事業者」を「被審人」に改める。

第六十二條第一項中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に、「事業者」を「被審人」に改める。

第六十四條中「第五十四條」を「第五十四條第一項」に改める。

「第十一條第一項又は第二項」に改める。

第六十六條第二項中「審決の基礎となつた事実が消滅し、若しくは変更した場合において、及び「審判手続を経て」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第六十七條第一項を次のように改める。

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立により、第三條、第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項、第十一條第一項、第十三條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項（第十六條において準用する場合を含む）、第十七條又は第十九條の規定に違反する疑のある行為をしているものに對し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することが出来る。

第六十八條第一項を次のように改める。

前條第一項の規定による裁判については、裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、その執行を免れることができる。

第六十九條の二 書類の送達については、民事訴訟法第六十二條、第六十九條、第七十一條及び

第七十七條の規定を準用する。

この場合において、「執行吏」とあるのは「公正取引委員会の職員」と、「裁判所」とあるのは「公正取引委員会」と読み替へるものとする。

第七十一條及び第七十二條を次のように改める。

第七十一條 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二條第七項の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、且つ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならぬ。

第七十二條 第二條第七項の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

第七十五條中「又は同條第二項」を「若しくは第二項又は第五十一條の二」に改める。

第八十九條第一項を次のように改める。

左の各号の一に該当するものは、これを三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項又は第八條第一項第二号の規定に違反して不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八條第一項第三号又は第四号の規定に違反したもの

第九十條中第三号を削り、第四号中「第五十四條を」「第五十四條第一項」に、「従わない者を」「従わない」に改め、同条第三号とする。

第九十一條第二号中「又は同條第二項及び又はは社債」を削り、同条第三号中「若しくは同條第二項」を削り、「同條第五項」を「同條第二項」に改め、同條第四号中「第十三條」の下に「第一項」を加え、同條第五号中「又は同條第三項及び又はは社債」を削る。

第九十一條の二を次のように改める。

第九十一條の二 左の各号の一に該当するものは、これを二十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出したもの

二 第八條第二項から第四項までの規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出したもの

偽の記載をした報告書を提出した者

六 第十五條第二項（第十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

七 第十五條第三項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

八 第十六條において準用する第十五條第三項の規定に違反して第十六條各号の一に該当する行為をした者

九 第二十四條の二第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十四條の二を次のように改める。

第九十四條の二 左の各号の一に該当するものは、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第二十四條の三第十三項（第二十四條の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたもの

参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四 第四十六條第一項第二号若しくは第二項又は第五十一條の二の規定による鑑定人に対する処分違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

五 第四十六條第一項第三号若しくは第二項又は第五十一條の二の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

六 第五十三條の二において準用する刑事訴訟法第五十四條又は第六十六條の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしないう者

第九十五條第二項中「第九十一條の二第一号若しくは第三号」を「第九十一條の二第一号、第二号若しくは第五号」に改める。

第九十五條の次に次の二條を加える。

第九十五條の二 第八十九條第一項第二号又は第九十條第一号若しくは第二号の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講ぜず、又は該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その事業者を含む。）に對しても、それぞれ各本條の罰金刑を科する。

前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十五条の三 裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第八十九条第一項第二号又は第九十条に規定する刑の言渡と同時に、事業者団体の解散を宣告することとする。

前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

第九十六条第三項中「その告発に係る犯罪について、」の下に「前条第一項又は」を加える。

第九十七条中「第五十四条を」を「第五十四条第一項に、」違反した者」を「違反したものに改める。

第九十八条中「違反した者」を「違反したものに改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 事業者団体の法(昭和二十三年法律第九十一号)は、廃止する。

3 この法律の施行前に生じた事項については、改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)及び旧事業者団体の規定を適用する。

4 この法律の施行の際、公正取引委員会の審決が確定していない事項については、旧法の規定による

不正な競争方法であつて、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)の規定による不正な取引方法であるものに關する事項を除き、前項の規定にかかわらず、新法を適用する。但し、既に行つた手続の効力を妨げない。

5 この法律の施行に際し、公正取引委員会が、旧法第七十二条第一項の規定により告示した不正な競争方法について新法第二十七条の規定による指定をしようとするときは、新法第七十一条の規定は、適用しない。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「事業者」の下に「又は事業者団体」を加え、「法律(昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ。)」を「法令」に、「その法律」を「その法令」に改め、但書を削り、第一号から第八号までを次のように改め、第九号及び第十号を削る。

一 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第二十五条第一項(軌道法(大正十年法律第七十六号)第二十六条において準用する場合を含む。)

二 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)第二条第

一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同条第二項三 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)四 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)五 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第四章六 電気及びガスに関する臨時措置に關する法律(昭和二十七年法律第三十四号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条七 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第 号)第十二条第一項八 旧ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基く命令であつて、現に法律としての効力を有するもの

第二、条但書を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。第二条 私的独占禁止法第八條の規定は、左に掲げる団体に對しては、これを適用しない。

一 私的独占禁止法第二十四条各号に掲げる要件を備え、且つ、左に掲げる法律の規定に基いて設立された協同組合その他の団体イ 貸家組合法(昭和十六年法律第四十七号)ロ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)

ハ 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)ニ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)三 左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)ロ 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)ハ 国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)ニ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)ホ 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)ヘ 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)ト 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)チ 損害保険料率算出団体に関する法律リ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)ヌ 船主相互互保組合法(昭和二十五年法律第七十七号)ル 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)ヲ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)ワ 漁船損害補償法カ 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)コ 塩業組合法(昭和二十八年法律第 号)タ 信用協合法(昭和二十八年法律第 号)

レ 開折融資保証法(昭和二十八年法律第 号)三 左に掲げる団体。但し、それぞれの団体に固有な業務を遂行するに必要な範囲に限る。イ 手形法(昭和七年法律第二十号)及び小切手法(昭和八年法律第五十七号)の規定により指定されている手形交換所ロ 閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)第一条の規定に基いて指定された団体ハ 証券取引法の規定に基いて設立された証券取引所に所屬する決済機關ニ たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)第二十五条第一項の規定により届け出たたばこ耕作者の団体及びその連合体四 従業員の数が二十人をこえない事業者である個人が相互扶助を目的として設立した団体であつて、構成事業者の数が十九人をこえないもの

八 保險業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。第十二条ノ二を次のように改める。第十二条ノ二 削除

第十二条ノ三中「及事業者団体法」を削り、同条但書中「不正ナル競争方法」を「不正ナル取引方法」に改める。第百四十四条ノ二を削る。第百四十九条中「又ハ第百四十四条ノ二」を削る

第百四十九条中「又ハ第百四十四条ノ二」を削る

第百四十九条中「又ハ第百四十四条ノ二」を削る



9 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条ノ二 農業協同組合又はハ農業協同組合連合会ヨリ購買受ケントスル者（以下購買要者ト称ス）ガ農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購買ニ関スル農業協同組合法第十條第一項第十一号ノ団体協約又ハ購買契約ヲ結ブ旨ノ申込ヲ受ケタル場合ニ於テ当該申込ニ係ル団体協約又ハ購買契約ニ付テハ購買ニ関スル協定、契約又ハ共同行為（以下協定等ト称ス）左ノ各号ノ要件ヲ具備スルトキハ私的独占ノ禁止及び公正取引ノ確保ニ関スル法律ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ不正ナル取引方法ヲ用フルトキ又ハ不当ニ購買ヲ引下グルコトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 其ノ内容不当ニ差別的ニ非ザルコト  
二 其ノ協定等ニ参加シ又ハ其ノ協定等より脱退スルコトヲ不当ニ制限セザルコト  
購買要者ハ前項ノ協定等ヲ為サントスルトキハ予メ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ツベシ之ヲ変更セントスルトキ亦同ジ  
購買要者ハ第一項ノ協定等ヲ為シタルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ニ届出ツベシ之ヲ変更シタルトキ亦同ジ  
第四十八條中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に

第一号として次の一号を加える。

一 第十五条ノ二第二項又ハ第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者  
第四十九條中「前条第一号」の下に「若ハ第二号」を加える。

10 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項及び第七項中「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。  
11 外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第十二条ノ二から第十二条ノ七まで（保険会社の株式保有並びに私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外）」を「第十二条ノ三から第十二条ノ七まで（私的独占禁止法の適用除外）」に改める。

第三十三條の二を削る。  
第三十五條第一項中「前二条」を「前条」に改める。

12 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の見出し中「及び事業者団体法」を削り、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り、同条但書中「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。

13 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五條中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

14 外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「又は事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り、「これらの法律」を「同法」に改める。

15 農林物資規格法（昭和二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條第三項中第四号及び第五号を削る。

16 船主相互保険組合法の一部を次のように改正する。

第五十五條を次のように改める。  
（私的独占禁止法との関係）  
第五十五條 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の適用又は同法に基き公正取引委員会が行使する権限を排除し、変更し、又はこれらに影響を及ぼすものと解釈してはならない。

17 商工会議所法（昭和二十五年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第八條中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り、「並びにこれらの法律」を「及び同法」に改める。

18 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十八條但書中「又は事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削る。

19 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十五條中「事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」の定めるところに従い、「を」を削る。

20 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「及び第二項」を削る。

21 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一百十一條但書中「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。

22 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第九十三條の見出し中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等」を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に改め、同条中「及び事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）」を削り、同条但書中「不正な競争方法」を「不正な取引方法」に改める。

23 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「第十條第一項及び第二項並びに第十一條第一項及び第二項」を「第十條第一項及び第十一條第一項」に改め、同項但書中「第四條第一項、第五條、」を削り、「第六條第一項若しくは第三項、第十條第一項、第二項若しくは第四項、第十一條第一項若しくは第二項」を「第六條第一項若しくは第二項、第十條、第十一條第一項」に改め、「又は不正な事業能力の較差があること」となると認められる場合」及び「第八條第一項、」を削り、同条第二項中「第十條第一項若しくは第二項又は第十一條第一項若しくは第二項」を「第十條第一項又は第十一條第一項」に改める。

24 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

○佐伯委員長 これより質疑に入りますが、この際先ほど理事会において申合せを行ひまして、質疑は、通産、農林各委員会四人までとし、一人十五分程度、関連質疑は一人一問を許すことに相なりましたから、さよう御了承願ひます。それではこれより順次質疑に入ります。質疑は農林、通産交互にこれを許します。まず足尾銅毒。

○足尾銅委員 私は農林委員の立場から若干の質疑を試みたいと存じます。本法律案の特徴と申しましようか、前回のものよりも著しくカルテルの範圍を広めておられるようであります。

すなわち第二十四条の三等におきまして、技術的によるもののほか生産、販売、設備制限についての共同行為のほかに、これと並行して価格カルテルの結成を認めておられることが、前回の国会に御提案になり、不成立になった案とは著しく異なっております第一点であらうと思つておりますが、その基本となる考え方については、どのような御見解によつて新しく価格カルテルの結成を認めることとせられたのでありましようか。まずこの点からお伺ひいたしたいと思います。

○横田政府委員 前国会にお出しいたしました第二十四条の三に、技術的理由で生産制限が著しく困難の場合につきまして、きつめて例外的に對価の決定にかゝる共同行為をすることを認めたのでございますが、今回さらにこの法案を出しますにつきまして、いろいろ検討いたしました結果、この場合ばかりでなく、さらに生産数量の制限を相当やりまして、なお有効にこの危機を克服することができない、こういう特殊の場合について對価決定を許し、少しでも早くこの不況を回復させる道を開いたわけでございまして、なるほど前回のよりは広がつておりますが、おそれるこの對価協定までを認める場合は非常に限定された場合であらうと考へます。

○足鹿委員 これは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正するとなつておりますが、この価格カルテルをお認めになり、現行法規の根幹とも言うべきこの点を前進せしめられることは、法そのものの精神を骨抜きにする結果になることを私はおそれるのであります。生産、販売あ

るいは設備等についての制限に対する共同行為をさせないということでは、結局この改正案の目的が達成できないという御意見であります。特殊の場合に限つて価格カルテルを認めるということでありまして、その特殊の場合というものの具体的な基準はどういうことになりましようか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○横田政府委員 法文の言葉をもつていただきますと、前項の認可を受け共同行為をした後において、これだけでは事態を克服することが著しく困難であるというふうな表現になつておりますが、この意味は、少し生産制限をやつてみて、それでも効果が上がらない、すぐに価格協定の方へ安易に移つて行くというようなことは嚴重に制限いたしましたので、相当程度生産制限をいたしまして、なお非常に困難であるという場合に限られておるのでございまして、結局それならば生産制限をどの程度、何割までやつて、それでいかなかった場合に許すかということでございますが、これは抽象的にはちよつと申し上げかねるのでございまして、各その場合々々、またいろいろ業種によりまして違ふことと思ひますが、相当の程度まで生産制限をやつた上というふうな解釈をいたしてあります。

○足鹿委員 私ども農林委員会としては、目下非常に大きな問題になつておる案件に、公正取引委員長の御存じのうちに、肥料の問題があります。一つの事例として私はお伺ひしたいのでありますが、本年の二月における事態は、業者の価格協定だと私は見ておりますが、あいつた事態は、事実と

すれば明らかに現行法規の違反であるということとを、先回の農林委員会において公正取引委員長は御言明になつた。現在の肥料情勢下にあつて、日本の肥料工業が国際競争に耐えない、これを近代化し合理化して行くということについては、私も農林の立場といへども、あえて反対をするものではない。しかしそれが国内の農民の犠牲の上において国際競争に耐え得るような振興をはかれる場合において、初めて大消費者としての農民の立場から、また国民人口の五割以上を占める農民の立場からも、また国民的な立場から、これが問題になつて来ることは、よくおわかり願へると思ひます。具体的に言いますならば、現在確安協会等が行つておる価格の協定行為といふものは、生産の制限あるいは滞貨の処置、設備等について必ずしも万全を期しておるとはわれ／＼は考へません。

まずまずが国際競争に耐え得るような近代化、合理化を進めなければならぬはずであるにもかかわらず、事實はいきなり価格協定行為によつて、国内の農民の犠牲の上に輸出ダンピングをやる、こういう形が現実に現われておる。こういう事態を、この法案成立後においては、この改正法案に照して、公正取引委員会としてはいかうにお考へになりますか。抽象的ではなか／＼答弁しにくいとお話でありますから、具体的な事例としてこの点を伺つておきたい。

○横田政府委員 この不況カルテルは、実は条件が非常に厳格にできておりまして、その第一項の第一号におきまして「当該商品の価格がその平均生産費を下り、且つ、当該事業者の相当

部分の事業の継続が困難となるに至るおそれがあること」というようになつておりまして、よく／＼の場合でなければ生産制限カルテルもできないということになつております。ただいまお話を確安の場合におきまして、はたしてこの一号のような状態が先般の二月でありましたか、あの当時もあつたかどうか、また今後の問題といたしまして、こういうような不況の不況事態まで行くことがあるかどうか、問題は実はその点にかゝるように思つてございまして、この点について、もしもこういうような状態に至りますれば、その不況打開のためにカルテルが認められる、もつともこの場合につきましても、第四号にございまして、一般消費者や関連事業者、ことに確安でございましては農民の利益を不当に害するおそれがないことというようなことが、カルテルの認可の条件にもなつておりますので、それらのデータを嚴重に検討いたしました後でなければ、カルテルは許されぬというふうな考へます。

○足鹿委員 不況のカルテルの結成条件の基準について、一応はお話のようになつております。たとへば、「必要な程度をこえてはならない」というような字句があります。また「消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと」と、「不当」というような言葉が使つてある。また「不当に差別しないこと」というような、言葉はきつめて抽象的であります。一体これはたれがその判定を、いかうな方法によつておやりになるのでありますか。確安の場合でも、政府が肥料対策委員会というものをつくつて、それ

ぞれの各界を代表する人々にさらに学識経験者を加えて、ほとんど半蔵にわたつて対策をお練りになつた。しかるにその対策委員会におきましては、生産費の点については何ら具体的な結論に達しなかつた。こういう一つの最近の事例からいいたしまして、たとへば必要な程度、あるいは不当に関連産業の利益を害するおそれがあるかないかというような点、あるいは価格が平均生産費を下まわつていくかないかについての判定——一体この平均生産費といふものは、現在の肥料の場合においては、業者が一方的にお出しになつたものでないか、あまりわれ／＼は正確なものを存じておりません。こういう事態から現実の問題として考へてみましても、条文にはそれ／＼適當な条文あるいは事項が記載してありまして、最終的には、現在の經濟機構下にあつては力が左右するのではないかと。ほんとうの意味において政府を動かす、またそれに近い力を持つておるもの、これが實際的には、この不当の問題であるとか、あるいは必要の程度を越えるときか越えないとかというようなことは、その力関係によつて最終的には、私は決定づけられるものではないかと考へます。これはなか／＼微妙な問題であります。現在お出しになつておる不況カルテルの結成の条件のこの程度の基準をもつてしては、私は結局この法文は、事実上において効力を発揮することが薄く、あるいはなく、最終的には力関係によつて、一方的な価格でもつて消費者大衆の利益を害する行為が起るものではないかというこ

ことを危惧するものであります。



が、そういう点について、公正取引委員長の御所見は何かでありますか。

○横田政府委員 今度のこの認可事務の非常なむずかしいものであることは私も認めますが、結局どこにございませうな条件を認定いたしまする前提といたしましては、事実の把握ということが必要になります。これにつきましては、主として認可申請をして参ります事業者の出したる／＼なものが、一応の材料にはなりますが、それは単に一応の材料でございまして、その上にさらに、公正取引委員会の法律でございまして、これらの事態がはたして認められるかどうかという点については、慎重に調査して参りたいと考えております。結局この要件が満たされることが認められなければ、われ／＼としては絶対にこのカルテルの認可はいたさないつもりでございします。

○足鹿委員 事実の把握のために、調査権の発動があるから、慎重にそれを調査した上でなければカルテルの結成については認容しがたい、これは一応ごもつともであらうと思ひます。その通りだらうと思ひます。しかし現在のこの法律が成立した後における影響として考えられることは、一番最初に紡績あるいは鉄鋼、肥料、こういうようなものが、最も顯著にこの法案によつての動きが出て来るものと私は見ておりますが、その場合、私は他の業種についてはわかりませんが、肥料の場合をいま一つ申し上げてみますならば、事実上において、公正取引委員会が、今まで肥料の生産費調査について、いかように調査をお進めになつて

おりますか。事実私ども、前に一回聞いたこともございしますが、必ずしも私どもの見ておるものと、これは一致しておらない点があつたと記憶しております。しかもこの調査権の発動に際して、二十四条の第十三に、調査権は通産大臣にも認めると、今回は規定を新たに加えておられます。さういふいたしますと、公正取引委員会も調査権の発動をやる、通産省も調査権の発動をやる、こういう二つの調査権の発動が出る、異なつた調査の結果が現れた場合には、その調整はどちらがおやりになるのであります。その調査の結果、処理の仕方というものは、どういふふうになるのであります。

○横田政府委員 通産大臣が認可をいたします前提といたしまして、公正取引委員会のこれらの要件が満たされておるかどうかの認定が必要になつております。従ひまして、通産大臣と公正取引委員会の見解が相違いたした場合は、認可はできない。結局公正取引委員会の認定に拘束せられるといふふうに私は解しております。

○足鹿委員 重大な御発言をいただいたわけでありまして、ただいまの問題について、通産省の御見解はどうでありますか。

○古池政府委員 お答え申し上げます。ただいま公正取引委員長から御答弁がありまして通りに考えております。

○足鹿委員 現在の生産費問題についての実態を見ますと、肥料の場合なんか、当局自体がその判定にほとんどさしを投げておる。あつてもわれ／＼に示さないのか。大体われ／＼、当局もさしを投げておると見ておる。特

に肥料の場合は、いかような機構をつくり、いかような手段方法をもつてしても、真に納得し得るものがわれ／＼に示されたためしがない。これは言い過ぎかもしれませんが、通産省自体が場合によつては業界の利益代表者の存在となりつづけるような傾向すらも、われ／＼は考えざるを得ない場合も従来しばしばありました。国の公正な行政官が、実際においてはさういふ傾向を示しつつあるときに、何を好んで通産大臣に調査権を認める必要があるでしようか。先刻も申しましたように、公正取引委員会は、おそらく公正におやりになるとして、さういふ御見解であつても、力関係によつて、實際的にはその力の前には、何ほどの制約なり、あるいは圧迫なり、いろ／＼な形において受けられる影響といふものを無視することは、私どもはできないと思ひます。むしろかような条文は、百害にそあれ一利もありませう。さういふ点で、私もはことさらに並行して調査権の発動を通産大臣に認められとするならば、関連産業として、いわゆる国内の消費者大衆の中心を占めておる、肥料の場合には農林大臣にも、肥料の問題については、従来その監督権の一元化の問題もしばしば出ておる。これはなか／＼重大な問題であつて、未解決になつておりますが、当然いわけの消費者側の立場に立つた調査権の発動といふものがあつて、初めてここに利害の相反するものが、その調査権の発動をして、さうしてその判定は公正取引委員会がおやりになるということであるならば、若干なずける点もあります。ただ私は肥料の場合を申し上げるのであります。

が、先刻も申しましたごとく、通産大臣自体が業界の利益を代表しておられるような感をわれ／＼は深くしておる。通産省が公正取引委員会と並行して調査権の発動をされることは、無用であると思ひます。一方的であると思ひます。少くともこれは大きな消費者であるところの農民を一応行政的に代表しておいて、そして最終的には公正取引委員会が御決定になるとおしやるならば、ある程度これは私も筋の立つた話だと思ひますが、これでは非常に一方的に偏するものだ。従つて消費者大衆の意向といふものは反映せずして、いたずらに業者の利害といふものが、その調査権の発動から結論に至るまでの間に含まれがたである、われ／＼は考えますが、公正取引委員長はこの点について御所見は何かであります。

○横田政府委員 ただいま私のお答えが少し不十分でございまして、補足させていただきます。公正取引委員会が調査をした上認定をするといふことを申しましたが、その調査の手段はいろ／＼なことが法律に規定されておりました。大体独占禁止法の四十条から四十二条までがそれに關する規定でございします。四十条の方は「職務を行つたに必要があるときは、公務所、特別の

人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる」となつており、これには罰則もついてございします。四十一条では、「職務を行つたに必要があるときは、公務所、特別の

法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に對し、必要な調査を囑託することができる。四十二条では「公聴会を開いて一般の意見を求めることができる」といふやうな調査の手段が規定してございまして、ただいま仰せになりましたやうな、たとへば肥料につきましては、もちろん農林当局の意見を十分に聴取いたしますし、あるいは学識経験ある人の知識を十分に利用したいと思ひておられます。

○足鹿委員 時間がございせんので非常に残念ですが、いまいしお許しをいただきます。問題は、この調査権を発動するといふこと自体は、別に私どもは異議はないのであります。が、その成果がはたしてあがり得るかといふなかに、この点に危懼を抱いておるのであります。公正取引委員会の機構は、この独禁法の緩和によつてむしろ縮小の傾向をたどるのではないかと私は考えますが、この調査権が発動され、その結論に基いて重要な価格カルテルを認めるか認めないかといふやうなことになるかと、この調査の発動に必要なそれ相当の調査機構、人的要素、予算的措置、さういふものが相当拡充強化されざる限り、現在のこのとき事態において、満足すべき調査権の発動は期待できないのではないかと私は考えますが、現在通産省の確信が

ありますかどうか。

○横田政府委員 予算の面あるいは定員の面におきまして、きわめて不満足な状態になつておられますことは事実でございまして、この点はわれ／＼といたしましては、できるだけその是正に努めたいと思ひておられますが、しか

し大行政整理の傾向にもございますので、われ／＼のただいまの気持ちといふことは、少い人間でございます。その人間が十分に仕事をいたしなして、このむずかしい仕事をやり抜けるというふうな考えをおるわけでございます。もちろん予算もございませぬので、そういう面からの制約もございませぬが、それらの点を克服いたしまして、ぜひともこの仕事はやりつづけて行きたいと考えております。

○足鹿委員 一言だけ関連して……。私は養蚕業法の一部改正との関連において、まだ蚕取引の問題等についても質疑をいたしたいと思つておりますが、他の委員の人に御迷惑をかけても恐縮でありますから、引続き時間が許しますならば別の機会に発言を許していただきたいと思います。一応ただいまの質疑は継続させていただきます。前提に立ちまして、この際打切つておきます。

○佐伯委員長 伊藤卯四郎君。  
○伊藤(卯)委員 通産大臣はきようお見えになりませんか。  
○佐伯委員長 まだおいでになつておりませんが、きようは参ることになつております。

○伊藤(卯)委員 時間がきわめて制約されておりますから、要項的に二、三点を質問してみたいと思ひます。不況カルテルは国民生活を必然的に圧迫する結果をつくると思ひますが、この点に対してどのような対策を考へておられるか。

○古池政府委員 簡単なお尋ねでございますが、私どもはいたしましては、不況カルテルの認可によりまして事業が堅実に運行されるならば、それ

によつて国民生活はかえつて安定こそすれ、それによつて被害を受けるという事はないかと考えております。

○伊藤(卯)委員 今答へられたような抽象的なことで納得できません。従つてまた、おつしやるような国民生活を安定化に持つて行くことは不可能であると思ひます。というのは今度の認可を厳重にするというふうなことを言われておるようであるが、厳重にするという意味は、従つて平均生産費をいかにして見るか。そういう調査とか、そういう点に對する具体的な、確信のある点をお示し願ひたい。

○古池政府委員 私どもは各産業につきましても日常相当な調査もし、資料もつておるのでありますが、特に不況カルテルを認可しようというふうな場合には、さらに慎重に所屬機關を動員いたしまして、十分な調査をし、また報告も聴取して、万全を期して参りたいと思ひますので、ただいま御心配のようないことは万々あるまいと存じております。

○伊藤(卯)委員 通産省は生産業者の代表機關と言われております。従つてさらに大企業と利益代表の存在のごとく言われておるのも事実であります。従つて先般来からしば／＼論議をされておられます。たとへば輸出で出血輸出をしておるといふことがよく言われるが、はたして出血輸出であるかどうか。その甲乙丙丁の生産業者の生産費を調べておられるかどうか。これはおそれる私は、そこまで深入りした調べ方というものを待つておられないと思ひます。もし持つておられるとするならば、一例をあげてお示しを願ひたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 思ひますが、それはおそれる持つておられぬと思ひます。さらに同時に、たとへば非常に景気のよいときに資本蓄積しておつた。不景気になつて赤字であると言つて、たゞ配分しておるといふが、この足は少くならない。これらはやはり蓄積資本の操作をやつておるのでございませぬ。通産省等の所管庁はそういう点を厳格に把握しておられるかどうか。こういう点を私はお伺ひしなければなりません。

○古池政府委員 お答え申し上げます。最初にお話のありました、通産省は生産業者あるいは大企業者の利益代表ではないかというお話は、私どもとしてはなほだ心外な点でございませぬ。通産省は、國家機關の立場上きわめて公正な立場に立つておるのであります。むしろ所管の關係から、産業の育成発展というところにまず力を注ぐことは当然でございませぬけれども、一方国民、消費者の立場を考慮に入れることもとより申すまでもないことと存じてございまして、一部の者の利益代表というふうなことは、絶対われ／＼はないつもりでおります。ただいまは御意見を承つておきます。

次に生産業者のコストその他について調査をやつておるかというお話であります。これは各産業部門についてそれ／＼調査をいたして握つておるのであります。

○伊藤(卯)委員 あなたの答へはきわめて抽象的でございませぬ。というのには、今まで私どもはしば／＼資料を出していただいた。また論議をしたことがありますが、通産省がそれ／＼個々の産業別の経営者、その生産費というものを具体的ににおつかみになつておつた

例というものを、私は知りません。さらにまたどのくらい利益をあげて、どのくらい資本蓄積をしておるか、資本操作をしておるかというのを、具体的ににおつかみになつておるといふ確信もまだないと思ひます。私がさつきから質問しておる、不況カルテルというものが国民生活を圧迫して来るという点は論ずるまでもない。そういう点を明らかにされなければ、今度の改正というものはわれ／＼は納得ができません。

さらに質問したいのは、合理化カルテルは、大資本を中心に強化されて来ることは明らかでございませぬ。従つて私がさつきから質問しておる点が明らかにされないという点になりませぬ。企業整備の名のもとに、当然従業員の手切りの問題が起つて参ります。あるいは経営操作を資金の面に持つて来ることも明らかになりませぬ。そういうことになれば、従つて問題が起つて来るという点は、すでに労働組合などがこの独占禁止法の緩和廃止へ持つて行こうという点に強く反対しておる点も、御承知のことであると思ひますが、これらに對するところの対策を十分考究されてあるかどうか、伺ひたい。

○古池政府委員 ただいまの合理化カルテルの成立によつて大企業がますます大きくなるのではないかと尋ねば、一応ごもつともそういう場合はありますけれども、必ずしもそういう場合はありません。やはり日本の産業はまだまだ不合理な点が非常にたくさんありますので、これを合理化して能率的にして参りますならば、これによつて製品の価格が合理化され、ひいて

はこれを購買し、消費する国民大衆の利益になるものと考えております。また合理化することによつて従業員が減ることはないかという点は、まことにごもつともお尋ねだと存じます。産業内部が機械化され、高度に技術化されて参れば、従業員の数は漸次減少するといふことが一応考えられるのであります。これは一つの労働問題といひまして、その合理化の過程をどういふふうに行つて行くか、またこれと並行して失業対策をどうして行くか、という問題に関連して十分考へて行かなければならないと存じます。

○伊藤(卯)委員 品種の協定の名のもとに当然専門的なものが重要視されて来ることは明らかであります。従つてこれは、独占的な力關係というものが大きく出て来ることも明らかであります。そうすれば、大企業に有利な協定が結ばれるということも明らかでございませぬ。そういう必然の結果として優勝劣敗というか、弱肉強食ということが現われて来ることは論をまたないと思ひます。そうなれば、従つて中小企業は押しつぶされて来るということになるが、この結果から来る中小企業に對する対策としては、どのようなことを考へになつておるかを伺ひたいのでございませぬ。

○古池政府委員 ただいま弱肉強食という言葉をお使いになりましたが、極端な表現と申しますか、要するにわれれ自由主義経済をとつておられます場合には、そこにおのずから淘汰が現われて来るという事は、これは否定できない事実だと存じます。しかし日本の現状から申しますれば、産業の九パーセント以上は中小企業者でござ

いまして、中小企業者を養護せんと  
いうことは、すなわち日本の産業の衰  
微になるかと存じます。一方におきま  
して、比較的大きな企業者が合理的に  
発達して行きますと、またこれに伴つ  
て中小企業の発達ということも期待で  
きるのであつて、大企業と中小企業と  
いうものは、必ずしも相対立して抗争  
しているものではない。大企業が発達  
すればそれにつれて、たとへばその下  
請企業というものは十分に発展の余裕  
があるものであり、またその希望もあ  
ると思つておられる。その産業構  
造の上においていかに調和して日本の  
現状に寄与せしむべきかということ  
が、今後の産業政策の大きな課題であ  
らうかと考えます。

○伊藤(卯)委員 今あなたは軽い意味  
でこの問題を見ておられるようであり  
ますが、今度この独禁法が緩和される  
ことについて、中小業者並びに労働  
者側が非常に反対しておられることは、御  
承知の通りであります。それは、それ  
らの対策が具体的に講じられていない  
という点からでございます。従つて  
中小企業者、労働者が反対するといふ  
ことは、その経営が、生命というか、生  
活に直接重大な影響がある、いわゆる  
職場問題、生活問題に大きな影響を与  
えるといふことから、死活の問題として  
反対をしているわけでございますが、  
この大企業から漸次押しつぶされて来  
るものに対する対策を、どう講じて行  
かれようとするのか。これらの点を  
もう少し明らかにされなければ、私は納  
得ができないのでございます。こうい  
う点について具体的に納得のできるよ  
うな、お考えになつておられる点をお示  
しいたい。

○古池政府委員 この法案の成立につ  
きまして反対をしていらつしやる方々  
は、おそらくこの法律の趣旨あるいは  
これが実施された場合におけるその運  
用等について、もう少しつづ込んで御  
了解を願へば、さういふ反対も少くな  
つて行くのではないかと考へるのであ  
りますが、ただいまお話の大企業に対  
して中小企業は非常に困つておる。そ  
の点は私もよく存じております。し  
この問題を軽く見ておるつもりは毛頭  
ございません。中小企業は何と申しま  
すに、数が多いのでありますから、こ  
れに對しては、御承知のように、  
各省としては、中小企業庁がもつぱら  
その指導、育成のためには中心になつ  
て働いておるのであります。さらに  
地方の出身機関といたしましては、各  
地の通商産業局、さらにはまた各府県の  
経済部その他とも十分に連絡をとりま  
して、中小企業の振興育成のために  
は、あるいは技術の指導なり、あるいは  
金融のあつせんなり、あらゆる面か  
らあたため手を差延べて指導をして  
おるつもりでございます。今後ともさ  
ういふ方針でやつて行くつもりでござ  
います。

○伊藤(卯)委員 時間がもう大分なく  
なつて来ているようであります。その  
辺も心得てやりますから、いま一問だ  
け伺ひまして、もつと根本的にいろいろ  
質問しなければならぬことがございま  
す。最後にいま一点だけ伺ひたいのは、  
再販売価格維持の契約について、  
共済組合的な福利施設の運営に当る団  
体としております。たとえば農協の組  
織、あるいは労働組合の組織、あるいは  
消費組合等の組織、これらの販売業の業  
務には適用しないということが一応明  
らかにされておるようであります。が、  
私がお尋ねしようとするのは、今日大  
きな事業場というものは、購買会とい  
うか、さうした従業員のための消費組  
合と見るべきやうなもの、さういふよ  
うなものをみんな持つておるわけでござ  
います。これらの機関といふものを  
を一応指定されておりますやうな団体  
に見られるかどうか。さういふよう  
な問題でございます。これは労働賃  
金の上、労働生活の上、あるいは  
その待遇の上非常に大きな影響を持  
つておる。これらを見られないといふ  
ことになりまします。生活問題としてこ  
の問題は大きく持ち上つて来ます。こ  
れらをその団体に含めになつておら  
れるかどうか。含めないとするとなら  
ば、非常に重大な問題が起つて来ると  
考へます。これらに對してまたどのよ  
うな考へを持つておられるか。これ  
は現にすぐ起つて来る大きな問題でござ  
いますから、具体的に、確信をもつ  
てこれらの点について御説明をお願い  
いたします。

○伊藤(卯)委員 今御答弁になりまし  
たのは、実例をお知りにならない、問  
違つた答弁をされておりますから、お  
伺ひします。  
今一例に入膳製鉄の購買会をお示し  
になりました。一般市民に販売をして  
おる、そのために一般商人が圧迫を受  
けるからいかにぬのたといふことをおつ  
しやいました。が、私も入膳に三十年住  
んでおる一人でございます。従つて組  
合との関係もありましますから実情はよく

を申し上げまします。これらの会社等の私  
的の組合におきましては、きわめて活  
発に員外の人に物を売るといふやうな  
ことを何つております。たとえば入膳  
の場合におきましては、従業員のみな  
らう、一般市民に広く販売をいたす、  
しかも市中にたくさんのお店を持つて、  
ほかの普通の小売店とまったく同じよ  
うな態度で物を売ります。これは法律に  
外営業に對する規制が一向にないか  
ら、どういふことをしてもいいことにな  
つておるのであります。これらに  
對しましては、土地の小売商あるいはそ  
の団体等から、公正取引委員会にもた  
びたび申出がございます。これは何  
も入膳だけではなく、至るところの大き  
な都會にある現象であります。従いま  
して、小売商の最低のマージンを確保  
してやろう、生活の安定をはかろうと  
いうこの維持契約に、こういう法律の  
規定以外の私的のやうな共済会まで  
もがそのうちに置かれるといふこと  
になります。この制度を設けました  
趣旨がまったく通らないことになりま  
すので、この点はわれ／＼よく／＼考  
へました結果、これだけの法律の規定  
のあるものだけに限定いたしましたわけ  
であります。

○伊藤(卯)委員 今御答弁になりまし  
たのは、入膳製鉄の購買会をお示し  
になりました。一般市民に販売をして  
おる、そのために一般商人が圧迫を受  
けるからいかにぬのたといふことをおつ  
しやいました。が、私も入膳に三十年住  
んでおる一人でございます。従つて組  
合との関係もありましますから実情はよく

知つておりますが、一般市民に購買会が  
販売をしたといふことをいまだかつて  
聞きません。また売ることではできなく  
なつております。だからどういふ材料  
に基いてそのやうなことをおつしやつ  
たかを伺わなければなりません。同時  
にまたそのやうな考へ方ではこれをいか  
ぬとおつしやるならば、それは非常な  
間違ひであると思つて。さういふ抽象的  
な間違ひたつたことでこれらをその範囲内  
に入れないと指摘されることは、私は  
はなはだ遺憾に思ひます。だからさう  
いふものを入れないとおつしやるなら  
ば、この改正案というものは一応考へ  
直してもらわなければなりません。そ  
ういふ点について私はもう少し確実な  
点をもつてお示し願ひなければなら  
ません。さういふ点ではわれ／＼はこ  
の法案改正に承服することはできませ  
ん。

○栗田委員 今の伊藤さんの御発言に  
関連をいたすのですが、実は私二、三  
日前に、当該委員会での再販売維持  
契約の審議をいたしておりました。福  
岡県の薬剤師協会と福岡県の薬事協  
会が当委員会に参りまして、入膳の  
購買会の状況を陳情して参つたのであ  
ります。その陳情の内容がもしも今伊  
藤さんの言われたやうに、まったくこ  
ういふことをやつておられないといふ  
なら、われ／＼もまた考へなければな  
らぬと思つたのですが、これは九州から  
わざわざ／＼委員会まで来て陳情いたした  
のであります。それはどういふことか  
という、入膳製鉄所の購買会が製鉄  
所従業員の積立金によつて福利施設と  
して購買会をやつておる。しかも入膳  
と戸畑の両市の目抜き通りに十四箇所  
のデパート然とした購買会の出店を持

つておつて、ここで薬剤師も置かずに薬品なり化粧品を販売いたしておる。しかも一般市民、製鉄所従業員との区別なく、全品目をそろえて積極的にこれを販売いたしておる。しかもその価格はどうかという、八幡市においては二十万の人口で、薬局数は五十八であるけれども、そのうちの十四箇所が購買会の出店である。しかも医薬品をどのようにして販売しておるかという、注射薬プレホルモンは、小売店の仕入れ価格は百二十四であるにもかかわらず、購買会の価格は百二十五で売つておる。また新薬は強オバホルモン錠が、小売店の仕入れ価格は百二十四であるけれども、購買会は百四十で売つておる。家庭薬として龍角散が七十八円の仕入れ価格であるのに八十五円で売つておる。また体温計は、仕入れ価格は百五十五円であるけれども、これはまた三十四安の原価を割つた百二十五円で売つておる。その結果、八幡市における薬剤師、化粧品店等の小売の販売高というものは九州の最低位になつて、このままでは倒産をするという事で、非常に熱心に陳情に参つたのであります。そういういたしますと、私のところへ八幡から来た陳情と伊藤さんのお話とは、まったく食い違つておるようには思ひまして、私は非常なふしぎな感を持ちましたので、念のために申し上げます。

○伊藤 卯三委員 今おつしやいました点ですね、十四箇所くらいあると言われましたが、それはおそろくそのくらいあるだろうと思ひます。ああいう広い土地でございますから、配給所というものがあつたわけでございます。多分その配給所のことだろうと思ひます。

八幡市においては製鉄の従業員だけで四万人近くおられますから、家族を加えますと、全人口の大部分といつていいわけでございます。従つて、そういう家族の者が買ひに行くときには、それだけの通ひという証明とあるか、そういうものがあるわけであり、多分そういうこととの関係ではないかと思ひます。八幡市においては、一般商人の方々とこの購買会の問題が絶えず問題になるわけであり、多分そういうことから起つて来ておることだと思ひますが、私もその陳情をしばしば受けたことがございます。事情はよくわかつておられますが、原則として従業員及びその家族以外には売らないということが明らかにされておるわけでございますから、この点は私の申すことは間違ひございません。それから先ほどの質問に対する政府委員の答弁を願ひます。

○横田政府委員 員外の人に売らない建前になつておることは私は承知いたしており、また八幡の方もできるだけ自衛したい気持であることもわかつておりますが、実際はそうではないというふうには聞いておるわけでございます。まして、法律に基かないものでございしますから、かりに一応そういうふうにきめましても、その保証が全然ないわけでございます。やはりこういう法律の規定のあるものではないかと思ひます。違つていいのではないかと考えます。

○佐伯委員 始関伊平君。

○始関委員 いわゆる独禁法の改正案が実施されるといたしますと、この法律をきわめて限定的に適用するという御方針でありまして、日本の経済の実情から申しまして、相当広範囲に

わゆる不況カルテルあるいは合理化カルテルというものが実施行われて来るのではないかと考えますが、その点についての見通しをお尋ねいたします。なお特にたゞいま予想されておりますこれらのカルテルの適用されます業者は、どういふものでありますか、その点をお尋ねいたします。

○横田政府委員 おそろく現在この条件に当てはまるものはあまりないのではないかと、また将来このカルテルができることもあまり予想されないと私は思ひます。

○始関委員 その点はしばらくおきまして、この法律の適用を適切にやるという点から申しますと、各種の調査、特に原価調査がきわめて重要であり、かつ困難な問題になると思ひるのであります。私も戦時中価格統制をやりました際の経験から申しまして、会社から出して参ります原価はきわめて不正確であります。のみならず水増しが多いためまして、これを適切に査定して参りますためには、公取委なりあるいは主務省におきまして、相当の専門家をそろえる必要がある。また統一的な原価計算方式なども準備をいたさなければならぬのであります。そうでありましてもこの法律の実施の運用の結果、国民生活の非常な圧迫というふうな事態も生じて参ると思ひます。この原価の認定は公取委でおやりになるのであります。あるいは主務省でおやりになるのであります。いづれにいたしましても、私はたゞいま主務省にも公取にも大した専門家がいないように思ひるのであります。その点についてうまくやれる自信があまり

かどうかという点を、お尋ねいたします。

○横田政府委員 この点は、実施に際しまして十分にこまかい手続等も設けて、認可あるいは認定の仕事に役立てたいと思つております。ただいま公正取引委員会にろくな人間はおらぬじやないかという御質問でございますが、人数は非常に少ございしますが、しかしこの委員会に調査課というのがございます。それ／＼の業種についてかなり専門的に平素から研究しておる者がございします。もちろんそういう人だけがでは完全な仕事はできませんから、先ほども申しましたような／＼な規定を十分に活用いたしまして、通産省あるいは農林省その他の官庁あるいは学識経験者というふうな外部の方の知恵も拝借いたしまして、この仕事をやつて行くつもりであります。

○始関委員 公取委員会の認定がない場合におきまして、あるいはそれを無視した状態において主務大臣がカルテルの認可をしたという場合には、これは内部関係は別といたしまして、法律上は外部に対して有効であるのか無効であるのか、その点の解釈をお伺ひいたします。

○横田政府委員 公取委が認定をいたしません場合に主務大臣が認可をするということとは、絶対的にあり得ないということになると思ひますが、単なる抽象論として法律問題として考えますれば、その場合の認可はいわゆる瑕疵のある認可ということになりまして、大体無効というところにならうかと思ひます。この点は北海道大学の行政法の先生である今村という人が、はつきり違法であるということを言つてお

ります。最高裁判所ではそういう同種の場合の判例はちよつと見当りませんが、下級裁判所では同様の場合について無効という認定もあるようであります。

○始関委員 いわゆる独禁法の改正は、この改正案の出ます前に、実質的にはすでにある程度行われておると思ひるのであります。たとえば中小企業安定法案あるいは輸出取引法といふものは、実質的にはこの改正案の趣旨とほぼ同様なものではないかと存じます。その点はいかがでありますか。またそうであるとしたら、今回のこの法律の改正案におきましては、中小企業安定法案あるいは輸出取引法のような別の法律によりまして、同一の法律の改正、いわゆる独禁法の改正によつたというふうな事情でありますか。その点をお尋ねいたします。

○横田政府委員 この独占禁止法の修正の仕事は実は昨年の国会あたりから問題になつて参つたわけでございます。つまり貿易振興の場合にある程度のカルテルを認める、それから中小企業の不況の場合に対処しますために、ある程度のカルテルを認めるというふうな点におきまして、この独占禁止法より一足先に、昨年の国会におきまして、今仰せになりましたような二つの法律が出たわけでございます。今回はさらにこの中小企業とか、あるいは輸出とか、そういう特殊の場合に限りませんで、一般的に各事業につきまして不況の場合の対策、それから合理化の場合のカルテル、これがある程度認めようというところになつたわけでございます。結局きわめて問題が一般的であるという意味におきまして、独占禁止法目

体の中へこれを織り込んだ次第でございます。

○始開委員 今回の独禁法の改正案は、形式から申ししてもいわゆる独禁法の改正でありまして、またその内容から見ても、これは独禁法のいわゆる緩和あるいは例外措置であると思ふのであります。そうであるといふとすれば、世間で議論されておりますように、公取委員会の認定なりあるいは認可なりで足りるのではないかと思ふのであります。公取の認定の上、さらに主務大臣の認可というものを加える必要があるのは、どういふ事情によるのでございませうか、この点をお尋ねいたします。

○古池政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、もちろん公正取引委員会といたされまして、このカルテルの認可にあたりまして十分な調査をいたされることは申すまでもないのであります。しかしながらわが国の産業につきまして、特に専門にこれを主管し、研究し、調査しておりますのは、それぞの産業官庁であらうと思ひます。従ひまして、かようなカルテルの認可という問題は、国民に及ぼす影響もよい影響を与えるようにせねばなりませんので、最も産業に精通しておる、たとえば通産省関係にしますれば通産大臣がこれを認可をする、しかもその場合には、公正取引委員会の認定をまつて、そして主務大臣が認可をするという慎重な方法をとるわけでありまして、大体主務大臣の認可を必要とする理由は、以上のようなわけでありまして。

○栗田委員 今の問題に関連をして政務次官にお尋ねをしますが、この独禁法の運用というものは、準司法的な行政手続と特殊な司法審査制というもので運用されておるわけですか。これは普通の行政と大分違つておる、これは独禁法に特有な一つの法案です。そこで今のように、あなたの方が突然横から認可という事で飛び込んで来た場合において、この申請者に裁判的に及ぼす影響はどうか、その点をお尋ねいたしますと思ひます。たとえば公取委が認可した場合と、公取委が認定して通産大臣が認可した場合において、申請者は、その結果どういふふうになるのかということですか。

○古池政府委員 あるいは私が誤つていたかもしれませんが、大体お気持ちを察します。公取委の認定と主務大臣の認可とは、法律的な効果においてどう違ふか……。

○栗田委員 いや法律的でなくて、申請者には及ぼす影響です。

○古池政府委員 わかりました。申請者といふことは、その事業者に対して、どういふ法律的效果を及ぼすか、こういうことだろつと存じます。これはこの法律にもございまして、主務大臣はこの認可をしようといふに、主務大臣には、あらかじめ公取委員会の認定を得なければならぬ、かように義務づけられておるわけですので、その認定を得た上で認可するのでございまして、申請者に対する法律的效果は同一と存じます。

○栗田委員 そういたしますと、非常にそれはおかしいことなんです……。「関連じゃない」と呼び、その他発言する者あり」

○佐伯委員長 栗田君の発言を許しません。

○始開委員 カルテルの認可は、形の上で見ますれば、独禁法の例外を認める独禁法の運用でありまして、同時にこれは裏から申せば、不況の克服であり、また合理化の推進でありまして、これは通産行政の最大の眼目であるといふ意味合いにおいて、この権限関係におきましては、私はこの原案の趣旨に賛成であります。その点はすでにございまして、中小企業安定法あるいは輸出取引法と同様でありますか、お尋ねいたしますと思ひます。

○古池政府委員 不況カルテルあるいは合理化カルテルの認可によつて、産業の育成、発展をはかるといふその目的は、中小企業につきましては中小企業安定法、また貿易関係につきましては輸出取引法によつて行政措置を講じておられます。目的はまつた同じであります。

○始開委員 私のお尋ねいたしますのは、主務省と公取委との権限関係におきまして、今回の改正案と前におつた二つの法律とが同じであるかどうかという点であります。

○古池政府委員 権限関係については、必ずしも同一ではないと存じます。

○始開委員 このカルテルの認可は、認可制度をやめて届出制度で足りるのではないかという意見もあるものであります。これについて御研究になつたことがございませうか。またあるとすれば、どういふ理由でこれを採用しなかつたかということをお尋ねいたします。

○横田政府委員 今回の改正法によりまして、カルテルをある範囲で認めることになりましたが、やはり基本的には、カルテルというものはよろ／＼な弊害を伴ひがちなものであるといふ、態度はかえておりません。従ひまして、認めます場合もい／＼の要件をきわめてやかましく法律に規定いたしまして、限定的にいたしておきます。従つてそれらの条件に当てはまるかどうかといふことを、事業者に自主的に判断してもらつたといふことは、非常に困難ではないか、ことに関連産業に対する影響、事態を克服するため必要な限度を越えていくかといふかといふようなことは、その当該事業者の方々に公平な判断をお願いすることは、非常に困難ではないかといふふうに考えますので、こういう認可制をあわせて採用することによつて、カルテルをなすだけ濫用されないようにしようといふのが、今度の改正法の建前でございます。

○始開委員 最後にもう一点、こまかい問題でございまして、商標の信用によつて販売される商品、たとえば化粧品のようなものでございまして、これが製造業者が調べた価格によるいわゆる再販売価格維持契約といふものを認めてほしいという陳情がここにございまして、これを認めるようになるのか、ならないのかという点をお尋ねいたします。またならないとすれば、どういふ理由によるのかといふことをお尋ねいたします。

○横田政府委員 その点は、前国会にもその案をお出ししまして、それをさらに多少修正いたしましたので、今回の第二十四条の二といふので、その業界からの要望にこたへ、これによりまして、小売業者の適正な利潤の確保がはかれるといふふうに考えております。

○川俣委員 ちよつと遅れて参りましたので、質問の点について答へるものがあれば、御注意願ひすれば省略したいと思ひます。前の国会において、横田公取委員長に對してはよろ／＼質問いたしました。現在の確安協会の行方行為について、慎重に検討された結果警告をせられたやうであります。その後その確安協会に所屬しておられます事業者がどのような誠実さを示したか、これをお示し願ひたい。

○横田政府委員 先般警告をいたしました後は、割合に警告の趣旨にのつてやつておるやうに思はれるという担当官の話でございまして。あの警告の趣旨は、いわゆる建値の発表といふものが、共同カルテルの趣旨を含んでおるが、あるいは単に一つの参考の値を出したにすぎないか、つまり業者を束縛する趣旨であるか、あるいはそうでないかといふ点につきまして、確安協会長に問ひました。結局それは拘束性の全然ないものであつて、各事業者はあつたに拘束されずにかつてやつてよろしいという趣旨であるという言明を得ましたので、それならばそれを天下に発表し、また事実上それでよろいふ態度を各製造会社がつてほしいといふことを申しまして、その趣旨の発表もございまして、その後、大体今申しましたやうな態度で処理されたやうに考えております。

○川俣委員 今横田政府委員の答へによりまして、警告を免れたことが誠実に



に具体的に現われておるものと認められるという御答弁でありますが、しかし警告を発せられる以前と、発せられた結果どのように一体変化が来たとお認めでございますか、確かに変化があるとお認めでございますか、変化があるとお認めでございますか、具体的に現われておるか、その点を具体的に明示をお願いいたします。

○横田政府委員 われ／＼の念願いたしましたところは、結局各業者が適正な価格で自主的に売るということになったのであります。しかし御承知のように、確安は買います方が大体一本になつております結果、実際に出来た値は結局一本という形になつて来たものと思ひますが、これは取引方法の特殊性に起因したものであつて、個々の業者が団結をしまして、いわゆるカルテルを結成して値をきめたというふうには、私どもは見えておらないわけでございます。

○川俣委員 しかしこれは、相当慎重に公取委はそれを検討せられて、単なる形式上の警告を与えられたものとは、私どもは思ひないものであります。形式的な、実質を伴わないような警告を与えるということは、これは公取委の権威に関するものでありますから、おそらく内容の変化を当然期待された警告だろうと思ひます。また今の御答弁によりまして、この警告の結果が具体的に現われておると認めるといふ御答弁であつた。ところが何らかは形式的に現われていない。ただ警告があつたことは事実であります。今横田政府委員は、買受けの方が一本であるから、これは一本になつておるだろうなどと申

されまするけれども、これは実情を公取委が調査していないといふことをみずから暴露しておる。なるほど全購連が一本で買つておるといふふうには見られるかもしれないが、全購連のほかに、多くの商取引者がおるはずであります。ことに最近あの問題が起きて以来、全購連の数量よりも、一般の数量がふえておるとさへ見られておる。これが一本だなどという認識を持つて、警告が十分徹底しておるなどといふ御答弁は、まことにふかしぎである。もう一度御研究の上御答弁をお願いいたします。

○横田政府委員 確安問題につきましては、先般も経済安定委員会の方で、一応簡単な事柄は申し上げたのであります。この事業の性質が、今仰せられますように、協定をしがちな、あるいは生産制限等をしがちな業種でございますので、今後もうそういう値段の問題あるいは生産の関係の問題につきまして、十分に注意して参りたいと考えております。

○川俣委員 十分注意されるという御答弁ですから、これ以上質問することもないように思ひますけれども、たとえば肥料対策委員会に臨むにいたしまして、全国確安協会に集めて、一日協議をしなければ、業界の意見がまとまらないといふことが、新聞紙上にもたび／＼現われておるわけですから、これは価格に関することです。間接には価格に關することです。そのように依然として強固な団結を持つておる。また全購連の取引については、確かに一本でありますことは、買受けの方法からいたした方ないといひましたが、全購連と一般商取引とが、やはり同じ価格

でもつて取引されておりますことは、われ／＼のようにならうとでもわかるのでありますから、これは当然、これが警告を与えられた公取委としては、その後のいかなる変化が起きておるかということは、当然お調べになつていなければならぬはずだと思ひます。お調べになつておられますかどうか。なぜお調べにならなかつたか。

○横田政府委員 ある程度調べておるさうでございますが、まだここまではつきり申し上げる段階に達していませんのでございます。

○川俣委員 調査中だといふことでありますから、すみやかに調査の結果を本経済安定委員会なり、あるいは農林委員会に発表願ひたい、この点もう一度委員長に念を押しておきます。

○横田政府委員 できるだけそのようにいたしたいと思ひます。

○佐伯委員長 中村時雄君。○中村(時)委員 閣下質問ということに対象があつて質問する、参考資料を持つて行つて質問ととられるなら、こ

ういう国会の新字典でも発表してもらいたい。また表に出したら、農林大臣にぶつかつた。あなた呼ばれておつて重大な問題がたふさぐたふさぐあるのだ、一体どうされるのですかと聞いたら、一体何の質問するんですかと言つて向うに行つてしまつた。こんなことで農林大臣を呼ばれたんですか。それはそれくらゐしておきまして、政務次官はこの法案の内容がおわかりにならないらしい。そこで現実的な問題に關連してお尋ねしたい。まず第一に、たとえば不況カルテルの問題、不況カルテルにおきまして、先般の操短から来ました結果においても、労働者の首切

りが事実においては二万人以上出ている。これも認めておる。また中小企業その人たちが、操短をやつたがためにアウト・サイダーに無理にされたために、実際の割当が少なくなつて来ている。割当が少なくなつたために経営上非常に困難を來しておる。これも事実として現われて來ておる。またそのほか砂糖におきまして、これは金融と結びついておる。たとえば砂糖消費税をきめて來た。その砂糖消費税を、たとえば七万トンくらいのを考へて行つた場合、それを六十五億円から銀行に積立てをしなければならぬ。それに基いて金融機構は金の貸出しをやつておる。ところが砂糖が値下りになつて來ると、これは危険が伴う。そこで金融機構からその業者に対して話合ひをつけ、さうして価格の値上りをさせて行きますと、これに伴う危険性がなから金融機構は安体になる。さういふように金融機構から砂糖が現実の上つておる。しかも生産費云々といふと、その生産費の考へ方も実にずさんでわかつておらない。ほとんど輸入為替によつてやつておる。さういふ状態がある。またそのほかにえさの問題にいたしまして、たとえば日清粉、日粉がどういふことをやつておるか、實際問題といたしましては、昨年度の四半期において一億五千万円からもうけておる。それはめん粉においてはもうけておる。たとえば一袋の小麦から二袋のめん粉がとれ、二袋の小麦から一袋のえさがとれる。その意味から一億五千万円をもうけたといふことになつておる。これに対し、飼料需給調整委員が外国から買つて來て、これによつて調整をなさるとおつしやる。だから外国

から原麦を買つて來てやつておるものを、その操作の期間を延ばして行きますと、少くとも価格の高値はきめて行ける、さういふカルテルなんです。さういふことを認めておきながら、あなたは実際の行動としては大丈夫だとおつしやつておる。ちつとも大丈夫じゃない、困つて來るのです。たとえば再販売価格にしてもさうです。きのうもさういふ話は出たのですが、たとえばここに大きなメーカーがおる。たとえば丸金なら丸金でいい、あるいは資生堂なら資生堂でいいです。さういふふうには、小売商にならうと思つて、さういふりつばなメーカーと提携しようと思つても、生産から卸、小売と縦の連繫が認められていて、新しく食ひ込もうと思つても食ひ込めないのが現実なのである。しかもこれに加えて通産大臣が許可権を持つような官僚独善の空氣がふんふんとおる。さういふやうなことを考へたならば、これが許可権を持つ官僚機構と結びついたら、生産費調査もできない公正取引委員会が何ができるか。さういふことが現実に出て來れば完全にこれは独占資本である。少くともあなたの方の考へておるのはカルテル、トラスト、コンツェルンまで考へて、さうして昔の考へ方に基いた経済立地の立て方をしようとしておる。さうするとこの法案の自由なという立場と根本的に異なつた骨抜きになつてしまふのです。だからさういふことについて、少くとも二十四条のさういふものを削除するか、あるいは公正取引委員会に許可権を与える、あるいは労働者、農民をその線の中に入れる。



そうしてほんとうの消費者としての姿を打出すだけのお考えがあるかどうかというところをお伺いしたい。

○佐伯委員長 中村時雄君どちらにお聞きですか。

○中村(時)委員 政務次官にです。法案の内容がわからないから……。

○古池政府委員 法案がわからぬというおしかりを受けてまことに恐縮ですが、私も相当勉強しているつもりですが、私どももまだいまいち話になりまして製粉という問題は農林省の所管でございますので、農林省の方からお答え願いたいと思います。

なお不況カルテル、あるいは合理化カルテル、こういうようなものについて、さらに進んでこれがトラスト、コンツェルンまで行くのではないかと、うお尋ねてありますが、これは考えようでありまして、あなたはそういうふうなお考えをお持ちかどうか知りませんが、私も、私どもはさうに考えないのではありません、あくまでもそのカルテルの認可は慎重にし、その濫用は慎んで行きたいというのがこの法律の趣旨でございます。

○佐伯委員長 首藤新八君。

○首藤委員 時間に制約がありますから、率直にお伺いします。今回の独禁法修正は、過去七年の間日本経済の再建に大きな圧力となつていたものがある程度緩和するということでありまして、その趣旨には私は賛成するものであります。同時に当面最も関心を持たれますのは、今論議の的となつて不況カルテルであります。これに對して先ほど始末委員から、現在この不況カルテルを適用するのかどうかという質問に對してしなさいと答え、さら

にこういうものは将来もないという横田政府委員の答弁がありますが、もしもそのようなお考えでありますれば、わざ／＼法案を修正する必要はないと思つて同時に、われ／＼の考え方と大きな食い違いがあるものでありまして、われわれの見るところでは、現在この不況カルテルを適用しなければならぬ産業があり、同時にまた将来もそれをやらなければ日本経済の秩序を確保できないという考え方を持っておるのであります。にもかかわらず、横田政府委員が、将来もかわらないであろうという答弁をされたことは、今後これを適用する場合に、事実上許可しないような厳格な考え方をもちて臨むおつもりであるかどうか、その点を明確にしていただきたい、かように考えます。

○横田政府委員 多分将来ないであろうと申し上げたのは、将来永久にというところではもちろんございませう。近き将来に起りそうにないといふことは見ております。しかしこの点は通産省の方でどういふふうに見ておられますか、そちらの問題は通産省の方からお答えをいただくことにいたしました。

この適用につきましては、要件に当てはまるものがございすれば、もちろん公正取引委員会は認めるわけでございまして、初めから認めない態度で出るといふことはないのでございませう。

○古池政府委員 ただいま公取委員長から御答弁がございましたが、おそれなく不況カルテルにしまして、合理化カルテルにしまして、これを認可し、あるいは認定する場合に、十分に慎重にやろうというお考えから、今さしあ

つてないのではないだろうかという御意見であると思ひますが、われ／＼

といたしましては、特に合理化のカルテルにありましては、今後これは相当あるのではないかと、またこれによつて相当日本の産業を合理化して行く必要があるのではないかと、かように考えます。また不況カルテルは御承知のように、私から申し上げるまでもありませんが、景気の変動によつて非常に事情が違つて参りますから、今はつきりいつからどういふことは申し上げませんが、将来の経済情勢の推移に伴ひましてあるいは出て来るかもしれない、かように考えます。

○首藤委員 古池政務次官の御答弁によつて今後その方針が進んでもらいたいというところをお願いしておきたいと思つております。そこで多少具体的問題になりますが、第二條の第六項であります。二の「不当な対価をもつて取引すること」、「三の「不当に競争者の顧客を自己と取引すること」を誘引し、又は強制すること」とあるが、今回の修正によりまして不況カルテル、あるいは合理化カルテルが認められたというところは、経済秩序を維持する上において非常に適切な対策だと思ふのであります。そこで現在の日本の経済界で、最も経済の秩序を破壊しておりますのは、実に不当な対価をもつて取引すること、あるいは不当に競争者の顧客を奪うということが、現在日本の経済を非常に破壊している一番大きな問題であると思つておるのであります。

そこで具体的にお尋ねいたしますが、不当な対価をもつて取引するといふことは、常識的に考へて、原価を割つて取引するということだろうかと思つておるのであります。もしある企業

家が非常に困難を來した。あるいは手形を落すのにどうしても現金で売らなければならぬ。ところが現金では買手がいないということで、原価の六割あるいは五割で投げた場合に、一体これが適用されるものかどうか、この点をちよつと尋ねておきたい。

○横田政府委員 この第二号は、仰せのようないわゆるダンピングを取締るのが一つのねらいでございまして、今設例でお示しになりましたような場合に、これがダンピングに當るかどうかという点は、この新しい第六項の、公正な競争を阻害するおそれがあるがために――つまりそういうことによつて他の事業者をやつつけろという目的でやつております場合は、これに明確に触れるのであります。しかし今仰せられたように、自衛的にやむを得ずやるという場合には、必ずしもこれに當てはまらぬと思ひます。

○首藤委員 しかればお伺いします。ある金融会社がある。その金融会社が、ある産業に對して特別な関係があるというところから、ある産業の製品が金融にまつればその金融会社にほとんど持つて行かれる。そしてその金融会社は時価の六割あるいは六割以下で全部これを買取り。そして買取りがゆえに販売する。それから一割あるいは二割の利益をとつて販売するのであります。しかし他の一般の企業から見ますれば、必ずこれは原価を割つたところの価格になりますから、他の競争会社に對して非常に圧迫を加へることになるのです。そういう場合にはどういふ見解をおとりにいたしますか。

○横田政府委員 銀行自身が担保品の処分として売ります場合は、今申ししま

したようなダンピングには必ずしも当らぬと考えます。

○首藤委員 それが特殊の場合にあるならばお説の通りだと思ひますが、そのある産業に特別な関係を持つて銀行ではありませぬ。一つの金融業者であります。そこには各企業から盛んに商品を持つて行く。そこでその金融業者は、ある一定の会社と通常は限定されておるけれども、異なつた同種の業者から担保として持ち込まれる。従つて一つの営業として常にその同一の商品をその金融会社が非常な安値で販売する。そして一般の市価を非常に乱しておるという事実があるのです。こういう場合はどう考えられるか。

○横田政府委員 そういふふうに組織的に、しかも銀行といふことでなく、個人が半ば営業的にやつていて、いふことになりまして、ダンピングのにおいが非常に濃くなつて來ると思ひます。

○首藤委員 その金融業者はダンピングじやないのです。たとえば六割か六割以下で買取り取つておるのである。それをまた一割あるいは二割の利益をとつて売つて行くのであるから、金融業者自体はダンピングじやない。ダンピングじやないけれども、しかし一般の市価から比較しますれば、また一般の企業家の原価から考えれば非常に安値だといふことになる。そして市価を乱すといふことになる。そこで、こういう場合にはどうか、こうお尋ねしてゐるのです。

○横田政府委員 あるいは御質問の趣旨に少しもとるかも知れませんが、結局その業者の売ります行為そのものは

必ずしも不正競争方法に当らぬよう  
でございませう。しかし金融をもつてそ  
ういふ業者を押えつけて、それを安く  
売らせて、それを他に売るといふよう  
なことになるかと、あるいは今回新  
たに不正競争方法の中に追加いたし  
ました第五号の「自己の取引上の地位  
を不当に利用して相手方と取引するこ  
と」といふような条項に当つて来る場  
合があるかと思ひます。

○首藤委員 それは実問題として上  
げると決して不当ではない。この値段  
でなければ買わないとか、あるいはど  
うするかというところは金融業者の自由  
であります。ところが一方販売しよう  
という企業家は金の得られなけれ  
ばその日の手形が不渡りになる、自  
分の企業体が生きるか、死ぬかとい  
う重大な段階に立つておりますから、  
かりに向うから強制しなくても、向う  
の希望する値段で投げざるを得ない  
ということが、現代の経済面では非常  
にたくさん行われておるわけでありま  
す。そこでその金融業者は、たとえ  
甲の製品は数量が少くとも乙、丙、丁、  
こういう同業者が次から次に金融業  
者に持つて行くから、この金融業者は  
一つの販売業者というより、毎日  
同じ製品を格安で販売する。そして  
一般の市場価格をこれによつて攪乱さ  
れるという事態になつておるわけ  
です。

○横田政府委員 どうもそれだけのこ  
とでございませう、あるいは不正な  
競争方法の問題でないように思われま  
す。値段も別にコストを割つてど  
うというふうなことでない。一般の  
人よりは安いものが買えるということ  
になるわけ、どうもあまり不正な

競争方法にはならないように思ひま  
す。

○首藤委員 それはこの法案の趣旨、  
目的から見てならぬというお考えであ  
るならば、きわめておかしいと思ひ  
ます。たとえば一般の市価が千  
円である。また原価が九百円である。  
具体的に申し上げますれば、それを九  
百円のものに金融に困るから六百円  
で金融業者に持つて行つて、その場合  
金融業者は七百円で売る。これは百円  
もかるから七百円で売る。しかし一  
般の正常な企業家の原価から見ます  
れば、それは二百円下だ。いわんや販  
売段が千円でありますならばそれは三  
百円下まわつておる。従つてそれが販  
売されることによつて、一般のその業  
界の販売価格、いわゆる市場価格を攪  
乱して、非常な打撃を一般業者に与え  
るということに相なつておるのであり  
ますから、それをそのまま放任するこ  
うことは、せつかく独禁法がござい  
ますから、不当な取引を抑制しようとい  
う目的に反すると私は思ひますのであ  
ります。けれどもかまわぬのですか。

○横田政府委員 九百円で売れるもの  
を無理やりに六百円で売らせる。これは  
あるいは金融に困つたから売らざる  
で、別に強制的なものではないとおし  
やるかもしれないが、しかしそれはや  
り取引上の地位の不当の利用というよ  
うなことになるのではないかと思ひま  
すので、その面で第五号で処理され  
ることになると思ひます。

○首藤委員 どうも不徹底で理解しに  
くいのですが、時間がありませんから  
他日に譲ります。

もう一つお尋ねいたしたいと思ひま  
すのは、これは大体似たり寄つたりで

ありますが、最近販売業者が景品付の  
販売を競争的にやつております。この  
景品付の販売方法に對して、公取はど  
ういうお考えを持つておるか、この点  
ひとつお尋ねしておきたいと思ひま  
す。

○横田政府委員 景品付販売は、ちよ  
つと度を越しますと結局不当に競争者  
の顧客を自己と取引するように誘引す  
るという、不正競争方法に該当する  
というところになると思ひますが、た  
だそれは程度問題でございまして、ある  
一定の時期に、いわゆるほんのおな  
ぐさみ程度の景品をつけることは、一般  
慣習としても認められておること、  
あえてこれを不当とする必要はないの  
でございまして、ただわれ／＼がだん  
だんいろいろ／＼な問題を扱つて参ります  
間に、すでに御承知のように、しやう  
ゆ、みそ等についてはなほ行き過ぎ  
た景品付販売がございまして、あるいは  
さらに最近におきましては、ソースと  
かカレー粉とか、われ／＼のいわゆる  
日用品につきましてそういう弊害が非  
常に起つて参りましたので、この点に  
つきましては、現行法の第七号の公正  
取引委員会の指定という方法で、景品  
付販売は違法であるということをして  
明らかにいたしまして、それを告示の  
形で、しやうゆ、みそ、それから七月の  
一日にソース、カレー粉というふうな  
ものをすでに指定しておるのでござい  
ます。さらにその他の業種につきま  
して、そういう弊害が特にないとはい  
へないものにつきましては、その商品の性  
質、消費者に及ぼします影響等を考慮  
いたしまして、今度の新法によりまし  
ても、特殊の業種についてこの不正  
競争方法に當るといふ趣旨を明らかに

する意味におきまして、そういうよう  
な指定ができることになつておしま  
して、その制度を活用して参りたいと考  
えております。

○首藤委員 私は現在の販売業者の不  
当競争が盛んに行われておる場合にお  
いては、さういふ問題が起つてから警  
告をするというよりも、むしろ未然に  
防ぐやうな、こういう場合にはこれが違  
反になるというやうなことを、周知徹  
底さすやうな方法を講ずる必要がある  
と思ひますが、いかがでありますか。

○横田政府委員 まことに仰せの通り  
であります。その点については十分  
に検討させていただきます。

○佐伯委員 綱島正興君。

○綱島委員 もう時間がないようです  
から、ごく簡単に二、三御質問を申し  
上げます。この公正取引と独占禁止と  
いうことは、自由経済のほんとうのバ  
ック・ボーンでありますから、この点に  
ついては非常に力を入れて、これは通  
産省も公正取引の方もお考えを願いた  
い、こういうことを前置きしてお尋ね  
をいたしたいと思ひます。

この法案等たいへん問題になつて  
来ますことは、審査の問題でございま  
す。審査をするときに、一体どれくら  
いの役人をもつて、どれくらいの手が  
届くように——具体的に申し上げれ  
ば、予算がどれくらい組まれて、どう  
いう機構を持つておられるか。これは  
紙の上でいくらお書きになつても、そ  
のことがなければどうにもならぬと思  
ひますが、その点、ただ単に当事者  
から出て来たものを机上で審査なさる  
だけでございませうか。それとも積極  
に独自の立場から十分に審査なさるだ

けの機関、予算等をお持ちになります  
か、その点をお伺いいたします。

○横田政府委員 公正取引委員会の定  
員は、現在二百四十人、これは、地  
方に事務所が三箇所ございまして、そ  
ちらに合計三十人おりますので、東京  
には約二百十人の人しかおりません。  
もちろんこの中には給仕から自動車の  
運転手まで入つております。この中が  
また経済部、審査部とわかれており  
まして、審査の仕事は審査部で行うこ  
とになります。それから今度認可制と  
いうやうなことになりますと、おそら  
く認可の事務は経済部の方でとること  
になると思ひます。いづれにいたしま  
しても、各部の人員の中で、現に実質  
的な仕事をしてゐるものは数十名とい  
う割合になるかと思ひます。先ほど  
申しましたように、はなはだ手不足で  
ございまして、一人でも十人前の  
働きをするという気持ちでやつて参つて  
おります。なお予算は、正確な数字は  
覚えておりませんが、九千万円で、そ  
のうち人件費が三分の二を占めており  
まして、あとの物件費等は約三分の一  
というやうな割合でございまして、  
これも十分な仕事をするにはまことに  
不足はしておりますが、その中ででき  
るだけのことをやつて行くというふう  
に考えております。

○綱島委員 それから今度審査を請求  
する側から行つて、これに対する機会  
と手続とを最も簡単に——たとえば消  
費者の立場で、こういうことで困つて参  
りますとかあるいは必要以上上カルテ  
ルが行われているとかいうやうないろ  
いろの問題となつてゐることに對する審  
査請求、その窓口と申しますか、そ

いろいろのついでに機構について、委員長としての御配慮はどういうふうになつておりますか、伺つておきたいと思ひます。

○横田政府委員 今申されましたのは、大体違犯事件としての申出ということに了解いたしますと、これはやはり審査部にそういう問題を交付するところがございまして、これは口頭でもよろしゅうございまして、書面でも、はがきでもつけようございまして、それを審査部で受け付けて、担当の方へまわし、そこで一応調べまして、いよいよ事件になり得るものは立件という手続を一応やりまして、その後は四十六条の規定で非常に強い、いわば検事の権限に似たような調査権がございまして、その調査権に基きましてだん／＼手続を進ぶ、こういうことになつております。もちろんそういう申し立てを受けますことに關しまして、あるいはもう少し詳細な規則なりをつくる必要があるとございすけれども、その点につきましては、まだそういうことまかなところまでやつておりません。なおそういう正式な申立て以外に、一種の相談部というものが総務課の中にございまして、そこへおいでになりますれば、こういう問題は事件になるかどうか、あるいは違反になるかどうかという点につきまして、ある程度の御相談に應じているわけでございます。

○網島委員 実は先ほどから農林関係からたび／＼質問がございまして、肥料問題等は非常に重大問題であります。が、先ほどの御答へやいろいろなことから想像して、これは勘でございすけれども、憂慮にたえない

いのは、どうも実態把握ということについて、役所の方で十分なお手ぞろいがなれないのではないか。それならいつて非常な予算を組めば、国家の予算上から非常に困つて参りますので、そういうときに、何らか他の行政庁あるいは公共団体あるいは事業者団体等々と協力して、ものを進めるような有効な組織はお持ちにならぬですか、またそういう御意図はありますか。

○横田政府委員 先ほど申し上げました調査権の中に、いろいろ／＼そういうものとの協力を求めることは一般的に規定してございす。が、そういうものを組織化して、いつでもそういう機関を適当に利用するといふようなことは、まだなつておりません。もつとも先ほど申しましたしやうゆの不正競争方法につきましては、これは役所だけで取締ることはほとんど不可能でございすので、これは不正何とかが協会のいふようなものが各業種についてできておまして、その団体ときわめて密接な連絡をとり、そういう景品付販売等の防止に努力しておるといふような例もございす。

○網島委員 最後は一問だけお尋ねをいたしておきますが、私が危惧しておりましたのは、業種の人々の代表者あるいはその関連者といふものを主としてお考えになりますと、いわゆる消費者の立場というものが閉却されて、勢いこの公正取引及び独占禁止の問題が生れて来るということになります。自由経済の活発なる活動がむしろ阻害される方に重点が置かれるおそれがありますので、消費者の立場に対する協力をお求めになるということが非常に必要である。それについて特に何らか

のお考えがあるかどうか、あるいは組織をお持ちになりますか、この点を伺いたい。

○横田政府委員 その点はおつしやる通りでございますが、一つの組織としてどこにどういふ場合に連絡をするといふよう組織立つたものはまだございせん。しかしこれは問題によりましては、たとえば主婦連合会その他消費者代表と思われまます方面に、その場合場合にいろいろ／＼連絡をいたしまして、意見を聞いたたりすることはやつております。

○佐伯委員長 川上賞一君。

○川上委員 通産大臣を待つておつたのですが、おいでにならぬようございすから、大臣に対する分の質問は除きます。

第一番に聞きたいことは、今まで独禁法によつて摘発された件数ですな、これが石炭と鉄鋼、紡績、人絹、硫酸、これを一括した数と、それから中小企業を摘発した数との、数字だけでけつこうですらお知らせ願ひたい。

○横田政府委員 公正取引委員会では昭和二十二年の発足以来正式に取上げました事件につきましては、勧告、審判開始決定事件一覽表といふものを、先般経済安定委員会の方にお出しいたしました。件数にして大体百二十五件になつておりますが、その事件の種類は非常にまち／＼でございまして、中小企業が何件、大企業が幾つというふうな、ここで簡単に答えることがちよつとできませんが、しかし中小企業に關する事件も相当ございす。

○川上委員 それはわかつておりますが、その中で石炭と鉄鋼と紡績と人絹と硫酸を摘発した件数があるか、

か、その他のものがなんぼあるかといふことを数字的に聞きたい。

○横田政府委員 鉄鋼と石炭につきましては、まだ正式の事件として取上げておるものはない。それから硫酸につきましては、先般警告を發したものが、正式の事件としてはまだ取上げておりません。人絹につきましては、スワの操短問題につきまして、昨年の六月ごろでございまして、正式の事件として取上げて、近日中にその結論は出ることになつております。紡績につきましては、これはちよつと人絹と同時に問題にいたしました。が、この点につきましては、実は通産省の勧告という形で操短が行われておりました。しかもその勧告に従がなれば原則の割当をしないという、一種の罰則付の勧告で各紡績会社に操短を命じております。この關係からいたしまして、これをいわゆる独占禁止法上の共同行為といふふうに見ることが困難でございまして、この点につきましては、むしろ通産省の方でいろいろ申入れをいたしました。

○川上委員 正直に答へてもらいたいのですが、今大企業は実質的に協定をしておる、実質的のカルテルをやつておるのです。これをやつておると通産省はお認めになりますか、実質的にやつてはお認めになりますか、これは政務次官の方から伺ひたい。

○古池政府委員 紡績の操短の問題は、これは政府が一種の勧告をいたしまして、これに基いて操短をしたのでございまして、その意味においては共同行為と申しますか、そういうことは認められませんが、ただ業者が自発的

にそういうことを共同してやつたものではないと思ひます。

○川上委員 そういふ答へをするからいけないのです、そういうことを聞いておるのと違ひます。たとえば硫酸にしまして、硫酸協会は貿易の面では窓口一本でやつておるのです。ここでは実質的には価格協定ができておる、それから通産省の勧告にしまして、これは法をくぐつただけで、事実上の独禁法違反をやつております。そのほか人絹、石炭、鉄鋼でもこれは協定をしておることは明らかだが、これは実質的には絶対にしておらぬとお考へになるのか、しておるとお考へになるのか。この聞いた結果によつては、私はきよ／＼時間がありませんからいたしません、あとであらためて、これは通産省の方になると思ひますが、具体的な資料を提供してお尋ねいたしたいと思ひます。

○古池政府委員 紡績の問題は先ほどお答へ申し上げました通りであります。し、あと石炭等につきましては、これは各自が建値をつくつておることは申すまでもありませんけれども、共同してそういうことをやつたとは認めておりません。

○川上委員 そう言われるだろうと思つたのですが、この問題は政府が明らかにそう言ひましたから、これはあとで時間があるときに十分質問したいと思ひます。この独禁法の緩和の法律は、現在行われておるところの実質的なカルテル行為を合法化するにすぎないので。現在とはとにかくカルテル化をやつておる。これを合法化しようといふねらいを持つておるのかにはない。だから実際は公取委でやつておる



いのに、公正取引委員会は、たぐさ  
んできそうにない。なか／＼認可する  
のは出て来ぬと言う。政務次官はいや  
なか／＼できそうだとおっしゃる。何  
ぼ連記を調べてみて、そう言うて  
あるのだからかたがたない。これほど  
ずさんなものをし出して、それを  
通してしまおうとおっしゃる。これがど  
ういう陰謀を持つておられるかというこ  
とは明らかだ。これは独占禁止法を骨抜  
きにしようとおっしゃる。公正取引委員  
会を失礼だけれども、有名無実のもの  
にしようとおっしゃる。これを通産大臣  
が握つてしまおうとおっしゃるのです。  
これでは日本の民主化どころではない  
MSAの援助や中日貿易の禁止や、武  
器製造法等の法律や、全部一緒にひっ  
つかつておられるのです。私はあてがわれ  
た時間を少しよけいとつております。  
これは同僚の委員諸君に対して申訳な  
い。規定の時間を二、三分よけいと  
つておりますから、これ以上私は言え  
ませんけれども、こういう問題につい  
ては、政府は手練手管でいくらかの  
ことを言うて通しさえすればいいとい  
う態度は、政府の取るべき態度ではな  
い。日本の国民は真剣になつておる。中  
小企業はほんとうにつぶれようとして  
おる。これに対して責任を持つのが政  
府なんだ。委員会ではいくらかのこ  
とを言うて、法律が通りさえすればいい  
というものではない。二つの違ひ意  
見を言うておつて平気でおるといふよ  
うな態度は、日本国民に報いるところ  
の政府の態度ではない。私はこれを警  
告して、時間がありませんから、私の  
質問を終らしてまいります。

○佐伯委員長 午前の会議はこの程度  
にいたし、午後一時まで休憩いたしま  
す。  
午後一時三十分休憩

午後二時三十九分開議

○佐伯委員長 休憩前に引続き会議を  
開きます。

質疑を続行いたします。質疑は通告  
の順に従ひまして、順次これを許しま  
す。栗田英男君。

○栗田委員 これは公正取引委員にお尋  
ねをするのですが、この法案を読んで  
みると、公正取引委員会が指定するとい  
うのが、あちこちに出て来るので  
す。そこでここに出て来るその指定の  
一つで疑問があるのですが、この対照  
表の七ページの第七項ですね、結局こ  
れは第二条になりますか、第二条の七  
項に「この法律において不正な取引  
方法とは、左の各号の一に該当する行  
為であつて、公正な競争を阻害するお  
それがあるものうち、公正取引委員  
会が指定するものをいう。」とある。こ  
ろが旧法では公正取引委員会が指定を  
しなくても、この六項では「この法律  
において不正な競争方法とは、左の  
各号の一に該当する競争手段をいう。」  
といふことで、旧法では、こういうも  
のが不正な競争方法だといふことに  
なつておるし、改正案では、そういう  
ものの中から今度は公正取引委員会が  
指定するといふふうに出ておるのです  
が、こういうふうになつた経緯と、こ  
の指定の方法をどういふふうにするの  
か、この点をお尋ねいたします。

○横田政府委員 この不正な競争方  
法は、現行法では一号から六号までの  
事項を法律で定めてございまして、そ  
の上に七号へ持つて参りまして、前各  
号に掲げるもののほか、公共の利益に  
反する競争手段につきまして、七十一  
条、七十二条の二を踏んで公正取引委  
員会が指定するもの、これを臨時公正  
取引委員会が追加して行ける、こうい  
うことになつておるのでございませ  
う。今回の改正はこの追加主義をやめま  
して、今度の新法の一号から六号まで  
のわくを二応法律で定めて、それを  
さらに具体化するといふ意味において  
指定を行うのでございまして。この指定  
は、各業に通じますが、いわば一般的  
な指定と、それから特殊の業務に適切  
な問題と、大体二種類あり得ると思  
うのでございまして、この二種類の指定  
につきましては、七十二条で告示でこ  
れをやるということになつております  
し、それから特殊の業務についての指  
定につきましては、その特殊の業務の  
いろいろ／＼な意向とか事情を指定の  
上反映させる意味で、七十一条により  
まして公聴会を開きました。あるいは  
は事業者の意見を聞いたつもりにな  
つて指定を行う、大体この二種類にな  
るわけにございまして。結局こういう  
にいたしまして、いよいよこの法律の  
施行の際には、この法律に書きまし  
たものよりも少し具体的に、こういう  
ものが不正な競争方法であるとい  
うことが明らかになると思ひます。

○栗田委員 そうすると、この公正取  
引委員会が指定するといふことは、あ  
る場合においては告示によつてこれを  
行い、またある場合においては公聴会  
を開いてやるという二通りになるわけ  
ですか。

○横田政府委員 すべて告示でやるこ  
とになつております。ただある場合に  
は七十一条の二の手続を経て告示でやる、  
こういうことになるのであります。

○栗田委員 そうすると、すべては告  
示でやつて、非常にこれは解釈しに  
くいのですが、特定の事業分野におけ  
る特定の取引方法といふものは公聴会  
を開くわけですか、それは具体的に  
どういふことですか。

○横田政府委員 これは大抵現行法に  
ある規定でございまして、けさほど  
御質疑がございましたが、たとへばし  
ようゆ業界で非常におもしろくない景  
品付販売のはなはだ不当な競争が行わ  
れるといふような場合には、この七十一  
条によりまして特にならざる関係ある  
いはそれと同種の事業を営む事業者の  
意見を聞き、なお公聴会を開きまして  
仮案をつくる、こういうふうな案を立  
ててそれに基きまして告示をする、こ  
ういふつもりでございまして。

○栗田委員 先ほど古池政務次官にお  
尋ねをして、時間もありませんで解決  
をしなかつた問題がありますので、こ  
の際簡単に問題を私がお尋ねをしたい  
のですが、この申請者に対して認可を  
した場合は、これは認可さへ受け  
れば裁判をするといふ必要はなくなる  
わけでありまして。ところが不認可に  
なつたときには、結局申請者としては、  
結論としては裁判に訴えるといふこと  
になります。その場合において、この  
法案の性質から見て、公正取引委員  
会と通産大臣の認可の場合と、どの  
ように相違があるかといふことをお尋  
ねしたわけですが。

○古池政府委員 先ほどの御質問の際  
は時間もありませんでしたので、私の  
お答えもはなはだ足りないところが多  
かつたかと思ひます。ただいまお尋ね  
の点は主務大臣が認可をしなかつた、  
そういう場合にこれに対して訴訟の道  
があるわけですが、公正取引委員会が  
認定をしなかつただけでは、そのこ  
とは主務大臣がさらにそれを受けて不  
認可の処分をするわけでありませう  
から、その主務大臣の不認可に対して訴  
訟を起すなら起すといふふうに私は解  
釈いたしております。

○栗田委員 今回の関連してですが、  
まだ私の言うことがよくわかつてお  
らないのですが、もつと一歩を進め  
ると、通産省の場合はこれは単なる行  
政手続でやるわけでしょう、そこでこ  
れはいけないうことで、その場合  
には、通産省が被告になるわけですか。

○古池政府委員 さういふことは、通  
産省が被告になるけれども、不認可に  
したいといふ場合には、これは二つの  
場合があると思ひます。私はこの点  
に關しては疑問があるのですが、い  
ずれ大臣が来たときにたしたいと思  
うのだが、先回小室説明員の話によ  
ると、受付けた場合において公正取引  
委員会にまわさないうちに通産省自体で不認  
可にする場合がある、私はこれには疑  
問がある、かりにさういふこととして  
仮定をいたして、今度はもう一つの場  
合においては、通産省が認可しよう  
と思つてこれを公正取引委員会にまわ  
した、ところが公正取引委員会からこ  
れは認可する、認可を受けられなかつ  
た場合と、申請者にしてみれば二つあ  
るわけですが、従つて通産省の窓口で  
附わられた場合においては、これは通産省



を被告として訴えた場合において、通産省としては説明が非常にしやすいわけですが、直接こういうわけで不認可にしたのだという立証がしやすいわけですね。申請者として納得が行くわけです。ところが今度は公取委の認定を得られなくて不認可になったというところになると、やっぱり通産大臣を被告とするわけですか。

○古池政府委員 ただいまのお説の通り、通産省が公取委員会に申達をしない、単独で不認可の処分をした場合には、通産大臣がその訴訟の被告になるわけですね。ところが通産大臣から公取委員会の方に申達をして、これが認定を受けなかったがために通産大臣としても不認可の処分をしたという場合には、一応正面の被告は通産大臣であり、公取委員会の不認定という原因が公取委員会、公取委員会も政府機関の一つとしてその場合拘束されるものというふうには私は考えるのでありますが、これにつきましては、公取委員長の御意見もあろうかと存じますので、お尋ねいただきたいと思ひます。

○栗田委員 もちろん公取委も拘束しなければならぬと思ひます。これはいろいろこまかな訴訟手続を調べればわかることだと思ひますが、いづれにしても、この場合公取の認定が得られずに不認可になった場合において、私は当然通産大臣が被告になると思ひます。こうなると同じ不認可の場合においても、非常に違つた裁判形式をとらなければ、ほんとうの張本人——といえど、あいが悪いわけだらうけれども、不認可になった大元は公取委であるけれども、通産大臣を被告にするところ

いうことは、申請者にしても非常にぐあいが悪いことで、この点私は認可と認定のそういう矛盾が現れて来るというところ、もう一つこれに関連すること、先ほども申し上げましたように、公取の独禁法の運営は、今は準司法的な手続でやつておるのです。今までの公取の認可、不認可というものは、全部審決をもつてやつておるわけですね。審決をもつてやつておるわけですから、審決によつて不認可の場合と、今度の認定による不認可の場合と、また二通り、公取の中においても出て来るわけですね。そうすると今の通産大臣の認可の場合には、これに申請者が不服の場合は、裁判所はどこになりますか。

○古池政府委員 通産大臣に対する訴訟の場合は、これは行政訴訟と考えるので、通常裁判所に提起されると思ひます。

○栗田委員 東京高裁ですか、地方裁判所ですか。

○古池政府委員 第一段としては地方裁判所でありまして。

○栗田委員 東京地方裁判所になるわけですね。ところが、これが認可、不認可を審決でやつた場合においてはどうか。

○古池政府委員 公取委員会の審決に對します訴訟は、高等裁判所が受付けるものと考えております。

○栗田委員 そういうことになる、もうたまたま非常に矛盾が出て来ると思ひます。この法案の中に公取の認可、不認可というやうな条項がなければいゝのですが、別にまた公取の認可、不認可ということが出て来る。それはどういふことかという、例の十

一条の株式の保有の問題である。これの認可、不認可は公取がやることになつておる。従つて同じこの法案の中に、公取が認可、不認可をする場合と、通産大臣が認可、不認可をする場合の二本建がここに出来て来るわけですね。そこで一番問題なのは、株式の保有の問題よりも、不況カルテルであるとか合理化カルテルの方が、はるかに大切な仕事です。そこでどうなつて来るかという、一番大切な仕事は一番初めの初級裁判所からやらなければならぬ。ところが今度は株式所有の問題になつて来ると、これを公取審決をもつてやる場合においては、これは独禁法の中に明らかなように、これを東京高裁でやる。しかもその場合においては、新しい事項の出で来ない限りは、裁判所を拘束するという事になつておる。しかも公取が審決をもつて行う場合においては、裁判的な手続が簡単にいく。簡単にいくばかりではなく早くい。ところがそこに主務大臣が入つて来たために、今まで持つておつた裁判のスピードがなくなつて、一番大切な認可、許可の場合には逆に煩雑になつて来た。東京地方裁判所でもつて、公取の認定というものは考えずに、一番最初の初級裁判所からよく始めなければならぬということ、公取の認定、通産大臣認可ということから、こういうやうな裁判的な面でも非常に複雑になつて来た。そこで私は政務次官のお考えを聞きたいのですが、こういうことは、申請者としてもかえつて不便じやないかと思ひます。しかも非常な二重行政だ。こういうややこしいことをやらなくとも、公取委も同じ政府部内なんだから、通産省の意見をまつ

たく度外視して認可をするはずはないのであるから、やはり前の十一條のように、大蔵大臣と協議するということにして、あらためて産業行政的な立場から意見具申をすればいいのであつて、通産大臣と協議するということ、一向さしつかえないというふうには私は信念的に思つておるのですが、その点あなたのお考えはどうですか。

○古池政府委員 ただいまの栗田さんの御意見も一応は私もごつと似た点があると思ひます。確かに同じ法律の中で物事によつて取扱ひが違ふということ、複雑になつて来ることは当然であります。しかし株式の場合とカルテルの場合とはやはりおのづから事情が違ひます。対象となる題目が違つております以上は、これを審決し、あるいは認定をする手続が違つてもやむを得ないのじやないか。また公取の審決があれば、これに對してただちに高等裁判所が取扱い、その認定を経て通産大臣が認可をした場合には通常裁判所に持つて行くといふことも、これは事の自然として許さるべきではないかと思ひます。ただ、両方の方法をあわせてここに採用しておるといふことは、同一の法律の中でありまして、いかにも事を複雑にしたやうな感じを与へることは、まづたゞお説の通りであります。しかし私はやはり事業の実態というものをもう少し重く考えますならば、大蔵省関係の場合と各産業の主務省の場合とは、いささか様子がかわるのではないかとはいふやうに考へますので、ただいまの御意見はいかにもごつと似た御意見と一応拝承いたしますけれども、われ／＼としては、この原案として提案いたしました方法

が、やはりいいのではないかという考へを持つております。

○栗田委員 保留いたします。

○阿部委員 今も承りましたが、どうもいかに納得の行かないお答えのやうに聞かれるのであります。何のためには一方は高等裁判所に、一方は通常の裁判手続で、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所というふうには、わざわざしてゐるのですか。なぜそうしなければならぬか。またそうすることによつて、何か一方を重く見、一方を軽く見ておるといふ理由があるのかないのか、その点はつきりもう一べん承りたいと思ひます。

○古池政府委員 ただいまのお尋ねでございまして私も少し思ひましては、一方を重く見、一方を軽く見るという氣持はありません。いづれも重要な事項と考へておるものであります。ただ法律的な手続といたしましては、一方において公取委員会が審決という手続によつて決定いたしました問題は、これは高等裁判所の方へ直接持つて行く。それから一方において認定を得た上で主務大臣が行政処分として不認可の処分をしたという場合には、これは一般の行政訴訟の例に従つて、普通裁判所に持つて行くといふことは、これは法律上の手続としては、ごく普通の考へ方ではないかと思ひます。そこに公取委員会の審決には審判的な氣持が入つておる一方、またわれ／＼の行政処分は行政処分として、当然これは行政訴訟の對象になり得る、かやうに考へますので、おのづからそこに違ひがあるのではないかと思ひます。先ほどのお尋ねは、両者をどうしてさういふやうに違つた扱いをするかといふことかと思ひますが、株の所有の問題とか、さうい



うことは決して重要ではないとは申しませんが、事柄が比較的簡単に私は把握できる問題だと思ひます。一方不況カルテル、合理化カルテルのような問題になりまふと、真実を把握するまでに相当な調査もいる、あるいは報告もとるというふうな必要が出て参りますので、事の輕重というよりも、その性質の内容いかんによつて、かような取扱ひを異にするものというふうな御了解願へばよろしいと存じます。

○阿部委員 性質が違ふからとおつしやいましたが、一方むしろカルテルの場合においても、その内部段階としては公取の方で認定をなさるのであつて、その認定をなさる時分には、実質上の同じような手続をなさつておるのであります。十分慎重な審理を公取におこなつてなさつておる。それをさらに通産大臣において認定をして、そしてこれの認可、不認可をおきめなさる、それがさらにまた裁判手続になつた場合においては、さらに第一審から出発しなければならぬ、この理由がどうしてかわかりません。一体どこに理由があるのございませうか。

○古池政府委員 どうも私の説明の仕方が下手でございまして、御満足行かなかつたのは遺憾と思つておりますが、先ほども申しましたように、カルテルの場合には非常に調査範囲が広いのであります。従つてむしろ公取委員会としても十分な御調査はなさるであらうけれども、やはり立場が産業を主管する行政官庁と、独占禁止法という法律のねらつておられまする基本原則を守るといふ立場におられまする公取委員会とは、同一のものを対象としたとしても、見る目と申し

ますか、方が多少は違つて参るのであります。従つてその違つた立場々々から見て、最後の結果最も公正妥當なところにおちつけようというのがねらひでありまふので、ちよつと考えますと、いかにもダブつて、むだなやうな感じをお起しになると思ひますが、ただいま申しました基本的な考え方から申しますれば、決してむだではないので、両者がそろつて満足なる結果を得られるものではないかと私は考へております。

○阿部委員 幾ら押し問答を重ねても、一歩も進展しないやうでありますから、この問題は、ほかの法律の問題とともに法制局長官の御出席を願つてお尋ねすることといたします。

○佐伯委員長 飛島田一雄君。

○飛島田委員 それでは時間が少うございませうから、ばら／＼の二つの点だけの質問させていただきます。まず第一に、二十四条の三の五項に「主務大臣は、第二項又は第三項の認可をした後において、当該共同行為が左の各号の一に該当するに至つたと認めるときは、その行為を中止する生産業者等に対し、これを變更すべきことを命じ、又はその認可を取り消すことができる」とある。この書いてあります。先日承認可、不認可の最初の始まりについての御議論は多かつたのですが、今度取消しましたは變更といふことが書かれております。法律の上では非常に簡単でよくわかるのですが、実際に許可して進行を開始してしまつたカルテルが、その簡単に取消せるものでしょうか。その点、次官にお伺ひいたします。

○古池政府委員 これは實際問題といひまして、實際をどう考へて行くかといふことだと存じます。しかし、この法律案の条文にもございませうに、認可をする場合に必要とした要件がなくなつたといふやうな場合には、變更しないしは不認可の取消しの処分をいたしますのは當然であり、その場合には一旦つくりましたカルテルも、これを解消するといふことは、そんなにむずかしいものでないかと私は考へております。

○飛島田委員 そうおつしやいますのが、カルテルの中に販売条件について、品種のカルテルなどという場合と違つて、ゆるな品種について協定するといふやうな場合が出て来ます。この前の公取委員長の御話でも、ポール・ペアリオンなどは非常に多種多様であつて、これは品種についてカルテルを認める必要があるのではないかと、こういうことを言つておられました。たゞとてば、そういうやうな場合には、各社に品種を割当てて、A社にはポール・ペアリオンをつくらせ、B社にはポール・ペアリオンをつくらせるといふやうな形でやつて参りますと、カルテルといふものは、形だけでなしに、その各社の経営の規模を變更して来ますし、またさらに進んでは資本のあり方まで變更して来ます。生産手段の配列についても当然かわつて来るはずで、こういうやうな場合に、単に外形がちよつとかわるという意味でなく、カルテルといふものは、その企業自体の實質を徹底的に變更して行く力を持ち、またそれでなければ意味をなさない行政措置によつてその簡単にえられ

それからも一つお答えをしていただくたいと思ひますことは、今のポール・ペアリオンとか、ポール・ペアリオンとか品種を制限した場合について考へてみても、カルテルを解消するときは、かえつてその生産工場を建て直すくらい金がかかる。その際に不況から救うために、あるいは合理化をさせるためにといふことでカルテルを認めておきながら、取消す場合は、より以上の大きな困難に突き落すやうな場合がしばしば出て参ります。

○古池政府委員 ただいまのお尋ねは、まことにごもつともなお尋ねたと存じます。幾ら法律でそういう規定をいたしておいても、はたして取消しをした場合に、業界の實際がそれに即応してすぐに変更できるかどうか、容易に變更できないやうな事態があらはせぬかといふ御心配だと存じます。なるほどその点もわれ／＼は十分に考へねばならぬと思ひますが、ここで主務大臣が認可を取消すとか、あるいは變更を命ずるといふやうな場合には、十分その辺の實際を調査いたしまして、これならば大丈夫だ、当初にカルテルを認めた場合の目的はこれで大体達した、

また將來も、今回認可を取消すことによつて非常に悪い影響は来ないといふ見通しをつけた上で処分をいたしますから、ただいまのやうな御心配は、實際上にはあまりないのではないかと考へます。

○飛島田委員 ここで横田先生にお伺ひしたいのですが、ここに「取消すことができる」と書いてありますが、私には、第二項または第三項に規定する要件を欠きました場合には、必然的に取消さなければならぬといふ、この解釈しなればならぬものかと思ひます。

○横田政府委員 これは権能の面から書きましたので、實際問題といひましては、取消さなければならぬといふやうに解釈されるのではないかと存じます。

○飛島田委員 次官、今のお答えをお聞きいただけたいと思ひますが、今の次官のお話ですと、取消すか取消さないかは大臣の自由である。取消すことによつて大きな損害が出て来るおそれのあるときには取消さないといふやうにあるときには取消す。そういう經濟政策的な余地をはさむことのできない条文だと思ひますが、要するに第二項または第三項に規定してある事實が消滅すれば、即座に取消さなければならぬ、これが事實だと思ひます。今のお答えと矛盾すると思ひますが、この点についての考へえはいかがでしよう。

○古池政府委員 これはただいま公取委員長からお話がありましたように、この法文では、主務大臣の権限を規定したことになつておるのであります。主務大臣がこの権限を実行に移す場合におきましては、この法の精神を

第一類第十七号(附屬の一) 經濟安定委員会、農林委員会、通商産業委員会連合審査會議録第一号 昭和二十八年七月九日

十分にのみ込んで、この法の精神に即して処分をするのでありますから、こゝに書いてあるが、実際は取消しをやらぬのじやないかという御心配はいらぬのではなからうか。また一つの行政処分でありまして、その行政処分をすることによって非常な悪影響を及ぼすような場合には、これは行政官庁として考慮せねばなりませんけれども、しかしそれかといつて、法律がきめておることをやらないといふことはできないと思ひます。

○飛田委員 今のお話は、私のみ込めないのです。主務大臣が慎重な考慮をするのだから、法の規定に従わなくてもよい、こゝにふりかへるといふ話なのですが、私はそんなばかな話はなにも思ひません。はなはだ失礼ですが、この改正法律案の至るところにこゝういふ抜け穴ができておつて、さういふ抜け穴を通じて通産省がカルテルの助成政策を行つて行こうとする態度が、歴然と私たちに看取できます。しかしそれはとにかくとして、公取委員長のお話では、原則としては公正にして自由なる競争を認めて行くべきものであつて、特殊な例外のある場合においてのみカルテルは認められるのだ、こゝういふのであります。その通りだろふと思ひますが、もしさうだとすれば、例外の場合は厳格に解釈をしていただかなければならぬ、これはもう常識だと思ひます。ところが今のお話によりまして、例外の場合においても、通産省は通産省の特殊な政治的考慮に基づいて自由にやれる、こゝういふようにしかり法律に従ふものであるかどうかを伺わしていただきたいと思ひます。

○古池政府委員 ただいまの御説の通り、主務大臣の処分をいたしますときには、この法律の精神並びに条項に従つて行ひますので、決してそこに不当な政治的考慮とかさういふことが入ることはないと思ひます。

○飛田委員 そういたしますと、品種制限などによつてその企業の資本構成なり経営なりの実態がどんなにかわつておつても、取消しによつて力づくでも必ず元へ引もどして見せる、こゝういふお説ですか。

○古池政府委員 必ず元へ引もどして見せるといふことの意味がよくわかりませんが、一応カルテルといふものの認可が取消されたとすれば、元の状態へもどつて自由競争をやるわけでありまして、従つてその場合には、今までは品種の制限をお互いにおつたのが、自由にどの品種でもつくることができるようになる、それはお説の通りであります。その際、たとへば各種の品種を生産した方が有利であるか、あるいは今まで通り同一の品種のものを引續いて専門的に生産した方が有利であるかといふところによつて、その企業家が考へてやることだと思ひますので、その辺の心配はしなくていいのではないかとこゝういふに存じます。

○飛田委員 まあこれはカルテルといふものが、企業の外側に着物のように着せられるものであるか、経営の実態にまで変更を加えて行くものであるか、こゝういふ点についての見解の違いだと思ひます。しかしカルテルがその経営の質的内容まで変更して行くといふことは、世界中の学説の認めておるところで、この学説とかわる考へ方を

持つておられるのでありますから、その点についてはもうこれ以上申し上げません。

それでは戦前の統制会その他カルテルのような形のものを、終戦後総司令部の強権によつて解散させ得たといふ事実を御存じでしょうか、よけいなことです。

○古池政府委員 戦争中非常に強力な統制会ができておつたのを、戦後になりましてたゞいまお話のような事情で解消したといふことは承知しております。

○飛田委員 総司令部と同じような強権を通産省が振へるとお考えですか。

○古池政府委員 占領当事者と同じようになつておつたことは申しかねますが、ともかくこれによつて、独禁法の一部適用除外といふ意味合いにおいて、認可をいたしましたものを取消せば、もし従来通りその機構を存続するとすれば明らかに独禁法の違反になるわけでありまして、法律に違反してやる場合は取締りができると存じます。

○飛田委員 はなはだ失礼ですが、経済的なカルテルの集中とか資本の高度化、こゝういふようなものが一片の法令でさう自由自在、おもちゃになるなどとは私たちが考へられないのですが、この点についてはこの程度でけっこうです。

続いてそれでは横田先生に伺ひますが、金融会社は一〇%以上の株式を持つてはならぬ、こゝういふことがたしか書いてあると思ひますが、どういふ意味でしょうか。

○横田政府委員 十條に一庶株式保有制限の規定がございますが、これによりわけてございまして、御承知のよう

に金融会社が他の会社の株をもつて支配するといふことにはいろいろの意味の弊害がございまして、この十條だけでは不十分であるとして、十一條にこの特殊の規定を金融業を営む会社だけに追加してあるわけでございます。この趣旨は、現行法はこれが五%になつておりました、大体五%程度ならぬであらうといふのが現行法の考へ方でございますが、その後われわれがいろいろ考へました結果、すでに保険会社につきまして一〇%までの保有を保險業法の改正といふことで認めております。従ひまして、その他の金融会社につきましても、大体一〇%程度ならば弊害はないであらうといふことで、今回一〇%までに上げたわけでございます。

○飛田委員 いろいろの弊害といふのはどういふのでしようか。お話を承りますと、金融資本の企業支配といふふうに伺へるのですが……

○横田政府委員 まつたくさうでございます。

○飛田委員 そうしますと、この金融会社という言葉の中には、結局最終的には一つの資本なり、財閥なりになつておる系列の銀行ないし信託、こゝういふものを全部含んでおりますか。

○横田政府委員 特に財閥というよりなことは、この条文の自体からは出て参りませんが、実際の動きをいたしましては、今仰せになりましたような各種の系列の關係が一番問題になつて来るだらうと思ひます。

○飛田委員 私試みに兵器産業をやつております住友金属の株式を調べてみたのですが、四千二百万株のうち、住

友銀行が二百十万株、住友信託が百万株、それから住友信託の東京支店ですか、これが七十九万株、住友生命が百万株、大阪住友海上が五十万株、こゝういふふうにおの／＼持つておるのです。これは一件々々を見ますと、一〇%を越えておらないと思ひます。しかしこの住友銀行、住友信託、住友生命、大阪住友海上これらのものが一つになつて行くことは、もう私が申し上げるまでもないと思ひますが、こゝういふのは脱法行為でしようか。

○横田政府委員 これは結局十一條には抵触しないように株は持たれておると思ひますが、結局問題は、現行法で申しまして、十條の問題になりまして、さういふふうには会社が他の会社の株をいろいろな形で組み合せて持つことの結果、ある一定の取引分野の競争が実質的に制限せられようであるといふようなときには、今度は第十條の方の關係で処理せられるといふふうに解します。

○飛田委員 今十一條について金融資本の企業支配を排除すべきだとおつしやつたのですが、今の例で行きますと、もう完全に住友財閥の金融資本が住友金属を支配しておると思ひますが、さういふ意味で、もしこれが違法でないとするならば、十一條はほとんど無意味になつて参るのじやないでしようか。

○横田政府委員 十一條は実は金融資本の支配といふことの起らないように、ある面からこれを規制しておるわけでございます。これだけで金融資本の企業支配を防止するといふことはもちろんできないのでございまして、これはそのほかの金融自体の金融關係

であるとか、いろいろな面において企業支配が行われるわけでございます。この十一條は、今申しました一面を取上げておるだけでございます。問題がだん／＼複雑になつて参りました、株式の保有關係でございます、結局第十一條、さらにその他のいろいろな關係において問題が發展して参ります。結局最後は独占、一定の取引分野における競争の實質的制限になつておるかなつておらぬか、その方法はあるいは株を持つ方法、あるいは金融關係、あるいは不正な方法というやうなものが重なり合ひまして、独占という形態が出て参りますれば、今度はその基本的な条々でもつて、その独占の除去をしなければならぬ、かういふことになると思ひます。

○飛田委員 私たちは最近日本の産業界に起つております企業的な再編成、そういう問題がいろいろ金融資本を通じてかなり露骨に行われており、この一つ／＼の例を横田先生に申し上げる必要はないと思ひますが、かういふものこそ自由にして公正なる競争を阻害する一番大きなものじやないか、かう考へております。その際にこの十一條が、今申し上げたやうな住友金屬に対する住友財閥の支配配分というものが排除できないとすれば、非常に重要な点で一本抜けてゐる、かういふふうに申し上げないわけに行かないと思ひますが、そのことは一個の議論になりますから、一つだけお答えいた

○中村(時)委員 時間が制限されておるので、簡単にびしやりと一言でけつるでございます。なぜそれでは公取がそこまで正しいという意見を持ちながら進めておるにいかからず、通産省のこの意見の取入れが行われたのですか。

○中村(時)委員 先ほどから申し上げますように、やはりこれは通産省ばかりじやありませんで、他の産業省も同様だと思ひますが、主務省の調査といひますか、意見というものを認可によつて十分に主張したいということが考えられております。

○中村(時)委員 実は正常な立場の經濟感覚から行けばその通りでありました。但し審議庁の長官あるいは通産大臣のおつしやられる言葉の中には、現在の經濟の動きを見ればこれというこを主眼にしていらつしやるやうですが、その經濟の動きを見た場合に、通産省を主眼にして現在正しい行政行為が行われると確信を持ていらつしやりますか。

○飛田委員 ほかにも実はいへるトラストについてまだたくさん伺ひたいことがありますが、時間もありませんので留保させていただきます。

○佐伯委員長 中村時雄君。○中村(時)委員 閣下質問を最初に取引委員長にお伺ひしたいのですが、この許可権の問題、すなわち通産大臣の許可権と公正取引委員会の認定権の問題ですが、一々この内容を言つておつた間に合ひませんけれども、あなたはこれがいという確信を持ていらつしやるのですか。

○中村(時)委員 政府の最高のものできまつたというものは、どういふところですか。

○古池政府委員 われ／＼はあくまで公正に行政上の措置をやつておるといふ確信を持ております。

○中村(時)委員 私はこの間から、通産省の汚職事件が一体幾らあるかといふことを、調査して報告してくれといふことを言つてゐるのですが、ちつともしてないけれども、一体どのくらいになつておりますか。

○古池政府委員 中村先生が御発言になつた前にも私はお聞きしてございまして、政府委員に尋ねましたところが、別に資料要求としての御発言ではなかつた、かように申しております。

○中村(時)委員 それは變だ。それが官僚の独善だとは言うのです。私はみんなの前でこれは言ひ切つておりますよ。うそだと思つたら速記録を見てごらんない。それほど不信用なんです。實際通産省といふものは、一般の風評を聞いても、一部の出先機關だ

○古池政府委員 中村先生が御発言になつた前にも私はお聞きしてございまして、政府委員に尋ねましたところが、別に資料要求としての御発言ではなかつた、かように申しております。

○中村(時)委員 それは變だ。それが官僚の独善だとは言うのです。私はみんなの前でこれは言ひ切つておりますよ。うそだと思つたら速記録を見てごらんない。それほど不信用なんです。實際通産省といふものは、一般の風評を聞いても、一部の出先機關だ

○古池政府委員 私にはさういふことは存じておりません。

○中村(時)委員 これは非常に重大なことなんです。存じてないといふなら、これは御調査願つて報告していただきたい。

それからその結果遂に今度は新々紡なり、新紡なり、あるいは中小企業、たとえばかすりの織物業、かうい

○古池政府委員 紡績は、御承知のやうに、原料が輸入のものでございまして、その輸入原料の割当その他の關係、また内地の需給のバランスというやうな意味合から申しまして、勧告するのが適當と考へて、行政官庁として勧告したやうな次第であります。

○中村(時)委員 私はかういふふうに推察するのです。たとえば現在十大紡があるわけですが、さうしてその十大紡が、実際にはかういふカルテルを結びたいと思つてゐる。ところがここにさうでない新々紡がある、また新紡がある。さうすると、これをアウトサイダーにしてやつておかないと、片方だけがあるわけなんです。そこでこの十大紡が通産省と結託して、カルテルを結ぶかわりにこれらの新紡並びに新々紡を牽制しなければならぬ。そこでもしこのカルテルを結ばなかつたら、原料の割当を行わぬのであるといふ行動をしなかつたのですか。

○古池政府委員 中村先生が御発言になつた前にも私はお聞きしてございまして、政府委員に尋ねましたところが、別に資料要求としての御発言ではなかつた、かように申しております。

○中村(時)委員 これは非常に重大なことなんです。存じてないといふなら、これは御調査願つて報告していただきたい。

それからその結果遂に今度は新々紡なり、新紡なり、あるいは中小企業、たとえばかすりの織物業、かうい

○古池政府委員 紡績は、御承知のやうに、原料が輸入のものでございまして、その輸入原料の割当その他の關係、また内地の需給のバランスというやうな意味合から申しまして、勧告するのが適當と考へて、行政官庁として勧告したやうな次第であります。

○中村(時)委員 私はかういふふうに推察するのです。たとえば現在十大紡があるわけですが、さうしてその十大紡が、実際にはかういふカルテルを結びたいと思つてゐる。ところがここにさうでない新々紡がある、また新紡がある。さうすると、これをアウトサイダーにしてやつておかないと、片方だけがあるわけなんです。そこでこの十大紡が通産省と結託して、カルテルを結ぶかわりにこれらの新紡並びに新々紡を牽制しなければならぬ。そこでもしこのカルテルを結ばなかつたら、原料の割当を行わぬのであるといふ行動をしなかつたのですか。

○古池政府委員 中村先生が御発言になつた前にも私はお聞きしてございまして、政府委員に尋ねましたところが、別に資料要求としての御発言ではなかつた、かように申しております。

○中村(時)委員 これは非常に重大なことなんです。存じてないといふなら、これは御調査願つて報告していただきたい。

それからその結果遂に今度は新々紡なり、新紡なり、あるいは中小企業、たとえばかすりの織物業、かうい

○古池政府委員 紡績は、御承知のやうに、原料が輸入のものでございまして、その輸入原料の割当その他の關係、また内地の需給のバランスというやうな意味合から申しまして、勧告するのが適當と考へて、行政官庁として勧告したやうな次第であります。

○中村(時)委員 私はかういふふうに推察するのです。たとえば現在十大紡があるわけですが、さうしてその十大紡が、実際にはかういふカルテルを結びたいと思つてゐる。ところがここにさうでない新々紡がある、また新紡がある。さうすると、これをアウトサイダーにしてやつておかないと、片方だけがあるわけなんです。そこでこの十大紡が通産省と結託して、カルテルを結ぶかわりにこれらの新紡並びに新々紡を牽制しなければならぬ。そこでもしこのカルテルを結ばなかつたら、原料の割当を行わぬのであるといふ行動をしなかつたのですか。

○古池政府委員 中村先生が御発言になつた前にも私はお聞きしてございまして、政府委員に尋ねましたところが、別に資料要求としての御発言ではなかつた、かように申しております。

○中村(時)委員 これは非常に重大なことなんです。存じてないといふなら、これは御調査願つて報告していただきたい。

それからその結果遂に今度は新々紡なり、新紡なり、あるいは中小企業、たとえばかすりの織物業、かうい

○古池政府委員 紡績は、御承知のやうに、原料が輸入のものでございまして、その輸入原料の割当その他の關係、また内地の需給のバランスというやうな意味合から申しまして、勧告するのが適當と考へて、行政官庁として勧告したやうな次第であります。

○中村(時)委員 私はかういふふうに推察するのです。たとえば現在十大紡があるわけですが、さうしてその十大紡が、実際にはかういふカルテルを結びたいと思つてゐる。ところがここにさうでない新々紡がある、また新紡がある。さうすると、これをアウトサイダーにしてやつておかないと、片方だけがあるわけなんです。そこでこの十大紡が通産省と結託して、カルテルを結ぶかわりにこれらの新紡並びに新々紡を牽制しなければならぬ。そこでもしこのカルテルを結ばなかつたら、原料の割当を行わぬのであるといふ行動をしなかつたのですか。

○古池政府委員 中村先生が御発言になつた前にも私はお聞きしてございまして、政府委員に尋ねましたところが、別に資料要求としての御発言ではなかつた、かように申しております。

○中村(時)委員 これは非常に重大なことなんです。存じてないといふなら、これは御調査願つて報告していただきたい。

それからその結果遂に今度は新々紡なり、新紡なり、あるいは中小企業、たとえばかすりの織物業、かうい

○古池政府委員 紡績は、御承知のやうに、原料が輸入のものでございまして、その輸入原料の割当その他の關係、また内地の需給のバランスというやうな意味合から申しまして、勧告するのが適當と考へて、行政官庁として勧告したやうな次第であります。

○中村(時)委員 私はかういふふうに推察するのです。たとえば現在十大紡があるわけですが、さうしてその十大紡が、実際にはかういふカルテルを結びたいと思つてゐる。ところがここにさうでない新々紡がある、また新紡がある。さうすると、これをアウトサイダーにしてやつておかないと、片方だけがあるわけなんです。そこでこの十大紡が通産省と結託して、カルテルを結ぶかわりにこれらの新紡並びに新々紡を牽制しなければならぬ。そこでもしこのカルテルを結ばなかつたら、原料の割当を行わぬのであるといふ行動をしなかつたのですか。

○古池政府委員 中村先生が御発言になつた前にも私はお聞きしてございまして、政府委員に尋ねましたところが、別に資料要求としての御発言ではなかつた、かように申しております。

○中村(時)委員 これは非常に重大なことなんです。存じてないといふなら、これは御調査願つて報告していただきたい。

それからその結果遂に今度は新々紡なり、新紡なり、あるいは中小企業、たとえばかすりの織物業、かうい

○古池政府委員 紡績は、御承知のやうに、原料が輸入のものでございまして、その輸入原料の割当その他の關係、また内地の需給のバランスというやうな意味合から申しまして、勧告するのが適當と考へて、行政官庁として勧告したやうな次第であります。

○中村(時)委員 私はかういふふうに推察するのです。たとえば現在十大紡があるわけですが、さうしてその十大紡が、実際にはかういふカルテルを結びたいと思つてゐる。ところがここにさうでない新々紡がある、また新紡がある。さうすると、これをアウトサイダーにしてやつておかないと、片方だけがあるわけなんです。そこでこの十大紡が通産省と結託して、カルテルを結ぶかわりにこれらの新紡並びに新々紡を牽制しなければならぬ。そこでもしこのカルテルを結ばなかつたら、原料の割当を行わぬのであるといふ行動をしなかつたのですか。

○古池政府委員 中村先生が御発言になつた前にも私はお聞きしてございまして、政府委員に尋ねましたところが、別に資料要求としての御発言ではなかつた、かように申しております。

うところが操短を余儀なくされたために、今度は割当が少くなつた。そのために非常に苦しい立場に追い込まれているというところをお認めになりますか。

○古池政府委員 大体ただいまのような点は私も認めます。

○中村(時)委員 そういたしますと、不況々々と言いますが、これは数量を言つてもいいですが、戦前に比べて紡錘はふえているのです。そういたしますと、実際は不況だと言いますが、片方で紡錘はふえているということ、事実利潤があることは認められようと思ふ。たとえば綿糸なら綿糸を例にとりまして、八万円から十万円ぐらいに上がっている。そうだといたしますれば、少くともそのカルテルをやつて、結局ある程度成功したというふうな一応見た目には思われるかもしれないが、実際はどうかといつたら、これは委員長も認められたわけですが、たとえば二万人からの首切りが起つて来た、あるいは中小企業は相当苦しい立場に追い込まれて来た。そういう弊害が事実の上に出て来たことをお認めになりますか。

○古池政府委員 ただいまのお尋ねに対する答えはなかつたかといふと思ひますが、綿糸の値段が上つていふことは事実でありまして、けれども、しかしこれはいろいろ相場の関係もありまして、その簡単に原因を追究することはできませんが、操短をして行けば、自然その影響は各方面に出て来るというところは、現実の問題として認めざるを得ないと思ひます。

○中村(時)委員 相場の関係とおつしやるけれども、それでは昨年度の輸入

原綿と本年度の輸入原綿の数量を調べたい。同時にそれに附帯いたしまして、実際の一人頭の大体の使用量について昭和九、十、十一年、これは今までのいろいろな問題で目標になつていふようですが、その当時の使用量とどれだけの差異があるか、その点を調査して報告したい。それから次に、先ほど言つたように、通産省において一つの海苔のわくを持つておられて、そのわくをもつて今まで買付けをされていふところですが、そういういたしますと、そのわくはどれくらいありますか。

○古池政府委員 実はただいまのお尋ねに対して、正確に、また御満足の行くような数字的な答弁は、繊維局長が出席いたしましてから正確なところを申し上げるようになつたと思ひます。

○中村(時)委員 そういたしますと、そのわくからいたしまして、今言つた新紡とか新々紡とかいふものと大きな十メーカール等がここに相相対する面が出て来るわけですが、それを認められますか。

○古池政府委員 ただいまのような面は若干出ていふと思ひます。

○中村(時)委員 最後に、今国内価格が大体九万円くらいになつておられますが、国際価格は七万円台になつていふ、そういういたしますと、逆に今度はドルが必要であるというので輸出をした場合に、二重価格制度になつて来るわけですね。そういうふうなことをお認めになりますか。

○古池政府委員 これは綿糸の場合のみでなく、他にもやはりそういうことが起つて来るだろうと思ひますが、こ

れは今の日本の貿易事情から申しまして、根本的に何とかしなければならぬ大きな問題であらうと思ひます。しかしながら政策は政策として、現実の問題として、確かに国内価格が高くて輸出価格が安い、こういう現状は私も承知しております。

○中村(時)委員 どうも私の問いに対してはつきりした答へが出ないので、非常に困るのですけれども、私の言つてゐるのは二重価格制をとるかという点です。なぜ私がそれを言ふかといふと、カルテルによつて価格の維持をする、つまり上げをする場合、それで今度はドル資金の獲得という問題がからんで来た場合、そこに非常に問題が起つて来る。たとえば肥料の問題がそれです。そこで二重価格制をとられるかといふかといふことを聞いてゐる。

○古池政府委員 これは私は非常に重要なむずかしい問題だと思ひます。かりに二重価格制をとるとすれば、それは内地の消費者に対して、輸出の一種の犠牲になつて高いコストのものをしんぼうさせるかどうか、あるいは輸出価格を安くすれば、それに対して補給金を出すような政策をとるかどうか、こういうような問題にも関係して来るわけでありまして、政策として二重価格制をとるかどうかといふことは、よほど慎重に検討した上でなければお答えができませんが、現実の問題としては、そういうことがすでにあります。

○中村(時)委員 一応質問を保留しますが、これだけのことを再確認してもらいたい。先ほど言つたように、十

紡がカルテルを結んで、そのためにサイド・ワークまで取上げられた中小企業は、割当が少なくなつて非常に困難な状態になつて来た、一番早いのはかすり業者です、かすり業者の割当が減つて来た、そういうことは認められたわけですね。

○古池政府委員 私はカルテルということとは申さなかつたのですが、要するに政府の勧告によつて昨年操業を短縮したという事実は認めたのであります。

○中村(時)委員 それでは一体カルテルといふのは何ですか、それをカルテルと認めないというなら、何がカルテルなのか、その定義を私はもう一度聞きたくなつて来るのですが……

○古池政府委員 学問的な問題は別といたしまして、要するに業者が自発的に共同的に操業を短縮したというのではなくて、そのよつて来るところは国家の政策によるんだといふ点を明らかにしたわけでありまして……

○中村(時)委員 それでは国家の権力と結びついて、もしこれが行われたとなつたら、何でもできるということになるのですか。

○古池政府委員 ただいまの紡績の問題は、先ほど申したように、輸入原料の割当を政府がやつておられますので、その関係から、そういうことをやむを得ずやつたというように御了承願ひます。

○中村(時)委員 私聞いてゐるのは、権力と結びつき国家行政と結びつた場合には、これでは完全保護になつて行く、だからそういうことが行われるという事実が出て来るわけですね。今度の話を聞いていふと、非常に危険性を伴うように感じられるのです。

○古池政府委員 一般的に申せば、私はそういうことはないと考えております。

○中村(時)委員 それでは一応この分は保留しまして、その実態をひとつ出して行きたいと思ひます。

この前に話をしました砂糖問題を續いて結末をつけておきたいと思ひます。そこで、こゝ書いてあります二十四条の三の平均生産費ですが、砂糖の平均生産費は、この間の経済局長の話では、六十一円が妥当だといふので、この平均生産費としての六十一円といふのは、どういふ意味なんですか。

○東辻説明員 お答えいたします。この前の局長の御説明は、当時入りました原料の単価から見まして、おおよそのくらいだといふ見当でございます。○中村(時)委員 入つて来た原料の単価から見ましてそのくらいであらうといふような、それをもつて平均生産費とあなたは考へてゐるのですか。○東辻説明員 各製糖工場について厳格な原価計算を調査したこともありませんので、大体その程度になるのではないかと一応考へたわけでありまして……○中村(時)委員 原価計算をして生産費も出さずにおいて、平均生産費を出すというふうなことが、はたしてできるのですか。これは委員長から承りました。○横田政府委員 昨日もお答えいたしましたように、生産費のとり方は非常にむずかしいと存じますが、結局その基礎となりますデータをつかむことが非常に困難でございますので、先ほど

農林省の方から申し上げましたような計算方法は、実はここではとらないのでございます。結局各メーカーにつきまして、その持つておられる材料の値段を基準にいたしまして、かつそれを例の加重平均ということで数量を加味いたしましたものを出しまして、その平均生産費を出すということであります。

○中村(時)委員 それは非常に危険なんです。なぜかといいますと、たとえば見返りとしてよそから入つて来るような場合がある、そういうような政策が加味されたものと、ほんとうのマーケット・プライスとして出て来るものと、いろいろあるわけですから、それをもつて平均生産費として取上げたものでは、たいへんな間違いです。大きな問題になつて現われて来ますが、どうお考えですか。

○横田政府委員 大体私の私の方ではそうでございましてけれども、詳しくは説明員から説明いたさせます。

○中村(時)委員 それでは一体現在砂糖の消費税は幾らかかつていますか、並びに輸入税もついでに聞きますように。

○東辻説明員 消費税は今斤当り十九円五十銭です。

○中村(時)委員 それでは輸入税は一トに対して幾らですか。

○東辻説明員 従価でありまして、二〇%です。

○中村(時)委員 そうすると、台湾糖を例にとりまして、三月の分をとりますと、トシ当り百四十五セントになつておられます。これを百五ドルと概算いたしますと、輸入税が二〇%といたしますと、百二十六ドルですね。

そういたしましたして、一トが一六六六十何斤ですか、それに換算いたしましたと、一斤当り二十七円五十銭になります。今の輸入税を入れてどうなるはずですか。あとで計算しておいてください。そういたしますと、それに對して、あなたは今消費税が十九円五十銭とおつしやいましたから、それをたしますと五十四円です。そうしますと六十一円という価格というもののどこに、今言つた平均生産費というものが考えられたか、具体的にはつきりこれを打出してみてもいい、これは公取委員長にお伺いします。事実これだけの相違があるのです。ところが平均六十一円二十銭ということとを認めておつしやる、そうするとこの相違を一体どうしますか。

○横田政府委員 私はその六十幾らが平均生産費とは申し上げておらぬつもりです。

○中村(時)委員 それでは委員長は一体幾らを見ていらつしやるのですか。

○横田政府委員 この生産費につきましては、どこまで現在調べておるか知りませんが、先日の砂糖問題以来、私のところの調査課で、ある程度調べておるもので、もし詳細のことを申し上げる必要がございしたら、ちよと本日担当の課長を連れて来ておりますから……。

○中村(時)委員 それではあなたの方から砂糖業者に対して勧告を出したことがありますか。

○横田政府委員 出したことはございしますが、その内容はむしろ今の値の問題ではなくて、いわゆる生産制限の点について、注意をしてくれということをお願いいたしました。

○中村(時)委員 生産制限を云々とおつしやるならば、これがカルテルだという大體推察のもとに行われたと思うのです。そういたしますと、その価格構成というものは非常に重大なウェイトを持つて来る。そうすると今言つたこの法案にあるような平均生産費というものは、はつきりわかつていたはずで、ですからこの調査をはつきり出してもらいたい。これをお願いしておきます。

それから続いて、金融の問題が先ほどから問題になつて来たわけですが、たとえば現在砂糖業者が税金を納める場合の猶予期間は、何箇月置いておられますか。

○東辻説明員 あとで調査してお答えいたします。

○中村(時)委員 これは、その場合に、金融機関にこれを積み立てておるわけですが、この税金をたとへば十日払いなら十日払いとしておいて、それを金融機関に積み立てて行くわけなんですか。それは御存じでしょうか。

○東辻説明員 詳細についてしつかりしたことは承知いたしておりません。

○中村(時)委員 それではその点は抜きましよう。それで一箇月七万トンの消費というふうになして行くと、大體三箇月で二十一万トンのなるが、その場合に消費税は積み立てることになつておる。その消費税を三箇月これだけ積み立てたとして、六十五億円からあるわけですか。その六十五億円を銀行が預かつて、その金を元にして逆に融資をして行くということが行われているというのを公取委員長は御存じですか、どうですか。

○横田政府委員 私自身はよく存じておりません。

○中村(時)委員 砂糖の生産カルテルを結んでいるだろうという推察に基いて、これをとめようとなつていらつしやるような方が、こういうことを知らずして、なぜそういう業務の執行ができませんか。

○横田政府委員 私自身は各業界についてあまりそういうこまかいところまで存じておりませんけれども、事務局の職員がどの程度調べておられますか、今ここではつきり申し上げることはできません。

○佐伯委員長 中村時雄君に申し上げます。時間が十分超過いたしましたので、いま一言に制限いたします。

○中村(時)委員 それでは今の問題は、お預けいたしまして。

結局どうなりますと、先ほど金融機構等の問題を取上げたのですが、金融機構で、砂糖が値下りして来ると、今度は、自分が預託されたもので、貸し付けておる金が返るわけですか。そこで値下りをすると、損失が出て、自己の責任を果せないという結果が出て来る。それがちよとど八月です。そこで金融機構と結びついて来る。当然そういう手が打てるというものの推察がつかないのですか。その点は十分調査を願つておきたい。それではまだ大分あるのですけれども、そういうことになりましたから、一応これで保留をいたします。

○石村委員 さつき中村委員がしきりに政務次官にお尋ねして——あるいは私が聞き漏らしたのかも知れませんが、綿紡績の操短について中小業者、綿物業者が非常に困つた、倒産者もた

くさん出て来たという点をお聞きしたいと思うのですが、これに對して、そういう事実をはつきり認めておいて、なるかどうか、御答弁がなかつたように思うのですが、その点について中小業者に及ぶ影響をどのように考えておるか、はつきり御答弁願いたいと思ひます。

○古池政府委員 先ほど私から御答弁申したつもりですが、中小企業者がだん／＼困つて参つておるといふことは、よく承知しております。しかしその原因が、今の十大紡の操短なら操作だけから来ておるものとも申せないで、ただいまのお尋ねの御趣旨は、中小企業も非常に困つておるから、ひとつそういう点も大企業と同じやうにみな見て行かなければいかぬじやないかということだと存じますので、これは十分考慮いたしたいと思ひます。

○石村委員 今の問題ですが、そういたしますと政務次官は、操短の結果綿糸が上つて、一方製品安で困つたという事実は認めておいてならない、ほかの理由で中小業者は困つたのだ、このやうにお考えになるのですか。

○古池政府委員 そういふ点もございしますし、いろいろ理由が集まつて困つておるのだらうと存じます。

○中村(時)委員 実は先ほどの合同委員会の席上で私は政務次官に三點お聞きしたのですが、その一、二點も明確なるお答えがなくて、そのまますわつて、あと質問させてくれないうのですから、そのときの問題について伺ひたい。今言つたのは、中小企業もそういう一つの関連的な問題として取上げられる。そこでございませう。違ひの



ですか。今言つたように綿紡の問題で中小企業も操短のための割当が少くなつて困つておることも一つの原因であるといふことは御確認されるわけでしょう。また労働組合のそういう議論があつたことも一部の面では御確認なさる。そういう姿が事実においては出て来ておるのです。そういういたしますと、どちらがウエイトが強いかわつたことが結局問題になつて来る。そういう犠牲の方が大きいのか、あるいはそのために価格を維持して一応ある程度の線に立ち直つた紡績業者の方が大きいのか。どちらが利益があつたのかといふことが、カルテルを結んだ結果の効用として出て来たのです。

○古池政府委員 ただいまきつめて理論的に割切つてお話がありましたが、いふことは、非常に複雑な理由から来ておるのである。単に一つや二つの原因ではない、かように考えます。

○中村(時)委員 だから私の言つてゐるのは、それが全部ではない。それは私も肯定してゐると言つてゐる。肯定するしないは別として、一応論議の上から肯定して来た。それも一部なんです。一部消費者あるいは労働者が犠牲になつてこつたことが行われたことと、それからもう一つはカルテルを結んだがゆえに綿紡業者が助かつたといふことは、価格が上つたことには間違いないのですから事実言えるのです。その助かつたものと犠牲になつたものとつちが比例的に大きいかわつたことによつてカルテルを結んで行つた効果がきまつて来ると私は思ふのです。政務次官はどうもはつきり答えられない

いので困つてゐるのです。何も割切つてしまつてゐるのではない。カルテルをやつた結果における効用の問題を言つておるのです。それはどちらがウエイトが大きいかわつたことによつて、カルテルを結んだことがよかつたか悪かつたかといふことになつて来るのです。違ひますか。

○古池政府委員 なか／＼むづかしいお尋ねであります。それは確かにカルテルといひますが、操短をして利益を得た面もあると思ひます。しかし価格の点ばかりでなく、原料と生産品とのバランスをとるといふこともやはり一つの有益な効果であつたと思ひますので、あまり中小企業者と紡績業者との利益がどつちが大きかつたかといふことは、簡単に私には申せないのであるかと思ひます。

○佐伯委員長 中村さんに御注意申しますが、もう一問に制限します。

○中村(時)委員 どうもいろいろ／＼答へがはつきりしないのです。私は中小企業と紡績業者との対比といふことを言つておるのではない。そういう総合的なものを全部集めて見て、その結果紡績業者のカルテルを結んで価格が協定された結果において現われて来た犠牲と、それによつて助けられたものとどちらがウエイトが強いかわつたことによつて、このカルテルといふものがいいか悪いかわつたことがきまつて来るといふことを言つておる。それが一点、それからもう一つは、その犠牲の上

に立つて、部分的なものはあなたの方では認めていらつしやる。そういたしますと、ここに一つの例がある。たとえば、これは砂糖のことは言い過ぎて、これはまた次に言わなくてはならない

のですが、砂糖の昭和九年、十年、十一年のこの消費量を考えますと、あれは年間約十キロですか。それは東証説明員 昭和九年が平均一人当り十三キロになつておられます。

○中村(時)委員 十三キロなんです。ところが現在はどうかといひますと十キロ割れておるくらいなんです。そういたしますと、実際には消費量は足りないのです。その当時から比べると足りないのです。にもかかわらず業者が輸入を少くしてくれといつて農林省に申し出てゐる。そういう変態性が出てゐることは、少くともその中心は価格の維持です。今おつしやつたように総合的なものではなくて、綿紡の操短におきまして問題は価格の問題だ。あなたも価格でないとおつしやるけれども、現実には価格なんです。それをお認めになるか。それを認められた結果今私の言つた質問が出て来るわけなんです。

○古池政府委員 確かに価格の点もあると存じますけれども、そればかりではない。先ほど言つたように原綿が足らなくなつたのです。そういう結果やはり紡績の方もお互いに自粛するといふことになつたのであります。価格ばかりではないのであります。

○佐伯委員長 小林進君。

○小林(進)委員 最近の新聞によりますと、浅草のどつかの飲み屋でビールを一本百円で売つたら、ビール会社が販売を拒否したといふようなことが載つておつたのであります。そのときの新聞の批判によりますと、ビール四合びん一本が小売価格百二十二円、うちビールのびんが十五円で、中味だけの小売値段は百七円だそうでありまして、それに対する卸売値段が百二円で、五円

のもうけです。この百二円の卸値のものをその飲食店が百円で販売した。客は押すな／＼の盛況であつた。それはそれでございませう。私も行きたいくらいでございませう。そうしたら、もつとも大分他の小売業者も反対した。それでありますけれども、同業者の反対もあつたせいでございませうが、ビール会社ではその飲食店に対して、何でも百円で売るのはやめてくれ、どうか小売値段で売つてくれといつたら、それに対しては百万円の権利金をよこせと小売業者が要求した。百万円は出せないといひながら交渉を続けましたが、ともかく結論は、ビール会社では売らないことにきめたのであります。こういうことに対しては、一体公取委員長はいかなる見解をお持ちになつておるか、承りたいと思ふのであります。

○横田政府委員 ただいまの問題は、問題になつたといひますれば、結局独占禁止法の一種のモンピング、不当販売といふ点にならうかと思ひますが、今の事例でただちにそういうふう

に言えるかどうかは相当疑問があると思ひます。

○中村(時)委員 大臣が見えられたようでありまして、今までの問題は問題として、大臣に対する質疑を行うものがたくさん残つておるのですから、それに切りかえていただきたいと思ひます。

○佐伯委員長 皆さんにお諮り申し上げます。ただいま中村時雄君の言われた通り、通産大臣が参りましたので、大臣に対する質問にお切りかえ願ひたいと思ひます。

○小林(進)委員 委員長の提議に對しましては、賛成であります。かく私は今まで待つておつて、自分の時間が来て打切られたのでありますから、大臣に対する質問の優先権は、現在発言中のものに最優先権を与えるという意味において賛意を表したいと思ひます。

○佐伯委員長 よろしゅうございませう。

○小林(進)委員 まず大臣の経済再建の基本方針につきまして、ひとつお伺ひたいと思ひます。

第一番に、これは大臣もお読みなつたと思ひますが、わが日本にルーズヴェルト夫人が参つておりました。相当長期にわたつて視察をいたしまして、そして帰るときにおわかれの言葉をわが国民に与えて行つた。その言葉の中に……

○佐伯委員長 小林君に御注意申し上げますが、ただいま議題になつておられるのは、独禁法であります。それから、その質問に御制限願ひたい。ただいまは農林、通産、経済連合委員会になつておられますので、この議題の限界を越すことはできません。

○小林(進)委員 私どもはしば／＼経済安定委員会を開いて参りましたが、そのときに大臣の出席を委員長を通じてうながしまして、独禁法の審議を続けながら、並列して大臣の基本方針を承る、大臣は七つ八つの委員会を持つて多忙ではあるけれども、極力出席を得て、並列して基本方針を承るといふことで了承して参つた。そして初めてこゝへ大臣がお見えになつたのでありますから、私は委員長との約束通りに当然基本問題に對して質問できるものと

ものと思つたのでありますが、その点何か私の了解に間違いがございますか。

○佐伯委員長 小林君にお答え申し上げます。ただいまのお言葉には相違ございませんが、本日の議題なるものは、公報において御通知申し上げました通り、独禁法に關して農林、通商、経済三委員会の連合審査会になつておりますから、この議題の限界を越すことはできないのであります。

○小林(通)委員 それでは泣く／＼委員長のおつしやることに服したいと思ひます。

○中村(時)委員 これは午前中に全体の連合委員会をやる。そして時間の割當をし、午前中は農林委員会と通商委員会にまかしておいて、午後は独自の立場で経済安定委員会をつくるということになつておつたのではないですか。

○佐伯委員長 それは違つております。

○小林(通)委員 それでは独禁法に基いてお伺いをしたいと思つたのでありますが、そも／＼公正取引委員会というものは公正なる自由主義競争を守るために設置せられたものであるといわれるのでありますが、公正なる自由競争といふものは、これすなわち自由主義をお守りになることである。いわゆる資本主義をあくまでも守り抜くために、公正取引委員会というものが発生したものであるというふうに解釈ができるのであります。われ／＼は公正取引委員会は、願わくは独占資本の横暴より、中小企業者、農民、あるいは消費者といったものをできれば擁護してもらいたい、そういう観点で、公正取引

引委員会の存在を認めたいと実は希望するのでありますが、これに対する大臣の御見解をひとつ承りたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。基本方針はその通りでございます。

○小林(通)委員 それでは基本問題でありますから私は横田委員長にもお伺ひいたします。公正取引委員会は、あくまでも資本主義、自由主義を擁護し、公正なる自由競争をあくまでも擁護するために存在するものであると確信をもつて御答弁になるかどうか承りたいのであります。

○横田政府委員 その通りでございます。

○小林(通)委員 資本主義、自由主義といふことは、かつてヨーロッパが大陸を発見いたしましたして、その発見の道程において、まさに世界といふものは地域が無限大であり、世界の富が無尽蔵であるというやうな一つの前提のもとに、資本主義、自由主義ができた。当時の自由主義、資本主義といふものは、発生の段階においては、国家から保護し、干渉せられるといふことを非常にきらいまして、あくまでも自由経済、自由資本といふものを構成いたしました。国家の干渉を排除するものが本来の自由主義資本主義の本然のあり方でありました。ところがその後、世界の富も無尽蔵ではない、世界の領土もこれに制限があるといふことが初めてわかると同時に、この自由競争といふものがやがて世界のすみ／＼においつて行き詰つて、あつちがぶつ／＼こつちでぶつ／＼つかりすると同時に、資本主義もいよいよ成熟期を過ぎまして、衰退の時期に至ると、資本同士に

おいて戦いが起りました結果、とうとう資本主義は、みづからも自衛態勢の形をつくると同時に、国家に対して保護を求めて来た。今のわが日本における資本主義のあり方は、この段階にあると思ふのであります。不況カルテル、合理化カルテルといふものは、いわば資本主義、自由主義の全盛期を過ぎた自己防衛の姿である、だからこれは厳格にいへば、自由主義、資本主義ではないと思ふ。この点に対する通産大臣、公取委員長の見解を承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 アダム、イブの時代と違ひまして、民族が結合いたしました。国家を形成いたしました。同時に今の国家は法治国であります。それから資本主義と申しましても、これも一つのいわゆる法に拘束されて國民が活動する主義の一つであります。そういたしますと、われ／＼といたしましては、自由競争することが、いわゆる資本主義の根本に一番いいということ、根本的精神としてかわつておりません。しかしながら、この法治国であるところの自由主義を守つておる國家が國民全体の公益を考えますと、もし何かそれが行き過ぎであるといふときには、ある程度の法の改正もしくは法的措置によつてこれを制限するとか、緩和するとかいふことが出て来ることだらうと思ひます。

○横田政府委員 独占禁止法は、御承知の通りにもちろん自由主義経済体制を基礎にいたしまして、しかもそれから出て参りますいろいろな矛盾をでき得る限り除去して行くといふところにその生命があるわけでございます。その意味において、やはり國家の

権力によりまする、自由放任に対する一つの統制という言葉を使うと悪いのでございますが、統制的な制度であると考えております。この自由主義のいろいろの矛盾はいろいろな形で出て参つておりますが、少くとも独占禁止法はその競争がなくなるやうな、おもしろくないやうな矛盾に対してその原因を除去するやうな方面から、現在の経済体制の円滑な発展を企圖しておるわけでございます。また別な方面から同じ経済の究極の目的を達成するといふこととの間にはいろいろないきさつや關係がございますが、独占禁止法はそのうち一つの部門を受持つておるというふうに私は考えております。

○小林(通)委員 私は現実の問題は別にいたしまして、理論的に公正取引委員会といふものが公正なる自由競争、いわゆる資本主義、自由主義といふものを擁護するといふのが建前であるとするならば、この不況カルテルといふ、合理化カルテルといふ、事のかんを問はず、カルテルといふものは資本主義、自由競争の本然の姿ではない。これはゆがめられた姿でありますから、それを認めるということは、自由主義、公正なる自由競争を守り抜くといふ公正取引委員会の基本のあり方をみずから否定するものではないか、私はこれをお伺ひいたしておるのであります。いま一応御答弁願ひたい。

○横田政府委員 カルテルといふものは、そういふやうなものであるといふことにつきましては、まづたく御同感でございます。従ひまして、それなら今度のカルテルを認める必要がないではないかといふことだと思ひますが、しかしながらこの範圍のものを認

めますことは、先般來この改正案の理由についていろいろ申し上げておりますように、基本的な公正取引委員会、あるいは独占禁止法の基本の線はつきり守られつゝ、その他いろいろの利点もあるわけでございます。この程度の改正をしたために基本の線がくずれるものとは考えておらないわけでありませう。

○小林(通)委員 ただいまの御説明はわれ／＼の納得し得るところではない。この改正案に対しては大体三つの疑問とするとすることは大体三つあるのであります。第一点は、今申しますやうに不況カルテル、合理化カルテルといふものを無制限に認容せんとする点、この危険性に対してわれ／＼は非常に危惧の念を持つてゐる。第二点といたしましては、カルテルの認可権を主務大臣が掌握せんとしている、ことに通産省に至つては、あるいは貿易あるいは今の綿の操業の問題等について、その動き方は常に大財閥あるいは資本家といつたものを擁護する立場にあるところでありませう。たとえば輸出業者の税金を負けてやり、特別の金融をする、あるいは何々といふことが一連の政府の政策は、大臣が何と抗弁せられても、やはり特殊な業者に対する特別の保護政策である。資本家が政府の不干渉を非常に望んでおりまして過去

の古典的な自由主義、資本主義から今のはのがれまして、大きな財閥、輸出業者が政府の保護を求め、通産省が主管官庁となつてそういう業者に保護を与えてゐるとわれ／＼は解釈しているわけでありまして、その主務官庁がこ

うしたカルテル認可の権利を掌握され

てゐることは、先般來この改正案の理由についていろいろ申し上げておりますように、基本的な公正取引委員会、あるいは独占禁止法の基本の線はつきり守られつゝ、その他いろいろの利点もあるわけでございます。この程度の改正をしたために基本の線がくずれるものとは考えておらないわけでありませう。

○小林(通)委員 ただいまの御説明はわれ／＼の納得し得るところではない。この改正案に対しては大体三つの疑問とするとすることは大体三つあるのであります。第一点は、今申しますやうに不況カルテル、合理化カルテルといふものを無制限に認容せんとする点、この危険性に対してわれ／＼は非常に危惧の念を持つてゐる。第二点といたしましては、カルテルの認可権を主務大臣が掌握せんとしている、ことに通産省に至つては、あるいは貿易あるいは今の綿の操業の問題等について、その動き方は常に大財閥あるいは資本家といつたものを擁護する立場にあるところでありませう。たとえば輸出業者の税金を負けてやり、特別の金融をする、あるいは何々といふことが一連の政府の政策は、大臣が何と抗弁せられても、やはり特殊な業者に対する特別の保護政策である。資本家が政府の不干渉を非常に望んでおりまして過去

の古典的な自由主義、資本主義から今のはのがれまして、大きな財閥、輸出業者が政府の保護を求め、通産省が主管官庁となつてそういう業者に保護を与えてゐるとわれ／＼は解釈しているわけでありまして、その主務官庁がこ

るといふことは、われ／＼に言わせれば泥濘に刃物と同じでありまして、非常に危険である。こういう疑点を持つてゐるのであります。第三点といたしましては、先ほどもしばしば繰返されたように、今通産省を中心として一番汚職事件が多い。あるいは貿易の認可、あるいは何々の問題、そういうような疑獄におどつてゐる汚職官庁が、こういう利権の対象となるような一つの権利を把握されることは、さらに危険である。こういう考え方は、私ども非常に疑問に思つてゐるのであります。これは法律の改正そのものに対する私どもの疑点でございますが、次は運営の問題であります。これは通産省、公正取引委員会両方にまたがる問題でありまして、通産省が認可権をお持ちになる危険性はたゞいま申し上げた通りであります。これは公正取引委員会に對しても申し上げられることであります。これはわが党で出しましたパンフレットでありまして、これを讀み上げまして大臣の御答弁の次に横田委員長の御答弁を願ひたいと思つてゐるのであります。「独禁法の番人といわれてゐる公正取引委員会のあり方であるが、自由党は公正取引委員会を私有化してゐる。わが党は民主的な行政委員会制度の一環として公正取引委員会の存在意義を認め、かつその意見を尊重する立場に立つ。しかしながら公正取引委員会の現状には満足しない。大資本、大企業、大独占横暴に目をおおい『中小企業いじめ』をしてゐる傾向がある。たとへば最近の例としては理髪料金の引上げを阻止し、みそ、しょうゆのくじ付販売を停止したが、もちろん消費者の立場を守らんとする考えはわかる

が、それよりも大資本、大企業の独占横暴は放擧にいとまがないほどある。最近の肥料価格問題もその適例があるが、これに對しより積極的により公正に活動しなければならぬ。こういうことを言つてゐるのであります。これに對して所管大臣並びに委員長の御答弁をお願いいたします。

○岡野國務大臣 第一点につきましては、今度緩和いたしました不況カルテル、合理化カルテルを無制限にされるというふうな仰せでございますが、法の内容を見ますと、決して無制限ではなくて、むしろ慎重に慎重を重ねて、しかも最小必要限度において初めてこれを許すということになつております。私の考えはそういう考えでございます。それから認可権の問題でございますが、大企業偏重で中小企業軽視、こういうふうなことではその主管官庁に認可権を渡すのはおかしいじやないかというおぼしめしでありまして、しかしわれ／＼といたしましては、日本全体の経済のあり方について通産行政をやつておる次第でございます。大企業に重いか中小企業に軽いかということもございまして、むしろ形の上でございまして、仰せになれば何とでも仰せになれますしやうけれども、特にわれ／＼の方に中小企業庁という庁を設けて、そうして中小企業の保護助成に當つておるという形、またそれに対して、従事しておる職員が一生懸命になつておるということもございまして、大企業偏重庁ではないとださいます。大企業偏重庁ではないと私は考えます。

それから認可権の問題でございますが、先ほども申しましたように、自由放任自由放任ということをよく世の中

で言われておりますけれども、自由放任にすること、これは、これも一つの法的根拠によつてやつておるわけでありまして、すなわち公正取引委員会があらまして、そうして自由によることを監視するりつばな役所をつくつておる。これも法律でできたところの法治国の機能であります。でありますから、自由放任にさせること自体がすでに法的根拠においてできてゐる。そういういたしますと、今度はどう考えたらいふかという、それは何のためにそういうことをしてゐるかと申しますれば、日本の国家の経済の安定また国民全体の幸福ということを基礎においてやつておる次第でございます。そこでいろいろ考へてみますと、この現行法におきましては、おそらく日本の国情に合わないという考えは私は持つておるのであります。非常に底が浅い経済で、吹けば飛ぶような財界で、それに対するも生産過剰であつて、どうすることもできない、非常に経済界の動乱が起きているということになります。ひいてはそれが国家経済の存立にも非常な影響を与えるということが考えられないこともないのであります。そういう場合におきましては、国家全体の利益を守るために、さきに申しました法的根拠を与えて自由放任にしておつたものでも、やはり法的根拠を与えて国家経済を救う、とにかく国家経済の発展とそれから利益というものに向うようにしておるのがすなわちこの独禁法でございますから、そういういたしますと、大きな根本的な状態から行けば、自由自在に働かざる、自由自在に仕事をなさざらぬといつて、これが国民経済に非常に役に立つ場合にはそう

いたします。しかし日本の経済の実情を見ますと、それにあまり徹底し過ぎるはいけません。このぐらゐの程度の緩和をした方がいいやないかというわけで緩和してゐるわけでありまして、これは各国の例をばらばらになつてもおわかりになりますように、各国ともやはりその地方々々、国々の事情によりまして、緩急の差があるのでございますから、私はその点においては、日本としてこの緩和はしていただく、それじや、その国家経済に對し、国民の利益、そのものを判断する材料を一体どこが持つてゐるか申しますれば、通産行政をやつてゐる通産省が一番よく把握してゐる次第でございます。また同時にそのものがこれに對するりつばな判断をしなければ、国家の大計を誤る、こういうことでわれ／＼といたしましては認可権を持つ。しかしながらこの認可権を持ちまして、これはただ單純に、いわゆるあなたの仰せになりましたような大企業庁であるというふうな考えで非難される点もあるかもしれないが、そういうことはないといふことを考へておりました。やはり慎重には慎重を期する意味において、元の公正取引委員会が、法的に見て、また法の根本精神から見て、これを許すべきか、許すべからざるかといふことを認定するといふことを与へ、その認定と、われ／＼が認可せんとする意思とが合致して、初めて認可ができるわけでございますから、われ／＼が専断で認可をするといふことには当らぬと思ひますから、御了承願ひたいと存じます。

○横田政府委員 公取の仕事の今までのやり方につきまして、いろいろ御批判をいただきました。まことに恐縮に存じます。なるほど今まで取上げました事件の多くのものは、大企業を相手にしてゐるものは少いのでござい

ますが、中小企業ばかりをいじめておるわけではなく、消費者の利益というやうな点からいたしまして、自然、その対象になりますものが中小企業であつたことが多く、また取上げる事件につきましては、割合に事実の把握が簡単でございまして、自然事件の数が多くなつたのでございまして、その他の大企業のいろいろな動きにつきましては、先般来申し上げておりますように、着々と／＼な調査もいたしております。今後それらの調査が結果いたしますれば、いろいろな面で表面化して来ると思つてござい

ます。もちろんこれにつきましては、今後後継意私どもの職員を奮勵いたしまして、できるだけこの法律の精神を守り抜きたいと思つております。

○佐伯委員長 小林さんに申し上げますが、あなたの時間はもう七分超過いたしました。そこでお諮り申し上げますが、大臣は四十五分までという約束でありますので、もう十三分しかございません。中村さんに飛鳥田さんに三分ずつ一問を許します。加藤さんには五分一問を許したいと思ひます。

○小林(連)委員 そういふやうなことは、委員長いけません。大臣が来られない前、われ／＼の申合せで、十五分といふことになつておつた。ところが大臣が来られて状況がかわつたのです。それを質問しておいて、あなたの持ち時間は十五分だからなんといつ

たいたします。しかし日本の経済の実情を見ますと、それにあまり徹底し過ぎるはいけません。このぐらゐの程度の緩和をした方がいいやないかというわけで緩和してゐるわけでありまして、これは各国の例をばらばらになつてもおわかりになりますように、各国ともやはりその地方々々、国々の事情によりまして、緩急の差があるのでございますから、私はその点においては、日本としてこの緩和はしていただく、それじや、その国家経済に對し、国民の利益、そのものを判断する材料を一体どこが持つてゐるか申しますれば、通産行政をやつてゐる通産省が一番よく把握してゐる次第でございます。また同時にそのものがこれに對するりつばな判断をしなければ、国家の大計を誤る、こういうことでわれ／＼といたしましては認可権を持つ。しかしながらこの認可権を持ちまして、これはただ單純に、いわゆるあなたの仰せになりましたような大企業庁であるというふうな考えで非難される点もあるかもしれないが、そういうことはないといふことを考へておりました。やはり慎重には慎重を期する意味において、元の公正取引委員会が、法的に見て、また法の根本精神から見て、これを許すべきか、許すべからざるかといふことを認定するといふことを与へ、その認定と、われ／＼が認可せんとする意思とが合致して、初めて認可ができるわけでございますから、われ／＼が専断で認可をするといふことには当らぬと思ひますから、御了承願ひたいと存じます。

○横田政府委員 公取の仕事の今までのやり方につきまして、いろいろ御批判をいただきました。まことに恐縮に存じます。なるほど今まで取上げました事件の多くのものは、大企業を相手にしてゐるものは少いのでござい

ますが、中小企業ばかりをいじめておるわけではなく、消費者の利益というやうな点からいたしまして、自然、その対象になりますものが中小企業であつたことが多く、また取上げる事件につきましては、割合に事実の把握が簡単でございまして、自然事件の数が多くなつたのでございまして、その他の大企業のいろいろな動きにつきましては、先般来申し上げておりますように、着々と／＼な調査もいたしております。今後それらの調査が結果いたしますれば、いろいろな面で表面化して来ると思つてござい

ます。もちろんこれにつきましては、今後後継意私どもの職員を奮勵いたしまして、できるだけこの法律の精神を守り抜きたいと思つております。

○佐伯委員長 小林さんに申し上げますが、あなたの時間はもう七分超過いたしました。そこでお諮り申し上げますが、大臣は四十五分までという約束でありますので、もう十三分しかございません。中村さんに飛鳥田さんに三分ずつ一問を許します。加藤さんには五分一問を許したいと思ひます。

○小林(連)委員 そういふやうなことは、委員長いけません。大臣が来られない前、われ／＼の申合せで、十五分といふことになつておつた。ところが大臣が来られて状況がかわつたのです。それを質問しておいて、あなたの持ち時間は十五分だからなんといつ

たいたします。しかし日本の経済の実情を見ますと、それにあまり徹底し過ぎるはいけません。このぐらゐの程度の緩和をした方がいいやないかというわけで緩和してゐるわけでありまして、これは各国の例をばらばらになつてもおわかりになりますように、各国ともやはりその地方々々、国々の事情によりまして、緩急の差があるのでございますから、私はその点においては、日本としてこの緩和はしていただく、それじや、その国家経済に對し、国民の利益、そのものを判断する材料を一体どこが持つてゐるか申しますれば、通産行政をやつてゐる通産省が一番よく把握してゐる次第でございます。また同時にそのものがこれに對するりつばな判断をしなければ、国家の大計を誤る、こういうことでわれ／＼といたしましては認可権を持つ。しかしながらこの認可権を持ちまして、これはただ單純に、いわゆるあなたの仰せになりましたような大企業庁であるというふうな考えで非難される点もあるかもしれないが、そういうことはないといふことを考へておりました。やはり慎重には慎重を期する意味において、元の公正取引委員会が、法的に見て、また法の根本精神から見て、これを許すべきか、許すべからざるかといふことを認定するといふことを与へ、その認定と、われ／＼が認可せんとする意思とが合致して、初めて認可ができるわけでございますから、われ／＼が専断で認可をするといふことには当らぬと思ひますから、御了承願ひたいと存じます。

○横田政府委員 公取の仕事の今までのやり方につきまして、いろいろ御批判をいただきました。まことに恐縮に存じます。なるほど今まで取上げました事件の多くのものは、大企業を相手にしてゐるものは少いのでござい

ますが、中小企業ばかりをいじめておるわけではなく、消費者の利益というやうな点からいたしまして、自然、その対象になりますものが中小企業であつたことが多く、また取上げる事件につきましては、割合に事実の把握が簡単でございまして、自然事件の数が多くなつたのでございまして、その他の大企業のいろいろな動きにつきましては、先般来申し上げておりますように、着々と／＼な調査もいたしております。今後それらの調査が結果いたしますれば、いろいろな面で表面化して来ると思つてござい

ます。もちろんこれにつきましては、今後後継意私どもの職員を奮勵いたしまして、できるだけこの法律の精神を守り抜きたいと思つております。

○佐伯委員長 小林さんに申し上げますが、あなたの時間はもう七分超過いたしました。そこでお諮り申し上げますが、大臣は四十五分までという約束でありますので、もう十三分しかございません。中村さんに飛鳥田さんに三分ずつ一問を許します。加藤さんには五分一問を許したいと思ひます。

○小林(連)委員 そういふやうなことは、委員長いけません。大臣が来られない前、われ／＼の申合せで、十五分といふことになつておつた。ところが大臣が来られて状況がかわつたのです。それを質問しておいて、あなたの持ち時間は十五分だからなんといつ

たいたします。しかし日本の経済の実情を見ますと、それにあまり徹底し過ぎるはいけません。このぐらゐの程度の緩和をした方がいいやないかというわけで緩和してゐるわけでありまして、これは各国の例をばらばらになつてもおわかりになりますように、各国ともやはりその地方々々、国々の事情によりまして、緩急の差があるのでございますから、私はその点においては、日本としてこの緩和はしていただく、それじや、その国家経済に對し、国民の利益、そのものを判断する材料を一体どこが持つてゐるか申しますれば、通産行政をやつてゐる通産省が一番よく把握してゐる次第でございます。また同時にそのものがこれに對するりつばな判断をしなければ、国家の大計を誤る、こういうことでわれ／＼といたしましては認可権を持つ。しかしながらこの認可権を持ちまして、これはただ單純に、いわゆるあなたの仰せになりましたような大企業庁であるというふうな考えで非難される点もあるかもしれないが、そういうことはないといふことを考へておりました。やはり慎重には慎重を期する意味において、元の公正取引委員会が、法的に見て、また法の根本精神から見て、これを許すべきか、許すべからざるかといふことを認定するといふことを与へ、その認定と、われ／＼が認可せんとする意思とが合致して、初めて認可ができるわけでございますから、われ／＼が専断で認可をするといふことには当らぬと思ひますから、御了承願ひたいと存じます。

たつて、質問にはやはり道中もありま  
するから、これ一問でやめるとか、二  
問でやめろということとは……。

○佐伯委員長 いや／＼、それは小林  
さんに申し上げたが、大臣が来られな  
い前のわれ／＼合同委員会の内部の申  
合せが十五分ということであつたか  
ら、あなたの時間がなければ、大臣に  
対する質問が済んでからお許しいたし  
ます。中村時雄君。

○小林委員 いろいろ委員長の横  
暴では質問にも何にもなりませんか  
ら、いま一問私にやらしてもらつ  
て……。

○佐伯委員長 それではお許しいたし  
ましよう。もう中村さんに許しました  
から、中村さんが済んでから、あなた  
のは一問許します。中村時雄君。

○中村時雄委員 三分ぐらいのこと  
は聞いても聞かぬでも同じことだが、  
ただ今の問題から行きますと、今度は  
カルテルという問題を考えて場  
合、このカルテルということそのもの  
は、われ／＼は意味からいつても悪い  
ものではないと思つてゐる。ただ問題  
は、その対象の消費者に対して非常に  
問題が起つてゐる。これはたとへば今  
の操短の問題にしても、中小企業に問  
題が出て来る。あるいは労働者に問題  
が出て来る。これから話を續けて行く  
のですが、肥料の問題にしても、大衆に  
砂糖の問題にいたしましても、大衆に  
対する非常な問題が現われて来るわけ  
であります。そこでひとつ、こういう  
ことが考えられるかどうかということ  
をお尋ねしたい。その一つといたしま  
して、この公正取引委員会に消費者代  
表として労働組合あるいは農村代表、  
そういうものを入れて行くかどうかと

いうことが第一点。それから第二点と  
いたしまして、審議長官といたしまし  
て、以前に日本の経済の問題を取上げ  
られ、そうして発表された。これは審  
議長官が考えたものでなしに、おそら  
く官僚がでつち上げたものだろうと思  
うのですが、実に抽象的な問題で、そ  
の実体がちつともわからない。とい  
うのは、少くとも経済自立でやつて行  
うとしておるのか、あるいは貿易によ  
つて日本の経済の復興をはかろうとし  
てゐるのか、どちらに重点を置いてお  
るかということをお聞きしたい。もし  
かりに経済自立で行うという観点があ  
るならば、これは先ほど委員長から申  
されたように、カルテル、トラス  
ト、遂にはコンツェルンまで行きまし  
て、昔のあの資本主義形体の姿が出て  
来るであらうという突破口になつて行  
くわけですね。その点に關してどうお考  
えになつておるかということが第二  
点。それからもしカルテル、——合理  
化カルテル、並びに生産カルテル、価  
格カルテルあるいはそれらの全部を含  
めてであります。これを認めた場合  
において、この独禁法の目標と相反す  
る行動が出るか出ないかということが  
第三点。そして最後に今の許可権の  
問題と認定権の問題であります。現在  
この許可権をめぐるとして、このよう  
な腐敗墮落してゐるところの——長官  
に言わせますれば、りつばな官僚とお  
つしやいですが、それがりつば過ぎま  
して、とき／＼脱線し、ついに首を  
くくつたような問題まで起してゐるわ  
けなんです。そのようないろ／＼な  
複雑な状況下にあるわけですね。そこ  
も明らかにこの許可権を通産大臣が握  
るといたしますれば、おそろく次に來

る問題は、この国家権力と結びついた  
ところの行政機構に對し、おそろく公  
正取引委員会は何らの発言もでき得な  
いというふうな状態になると思つた  
す。現在すでにそうなつてゐる。つま  
りそれに対して、この許可権というも  
のを公正取引委員会の方に持つて行く  
という御意思があらやいなや、この点  
をお聞きいたしまししょう。ちやうど五  
分になつた。

○岡野國務大臣 第一点にお答え申し  
上げます。農民とか中小企業の代表者  
を公正取引委員会に入れるか入れぬか  
ということは、私はただいま考えてお  
りません。まあそんなことも御意  
見として伺ひまして、検討はして見な  
ければならぬかと思ひますけれども、  
しかしただいまはそういう考えを持  
つておりません。

それから二番目の、自立経済が貿易  
かというの、ちよつと私御質問の趣  
旨がわからないのでございしますが、われ  
れが考えております自立経済と申し  
ますことは、少くとも日本のわれ／＼  
が、自分で働いて自分で食つて行くん  
だ、自分で働いて自分が幸福な社会を  
つくつて行くんだ、こういうことを一  
番の根柢にしてゐるのでございませ  
う。その手段といたしまして、何をやるか  
といひますれば、御承知の通りに、領  
土が少くございまして人が多いのであ  
ります。そうして資源がない。どうし  
てもやはりよそから資源を入れて、そ  
れを加工して外へ売るとき、ことに一  
番明瞭なことは食糧でございしますが、  
御承知の通りわれ／＼はこの土地の  
中に住みまして、八千四百万がこの土  
地だけで食糧では食つて行けな  
いのでございします。そういういたしま

と、食糧はどうしてもよそから輸入し  
なければならぬ。これをだん／＼と減  
して行きますとも、五年や八年で昔の  
アウカルキーの思想によりますところ  
の自給というものは出て来ない。そう  
しますと、それを外国から買わなければ  
ならぬから、買わざるを得ない。  
買ひますと、結局外貨がいります  
から、その外貨を何で獲得するかとい  
へば、輸出をして行かなければならぬ  
。ここに大きな根本の経済の基礎と  
いたしまして、貿易に重点を置かなけれ  
ばならぬ。しかも貿易のバランスは  
どうなつてゐるか申しますれば、輸  
入が非常に多くて、輸出が少いから、  
このバランスを合せるために輸出を第  
一にしなければならぬ。こういうこ  
とで輸出貿易第一主義といふか、今ず  
つと申し上げましたことによつてわれ  
われの経済の自立をはかつて行きた  
い、この考えのわけであります。

それから三番目の独禁法は、これは  
あの法律で定められた通りに、目標と  
いたしましては、根本の精神は、いわ  
ゆる自由競争をやらせるといふことに  
ありますが、それを緩和いたしました  
て、あの程度のカルテルを許す、しか  
しこれについては相当慎重にやりまし  
て、ほかに大した悪影響がないように  
する。

それから認可権の問題であります  
が、認可権の問題は、小林さんにお答  
へ申し上げましたと同じように、私自  
身は通産省が持つのが一番妥当であ  
ると思つておる次第でございします。た  
だ先ほどのお言葉の中に、国家権力がこ  
れは元々ゆるる天皇といふものがあり  
まして、国民がどうすることもできな

い不可侵権といふか、何か神様の与へ  
た国家権力といふようなものがあつた  
場合には、国家権力といふものが非常  
に悪用されまして、その停止するところ  
がわからぬほど、国民全体に不幸をも  
たらしたかと存じます。しかし、御  
承知の通りわれ／＼内閣といたしま  
しても、皆様方にしましても、国民が  
主権者であつて、その国民を代表され  
て出て来られるところのその組織が政  
治をしてゐるのでございしますから、非  
常に悪い政治があるとか、またどうし  
てもいかぬといふことになれば、当然  
国民、すなわち主権者の審判によつて  
その権力というものは崩壊してしま  
うのでございします。ですから、その点  
は、国家権力といふものがいつまで  
も昔の君主專制時代のようなことで統  
いて行くとは私は考えませんので、そ  
の弊害はなからうと存じます。

○佐伯委員長 飛鳥田一雄君。  
飛鳥田委員 私は二、三伺ひます。  
この独禁法は非常に大きな問題です  
で、大臣にゆつくり伺わしていただき  
たいと思ひますが、そういう機会をこ  
の委員会にお与えくださるかどう  
かはつきりおつしやつていただきた  
いと思ひます。

そこでもう一つの問題として、と  
りあえず一つだけ伺ひますが、六月四  
日でありますか、日銀總裁はこの独禁  
法に對して、どうも紡績業者はまだ／＼  
値下りにも耐え得られるのだし、値を  
つり上げるような操短はやめるべき  
だ、こういうふうな記者団会見で語つ  
ておられます。また本年の四月の初め  
に朝日新聞社の座談会で、川北興銀頭  
取は、日本の産業家は物価の下向傾向  
に對して、独禁法改正によるカルテル

第一類第十七号(附屬の一) 経済安定委員会、農林委員会、通商産業委員会連合審査会議録第一号 昭和二十八年七月九日

二九

化を考えているが、これは非常に困つたことである。不況カルテルによつて現状をよまかそうとする傾向は、日本経済の危機を真に打開する道ではないと思う。こういうふうな述べておられるのですが、こういう私たちの党派の立場からする批判のほかに、日本の経済界の中においても相当尊重をせらるべき地位にあられる方がこのように明白に言つておられることについて、大臣はどういうふうにお考えでしようか。

○岡野国務大臣 まず第一点であります。ただいままでいろいろこの委員会でお呼び出さされておりましたことにつきまして、よう出ることでございまして、はなはだ恐縮いたしました。おきまつておきます上に、今予算の審議がちょうど白熱化しているときでありまして、予算委員会ではつづらばれまして、どうも都合がつかない時間が多うございまして、いつも午前十時から三つか四つくらいございまして、かち合ひまして……

○飛鳥田委員 今度そういう機会を与えていただけたのかということだけ伺えればつづらうです。

○岡野国務大臣 もちろん私は今後努めて出てくることにいたします。

それから第二点の、日銀總裁、川北興銀頭取のお話でございまして、これはなるほどそういうふうな必要は現実にはないでございまして、ただ実業家の諸君は政治をしていられるものじやございませぬ。そのとき、この情勢を自分で判断している次第でございまして、それです。われ／＼政治的に見ましたものは違ふと思ひます。と申しますのは、われ／＼は長い目で、こと

に経審あたりでいいますと、五箇年先まで見通しをつけてやつて行かなくてはならぬ、こういうふうな考えを持つて政治に當つておられますが、万全を期する意味におきまして、朝鮮休戦ができ、世界の貿易競争が激化して行き、そして当然日本の国内の経済情勢がどうなつて行くかというのを非常に心痛しているわけではございまして、その意味におきまして、不況カルテルを適用することがないような事態があつてほしいというところは念願いたしてございす。しかしそういうことが出て来ぬとも限らぬ。出て来たときに、漫然とこの公正取引委員会の持つてゐる独禁法のこの厳格そのもののごときものがあつて動きがとれなかつたときには、われわれは自分自身のつくつた法律によつて自分自身が首をつつて行かなければならぬ、こういうふうなことがあるものです。慎重に考えまして、万が一そういう事態があつた場合には、これでもつてすぐ対処し得て、そして国民の幸福をいねがうという意味で、私はこの不況カルテル、合理化カルテルを今御審議願つておいた方がいゝと考える次第であります。

○飛鳥田委員 今伺つてゐると、操短勧告は全然その必要がないとおつしやつてゐるのですが、あまりにもお話が矛盾してゐる。

○岡野国務大臣 操短勧告は全部解消しておりました。ただいまございませぬ。

○佐伯委員長 加藤清二君。

○加藤清二委員 時間がたいへん短かいので、すずめの涙ぐましい時間を与えて、これで質問終了ということに押し通して行かんとするの、ないし

は皆さんが聞きたい／＼と仰つておられるのだから、今後そういう機会を与えて、みな満足をした後にこれを通そうとなさるの、まずその点を聞きたい。

○佐伯委員長 お答え申し上げます。大臣に対する質問は一間にお許し願います。あとは引続き政府委員がおられますから、政府委員に御質問願ひたいと思ひます。

○加藤(清二)委員 それではその点について大臣はどう考へておられるかというのを聞くのが第一点……

○岡野国務大臣 それは先ほどの御答弁は言葉が悪かつたかもしれませぬけれども、私の時間の許す限り、国会のお許しになる限り出て来ることはむろん当然の義務でありますし、責任でありますから、出て来ます。

○加藤(清二)委員 それではお尋ねいたしますが、大臣すでに御承知の通り、今日は操短はやめたのだといふおつしやつてゐるが、事実上は行われてゐるのです。紡績に限らず、砂糖に限らず、鉄、石炭に限らず、肥料に限らず、こういう禁止されている独禁法があるうちから、すでにカルテルの一部が行われてゐる現状であることを、大臣よく御承知だと思ふ。にもかかわりませぬ、なぜ追討をかけられるように、こういう法律をあえて前国会も今国会も出さなければならぬのか、その理由を承りたい。

○岡野国務大臣 この前、昨年の春でございまして、綿糸、綿布の非常な混乱が起きました。その当時通産省が勧告したことは私何つております。ところが、これは今年の六月に終りました、そして勧告の形式はなくなつてしまつております。先ほどは日銀總裁と興銀の總裁が、操短なんかする時期じやないといふことをおつしやつておられます。今お伺ひいたしますと、操短をやつてゐるじやないかと仰せられますが、ただ問題は操短といふことをみんなが共同一致して、いわゆるカルテルをつくつて操短してゐるなら、これは独禁法違反でございまして、これども、どうも自分の会社の採算がとれて行かぬから、自分自身の会社だけでは操短しなければいけぬといふことでやつてゐることは、これは独禁法に觸れませぬものです。それはあるかもしれませぬ。その点は私よく存じませぬから、独禁法の立場から公取委員長の方で今の現状を御説明願ひたいと思ひます。

○加藤(清二)委員 それはあとで承ります。今の問題の言葉のやりとりをやるわけではないのでありますが、解けたとおつしやつても、大臣御承知の通り、現に十六万俵で押えられてゐる。新紡、新紡には外貨の割当が制限されてゐるでしよう。業界ではそんなう、あとで徹底的にやります。

ところで今大臣は、国家経済の存立を危うくするやうなことがあつてはいないから、こういうことをやる、こ

うおつしやつておられるのですが、今日こういう法律がない折に、すでにそれに相似てゐる操短が行われてゐる。おかげで原料高の製品安、現に毛織物なんか見てごらんない、買つて来た糸に加工して製品にした値段が、原料の糸より安いという現状である。つまり国家経済の存立をすでに危うくしてゐる。中小企業はばつ／＼と倒れて行

く。そういうときに中小企業の方の手当はそのままにして、なぜ資本家だけをしなければならぬのか。今輸出貿易第一主義と仰せられた、これはけつこうだ、私も大賛成だ。ところが何がゆゑに今日コスト高で輸出がきかないかといふと、紡績が操短をして、糸値を三品市場でつり上げてゐるから、こ

うなつた。それは業界の者ならみんな知つてゐる。それにもかかわらず、それに追討を加へて、紡績だけがうまい汁の吸えるやうな、値段の相談のできるやうなこういうものを、なぜ今日つくらなければならぬのか、その必要性のぎり／＼一ぱいのところをはつきりおつしやつていただきたい。数字はあとで詳細に申し上げます。

○岡野国務大臣 ただいまの情勢につきまして、いわゆる操短ができておる、しかも大経管は操短しておつて、中小経営はその余波を受けて、そして原料高で製品安、こういうやうな非常なへん／＼な情勢が起きている、その場合に、ことさらにまた大企業を保護することがございまして、カルテルの緩和をすることはけしからぬじやないか、こういう御質問でございませぬ。

○加藤(清二)委員 けしからぬじやないかといふのは、それは立場だから……。なぜそういうことをしなければならぬか、そのよつて来るゆゑを聞きたい。

○岡野国務大臣 問題といたしましては、私どもの見るところによりまして、特需といふものが減るといふ情勢が当然見えてゐる次第であります。なかなかなまやさいことでは、この日本の経済を保つて行くわけにはいかぬと思ひます。そして生産過剰で物が売



れなくなつて、ばた／＼倒れて来る人がたくさんある。そのときに大きな企業家が倒れるということは、すなわち中小企業がなお大きな波を受け、消費者はなお大きな影響を受けるということになるわけだ。さういふことは、もしもさういふことがあつては相ならぬから、さういふときには独禁法の根本精神を金科玉条として大事に保つておける精神のもとにおいても、少くとも一時の経済の破綻を救うためには、何か手を打つておかなければならぬ、これが今度緩和したしたゆえんであります。

○佐伯委員長 小林君にお諮りいたしますが、あなたは一間で御質問になりますか。加藤君、もうあなたの時間は参りましたから……。小林進君。

○小林進委員 それでは時間もありませんので、大臣にはんの一問だけお尋ねいたします。

確定については御承知のように、安定帯価格というのが設けられました。春肥においては八百六十円であります。前後三千円ずつの幅があります。この建前は御承知のように確定の値段が上がるから、それを引下げるための安定帯価格であつたのであります。しかし先ほどから言われておりますように、確定の生産価格といふものはだれも知らない。しかも現実に肥料の輸出価格は、御承知のように出血価格と言われる。これは出血価格かどうか知りませんが、資本家はさう言うのであります。六百円前後で確定が売られておる、しかもそれに対してわが国の農民は、この安定帯価格に基いて少くとも八百六十円、九十円の春肥をどうしても買わなければならないように押しつ

けられてゐる。それで農民は、それならば確定の輸入を許せ、現にドイツの確定あたりは七百円そこ／＼で買えるという見通しがわ／＼にはつきりついておるのであります。だからその確定が入れば、日本の農民は七百円そこ／＼の確定を使用できるにかかわらず、その確定の輸入を許さない、さうして出血価格と称する六百円の肥料を日本の農民は買えない。ただ資本家が無限に値上げを続けるという値段を政府が八百九十円まで下げて、それを農民は買つておるのであります。私はこの安定帯価格はいかに弁明があろうとも、これは一つのカルテルではないか、かように解釈するのであります。この点に対する通産大臣と公正取引委員長の両者の御見解を承りたいと思つてあります。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。確定の安定帯価格といふものは、いろいろ研究した結果あつたことにしてありますが、しかし出血輸出をしたから、その出血の穴を国内で埋めて行くといふことも、いろいろお言葉としては出て来ると思つて、しかしかりに私が経済上の観念から申しまして、輸出を全部とめてしまつて、ただ日本に必要なだけの確定をつくつて、はたしてこの安定帯価格で売られて行くかと申しますれば、現在の業界並びに財界では行けないのが事実あります。これはいろいろくつてはなくて、いわゆる採算上です、ところが今確定は日本の内地では百五、六十万トンの需要しかないものであります。それに設備として二百万トン近くできるもので、すから、これはどうしてもやはり外国へ出して行かなければならぬ、すなわ

ち外国へ出すだけの二百万トンつくればこそ、今の安定帯価格で治まつておるとも逆に言えるわけでありまして。そこで今外国からどん／＼輸入したらどうかというお話がありました。ドイツの国内では大体五十ドルと私は何つております。その五十ドルに対して運賃、保険料をつけますと約十三ドルかかります。日本へ来ますれば六十ドルくらいになります。日本で安定帯価格の最高が六十三ドルでございます。最低が六十一ドルでございます。輸入をいたしましても、値段においては大差はない、こう私は考えております。

○佐伯委員長 これをもつて大臣に対する質疑を打ち切ります。續いて質疑を続行いたします。

○横田政府委員 ただいま確定の安定帯価格がすなわちカルテルではないかといふことでございまして、安定帯価格制度ははつきりした法律上の根拠がないのであります。従つてこの制度そのものはカルテルであるとは言えないのでございまして。結局これをめぐりましてそこいろいろ／＼な動きがある、それがあつてはカルテルになつて参る危険が非常にあるわけでありまして。

○足鹿委員 私は午前中に具体的な問題で承る余裕がございませんでしたので、大臣に対する質問は他の同僚議員に譲りまして、具体的な問題について一点公正取引委員長に伺いたたい。

最初にお伺いしたいのは、この改正法案の附則第九項に、垂糸業法の一部を次のように改めるといふことになつております。すなわち第十五条ノ二には「農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購買受付ケントスル者ガ農

業協同組合又ハ農業協同組合連合会ヨリ購買受付ケントスル者ハ農業協同組合法第十五条第一項第十一号ノ団体協約又ハ購買契約ヲ締結シテ該協約ノ受付ケタル場合ニ於テ該協約ニ係ル団体協約」云々とありまして、その協定、契約または共同行為の内容として「左ノ各号ノ要件ヲ具備スルコトハ私的独占ノ禁止及公正取引の確保に關する法律ノ規定ハ之ヲ適用セズ」と言つておる。その次に「公正ナル取引方法ヲ用フコトキ又ハ不当ニ価格ヲ引下グルコトトナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」といふことで一応体系を立てておりますが、この点について私は伺いたたいのであります。

垂糸業法の第十五条ノ二の改正は、結論的にいつて行ひべきでない、私はさういふ見解を持つておる。その一つの考へ方について、購買契約を結ぶ者の申込みを受けた場合、購買受付者すなわち需要者、製糸業者の行ひ購買協定等の共同行為は独禁法から除外をしたといふと、これは需要者から製糸業者が非常に買いたたかれる懸念が、従来の経緯から見ても明らかであるからであります。私は、大臣でなくともよろしいが、実際の業務を担当している当局の人々が、この点について心配はないかという御結論に達しておられるかどうか、さういふ懸念が一点でもあるかどうか、この点は具体的にどう検討したかといふことについて最初に承りたい。

○横田政府委員 この垂糸業法の改正は、前回の改正案にもこの通りの形で入れてあるわけでございますが、結局今仰せられます通り、購買の買入れ値段につきまして、製糸業者が共同行為を

いたしまして、買いたたきをするといふことは非常によくないこととございまして、これはもちろん現行独禁法から申しますれば明らかに違反になるわけでございますが、ただ組合側から特にそれがいいかといふことで申出をいたしました場合は、むしろその組合を通じての取引といふものを確立するといふ意味におきまして、この場合に限つて製糸業者が話し合いを許される、それ以外の場合は絶対にしてはならない、さういふ線でやりますれば、今おつしやつたような弊害もないのではないかとさういふに私たちは考えたわけでございます。実際の問題につきましては、主として農林省の方からいろいろ話がありまして、われ／＼の方もそれを了承しまして、独占禁止法の改正の中にこれを一条入れたわけでございます。

○足鹿委員 農林省関係につきまして、私どもの委員会でも、農林省から要求があつたから入れた、さういふお話についてはさらに究明して行きたいと思つております。この際独禁法の審判としての公正取引委員長に伺いたたいのは、今おつしやることは何等の場合のことなんです。現状においてわれ／＼が考へてみたときに、さういふ事情が現在あるかといふことを申し上げてみたいと思つて。現在農業協同組合あるいは養蚕協同組合、これら一連のものが農民にかつて消費者と購買者の協定を結ぶ、それについて需要者から農協に申入れがあつたときだけに適用するか、その心配はないと言われますが、従来の統制の慣性や、官吏の行政指導等によりまして、購買の問題につきましては、ほとんどその組合の経費すら



今日の原毛の価格は濠州価格にして百十一ペンスから百四十ペンスでありまして、せい／＼高値にしても百五十ペンスを出ておるものはいまありません。今日の新聞でもごらん通りの通りでございます。これを輸入いたしまして、工賃が高い／＼と書かれておるようございまして、その高い工賃を払つて糸にしたとしても、日本金に直してみてポンド当りどうぞろばんをはじき直してみても、これは七百円前後どまりというところがだれしも見る相場でございます。大体三十六の双糸にしても四十二の双糸にしても同じであります。が、大体七百円合、これにその他金利、諸掛、いろ／＼加えてみても、九百円と見積れば決して損は行かないし、先ほど大臣の言われましたように、大企業経済には決して危機を感ずるようなことはありません。そろばんをはじいてみて下さい。にもかかわりませず、これが何ゆゑに千四百円合を上まわなければならないのか。これが千三百円、千二百円という声を聞きますと、もうたいへんな業界の騒ぎ方なんです。今日何がゆゑに千四百円というふうに値をあふり上げられなければならないのか。この点をまずお尋ねしたいのであります。

ところがここに考えなければならぬことは、これが外貨割当に端を発し、その割当でそれをする相手方が限られておるといふ問題、それから紡績が操短するといふ問題、金融カルテルが今日行われなければならないといふときに、すでに行われておつて、この金が三品市場へ、三品市場へと流れおる。証券界の金までも、つなぎとして生れたところの、つなぎとして許可されたとあつた三品市場へ流れ込む。そういうわけで、機場のために、紡績のために設けられた三品市場なるものが、今日では金融投資家の独占企業の場となつておる。いへば紡績の機場と金融資本家のこれに対する協力、利潤の分配によつても糸値がどん／＼上げられておる。糸値が上がることはけつこうなことです。高く売れて行くといふことならばこんなけつこうなことはありませぬ。人がもうけようとしたがもうけようとして、日本の方々のふところに入るのならばけつこうです。ところがこうやつてつり上げたおかげで、日本の糸は一筋も外国へ買われて行きます。毛についでいうならば、一筋も外国に買われて行きます。行く場合にはどういふことが行われておるかといふと、商社の出血輸出によつて行われておる。肥料は百姓の出血によつて輸出が行われておるということに相なつておるようございまして、商社が別なものを輸出した利益をこへ投入することによつて、輸出が辛うじて保たれておるといふ現状なんです。この現状をよく御認識でございませうか。そのおかげでこの高値の糸を買われた機場は、いわゆる原料高、ところができ上つたものは国際価格に抑えられますので製品安、従つて先ほど私が申し上げましたように、日本の毛製品なるものは、日本でつくつたものでありながらメイ・ド・イン・イングランドの名前をつけるて売れて行くけれども、それでないと売れないといふ現状なんです。一切れも売れて行きます。マス見本をどれだけ見せても売れて行きます。なぜか。それはコストが高いからといふことと、糸値が高いからといふことなんです。

す。そこで困つておるのは機場であり、整理屋である。買った糸とでき上つた製品の生地と比べてみて、加工して、技術と職知と資本を投入してなお目方についてみて、同じくらいにしか売れて行かぬといふのが現状なんです。こういうやさきにあつて輸出振興とおつしやいます。片方で口に出して振興を唱へ、片方独禁法の解除をやつて、どうして輸出振興ができますか。私は具体的な輸出振興の方途をここにはつきりとしていたしたいと思います。輸出振興をはかるかといふことを、この際その道の専門家でいらつしやる皆様から、はつきりとお教へ願ひたいと存じます。しかもこの上なおカルテルが行われれば、金融暴利は一層今日のこの状態に拍車をかける結果と相なつて来るでございませう。ただいまでも機場はばつ／＼と倒れて行つておる。今日の不渡り手形の数量をお調べなさつたことがございませうか。三万枚に及ぶところの不渡り手形は、ほとんどこれ中小企業であり機場が多いのです。輸出の総額の四〇％から五〇％を占めておる機場がこんな状態かどうか。こういう状態が繰返されたおかげで、六〇％であつたものがどん／＼下つて来て、これは三六％に下つて来ておる。これで輸出振興といふことが言えますか。この点はつきりしていただくたいと思ひます。お題目でなくてほんとうの具体策を……。片や独禁法を解きながら、片や輸出振興が糸の業界において行われるといふところのりつばを具体策があつての仕事でございませう。もしなかつたとするならば、池田さんは、首をつつて死

でもいいといふことを正直におつしやつたけれども、今度の方々は、口には先ほどのように国家経済の存立を危くするといふかぬからやると言ひながら、国家経済といふものは中小企業をオミツトして、紡績だけの国家経済であるといふのか、あるいは国家経済といふ美名のもとに、あるいは機場を一層痛めつけようとしていらつしやるのか、輸出業者を痛めつけようとしていらつしやるか、この点もはつきりしていただきたいと存じます。やれば切りのないこととでございませうが、ただこの際は私は、消費者がどのような迷惑をこうむつておるかといふことを、実は時間をいただいて申し上げたいのです。これはもうあなた自身、委員長自身が困つておる。あなたの清ていらつしやるワイシャツに例をとつてもけつこうです。す、服にとつてもけつこうです。こにいらつしやる皆さんが困りなんです。お困りになつておることに気がついていないだけです。そしてこれははつきり私は数字をあけて、いづれかは別にして、今日は業界同士で困つておる。政府のいうところの輸出振興に矛盾を来しているじやないか。これを一体どうしてくれるかといふ点についてだけ、お答えが願ひたいと存じます。

○中野政府委員 ただいまは原毛の輸入価格、その機場加工されました糸値あるいは糸価等につきましても、る数字をあけての御質問でございませう。また今日毛製品が国外に輸出されておるという事実も私もよく存じておるのでございませうが、今回の独禁法の改正と、国際物価に日本のコストをさや寄せる方向へ努力してやることとは、まづたたく油と水のように矛盾した話ではないか、こういう御質問の要旨だと思ひます。ございませうが、たびたび申し上げます通り、今回の独禁法改正においては、合理化のカルテル、それから不況切掛けのためのカルテル、しかもその前提は法律案の二十四条等をごらんになります。すこぶる厳格な条件のもとにおいてこれを発動する。これは私もこの法案の立案時代から考へておるのでございませうが、先ほどから皆様から御質問に相なりまして、かつ中小企業、関連産業が、不当な不利益を、原価計算の結果受けないといふ、そういう線を見出しますために、は、よほどの努力とよほどの両者間の話合ひを必要とすると思ひのであります。その両方の努力、話合ひは結局一致し得るものと考へます。一致いたしませんときは、これはやむを得ませぬ。この法律の発動は起らぬといふこともあり得ると思ひのでございませう。さういふことを考へますと、まづたたく御指摘のように、この改正案の運用におきまして、あるいは大資本家のみの擁護に任ずる、あるいは法定の条件を甘く解釈いたしまして、中小企業者、その他関連産業者が不当な不利益を受けるような運営をいたさなければ、そういうような輸出振興のための原価の切下げもできぬといふような事態に陥ると思ひます。ございませうが、毎回申し上げます通り、公正取引委員会との話合ひによりまして、そのときにそういう事態のないようにいたしますと同時に、中小企業対策等におきまして、金の面あるいは技術の面、能率の面、まだ

まだ私自身から考えましても不足だとは思いますが、今国会に近く法案を御提案の趣で、中小企業者につきまして、広く価格協定も認め、また今日中小企業者のいろいろ困つておられる面について、たやすく設備の新設、拡張ができるというようなことで、いわゆる大企業よりも、機場の関係でもどんな設備がふえて行く。こういう状況では、どうしてもお互い競争の結果、原価を割つても換金売りをしなければならぬという事態もありますので、今回の法案については、設備の増設あるいは新規設備の抑制という面までもお考えのように伺つておりますし、予算面、金融面につきましても、まだ不十分とは思いますが、そういう方面において努力をいたしたい。両々相まつて行きますならば、この法律案の最小限度ねらつておりまする当該産業の安定と申しますか、合理化の促進ができると確信して、その目標達成に努力するつもりでございます。

○加藤(清)委員 中野さんは名古屋の通商局長を前任していらつしやつから、あの近畿、東海地方の機場の状況はよく御存じだと思います。それで、私は何も中野さんをごさうごさうのじやございせんから——それで申し上げたいことは、よろしゅうございませうか、こういうことなんです。今日独占禁止法がしかれていて、紡績にある程度のわががかつておるにもかかわりませず、なお九百円台であればけっこう採算のとれる糸を、操短という美名のもとに千四百円の高値で売りつけているというこの事実、この事実をどう見てくださいか。その上なおこういう法律

で追い討ちをかけてわくをあげれば、一層その羽を伸ばし得る連中だけが利益の増大をはかることに相なることははつきりしておる、喜んでおるのだから。だからやつてくれやつてくれと言つて来ているのです。それをどうしますか。政府としては、なるほどこの法の運用の妙を得てさうなことのないようになすべしと仰せられますが、その次がたいへんだ。今日の紡績の力をあえて政府が押し切れますか。ことに綿紡は二〇にして七万四千台でかつこう採算が合います。にもかかわりませず八万四千台になつた折に、政府は紡績の要望に応じて操短というのを余儀なくさせられた。政府がさせられたんだ。はつきりしている。だが何と言おうとそれははつきりした事実なんです。これがさうでないというなら、いつの会議においてそれがどういふ発言をして、どこでどうきまつたかというのをはつきり言います。押し切られて来た。しかも外貨という国家の金、優先外貨でございませう。それを十大紡にのみ優先して、カード下やコマ落ちに零にする。毛に対してノイルは零にしてやる。まことにけつこうなサービスが行われて来たんだ。過去のカルテルの歴史をよう御存じでございませう。明治二十三年に紡績がこれをしいてから、今日に至るまで十一回やつて来た。通商行政史にはつきり出ている。あれを認めないと言われれば別でございませうけれども、紡績が今日、半世紀になるやならずしてあれだけの大きくなったのは、これはカルテルのおかげであるということを紡績界みずからが認めているではありませんか。しかも

そのかたには消費者が泣き、女工哀史があつたではないか。これを一体どうしようとするのか。私は何一局長さんをごさうごさうか、一公取委員長をごさうごさうか、ほんとうに日本の産業が大事であり、先ほど大臣の言われた国家経済の存立ということが目的であるとするならば、国家経済の中核をなす中小企業がばつた／＼と倒れて行つてどうしますか。コスト高になつたりいろ／＼するのが中小企業が倒れることの原因をなしておるということ、その倒れる原因は紡績が独占して利益をみんな持つて行つてしまつてゐるからだということ、これはほかの業界ならいざ知らず、現に紡績が認めているじやないか。交渉に見えたときはそんなこと言ひませう。あぐらかいて話し合つてごらんない。そんなことは皆さんがよく御存じのはずなんです。ここで話さぬでこから里へ降りて話してごらんない。うそだと思つたら私名前あげて言います。みんな紡績の連中は知つておりますから。それをあえて助長するような策をこの際なせとらなければならぬのか。それは中野さんのおつしやるように、中小企業対策をやればけつこうでしよう。しかし私はあえて輸出カルテルが悪いというわけじやない。きようはこの一点です。カルテルも、私は必要性を認めているものです。おかしなことを言ひますが、社会党だけれども、ある程度のカルテルは認めている。それはまた別の時間にやります。この問題をどうしてくれませんか。まずそれが先決問題です。それではあつた何にも進みません。

○中野政府委員 理づめの御質問でございますが、私の考えている範囲で答え申し上げたいと思ひます。  
九百円のコストでできる糸が千四百円で売られておる。通産省といたしましては、御承知の通り価格統制と申しますか、そういう統制経済でなしに自由、これももちろん手放しではないわけでございますが、そういう原則で経済の運営をはかつた方が日本経済の発展に役立つ、こういう建前でございますので、御承知の通り、先ほどお触れになりましたように三品市場も設けまして、需要と供給によつて価格の形成をはかる。それが一番経済の繁栄を映すのじやないかということをやつておる。その値段等が千四百円くらいになつておるかとも思ひます。あるいは現物はそれよりも多少高まつておるといふようなことになつておるのでございまして、それらの事象を根本的に御批判になるなら別でございしますが、それとこの法案の目的といたしておりまする、基礎産業もございませう。あるいは他の産業もございませうが、それが内外の経済市況の変動によつて、非常に底が浅いというやうな状況で、昨年の当初等の綿糸の暴落という点では、私も不正確でございしますが、国際価格を割つておる。しかもそれがどんどん安くなるので、海外の商社等も、そう先行き安くなるやうなら買控えようということになりましたので、あのような措置が講じられたのだと思ひますが、そういう事態を厳密に規定いたしまして、その際現在絶対に禁止しておる協定行為を認定と認可のもとに認めて、当該業界の一種の自主的混乱防止策を講ずるの道を開いてやろう、

こういう法律の趣旨でございしますので、さうに御了解願ひたいと思ひます。  
○加藤(清)委員 もう時間がないようですからこの一点にとどめて、あとは次の機会に譲ることといたしまして、中野さん、私はこの法律の趣旨を聞いてゐるのではないのです。法律の趣旨も、皆さんが業界の指導育成に御熱心なものでよく知つております。一生懸命になつていただいてありがたうと思つておりますが、その親心がほんとうに末端に届いていないことを憂へるものであり、この法律をつくることによつて、その親心が一層薄れて行くことをより私は悲しむものなのです。なぜならば、この統制価格じやいけない。それで自由にしてなおある程度のことばやる。さうして価格を保たせて安定をはかつて行こう。復興をはかつて行こうという御趣旨のやうでございします。その趣旨についてもいろ／＼ございしますが、それは是認いたしましたし、是認したとして、なお今日糸値が高くなつてゐる。その回答がされていらない。それは回答になつていない。今日こういう法律がなくても、なお紡績はちやんとこの精神に合ひ以上のことをおやりあそばされていらつしやうし、なお政府もその勢いに押され、要望に應じていろ／＼な施策を講じていらつしやう。その上さういふものをかてて加えなされば、一層その勢いを助長してしまつて、ほんとうにあなたのおつしやつた国家経済、中小企業、消費者、そういうものの幸福をはかるうとしていらつしやつても、なお押し切られてしまひます。押し切られますわ。紡績の勢いに刃向うことがはたしてでき

るか、できないか。従つて私の考え方は、逆に言えば紡連とか、絹紡にしてもそうですが、それはやはり独占禁止法のような形において、そういう方法のできないように、談合のできないようにしておいた方が安定すると考えておる。私はこれは事実だと思ふ。国家総動員の時代にはそういうことが行われておる。お前らはもうけ過ぎておるからいけぬという。それをはずすならばずすでよろしいが、それであつたら三品市場をあのままにしておいてよろしゅうございませうか。しかも金融カルテルが行われるようになったらどういふことになりますか。今法律に逃避があるからというので何とか経済会、何とか経済会というもので、人の金を集めて来てあそこに投入する。だから株が上る。そういうことをやつて一たびウオール街の株が下るとまたがたがたになる。だから私はこういうことを許すことは、決して紡連の横暴を抑制することにはならない、かように思いますが、この返事はしていただくねでもけつこうです。返事をなさるときさしざわりがあるといけないからけつこうです。ただ公取の委員長さんに、この数字がどうのこうのといふことは抜きにして、こういう現状にあるときに、このようなことをやつたならば一層横暴をたくましゅうさせて、中小企業から輸出業者までが困り、ひいては国内の消費者から、あなた自身の洋服生地までが高くなる。こう思つておる。私の考え方が間違ひであるかどうか、一語でけつこうでございませうから、お答え

いただきたいと思います。

○横田政府委員 今回の改正は、先ほど局長から申しましたように、きわめ

て非常な場合にカルテルを認めるといふことになつておりますので、その点では御心配のような――運用さえよろしければ決して御心配のような結果にはならないと思ひます。

○佐伯委員長 これにて本連合審査会における質疑通告者全部の質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十分散会



昭和二十八年七月十五日印刷

昭和二十八年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局